

官報

号外 昭和二十二年十二月九日

○第一回衆議院會議録第七十四号

昭和二十二年十二月八日(月曜日)

午後三時十四分開議

議事日程 第七十三号

昭和二十二年十二月八日(月曜日)
午後一時開議

第一 彈劾裁判所の裁判員及び同予備員の選挙

第二 訴追委員会の委員及び同予備員の選挙

第三 船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律案(内閣提出)

第六 通貨発行審議会法案(内閣提出)

第七 政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案(内閣提出)

第八 勸業債券の増増金等に関する法律案(内閣提出)

所得税の課税の特例に対する法律案(内閣提出)

第九 船員保険特別会計法案(内閣提出)

第十 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の應急措置に関する法律案(内閣提出)

第十一 大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)

第十二 貿易資金特別会計法を改正する法律案(内閣提出)

第十三 特別都市計画法第四條の規定による國庫補助を國債証券の交付により行う等の法律案(内閣提出)

第十四 物品の無償貸付及び譲與等に関する法律案(内閣提出)

第十五 金融機関再整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 旧日本銀行券の未回収残行残高に相当する金額の一部を

國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律案(内閣提出)

第十七 臨時金利調整法案(内閣提出)

第十八 租税完納運動に関する決議案(佐藤觀次郎君外三十八名提出)(委員会審査省略要求事件)

第十九 自由討議 (前会の続)

請願

第一 五行川並びに野元川改修工事施行の請願(第三号)

第二 巴波川及び渡良瀬川改修工事並びに旧谷中村遊水池の干拓工事施行に関する請願(第一〇号)

第三 最上川災害復旧工事促進に関する請願(第四七号)

第四 茶臼山砂防工事並びに岡田川改修工事施行の請願(第六一號)

第五 新潟、長野兩縣下における砂防工事施行の請願(第六二號)

第六 最上川本支流改修工事促進の請願(第八六號)

第七 本庄川砂防工事施行の請願

(第二三三號)

第八 小林川砂防工事施行の請願(第二四四號)

第九 社川砂防工事施行の請願(第二五五號)

第一〇 河内川改修工事施行の請願(第二二六號)

第一一 羽部川砂防工事施行の請願(第二二七號)

第一二 初瀬川砂防工事施行の請願(第二二八號)

第一三 落合川砂防工事施行の請願(第二二九號)

第一四 西山川砂防工事施行の請願(第二三〇號)

第一五 大渡川砂防工事施行の請願(第二三一號)

第一六 舟山川護岸工事施行の請願(第二三二號)

第一七 大谷川砂防工事施行の請願(第二三三號)

第一八 杉谷川砂防工事施行の請願(第二三四號)

第一九 大庭風川砂防工事施行の請願(第二三五號)

第二〇 田羽根川砂防工事施行の請願(第二三六號)

第二一 塩谷川砂防工事継続施行の請願(第二三七號)

第二二 井原川砂防工事施行の請願(第二三八號)

第二三 福井川砂防工事施行の請願(第二三九號)

第二四 西屋川砂防工事施行の請願(第一四〇號)

第二五 樋谷川砂防工事施行の請願(第一四一號)

第二六 吉岡村地内砂防工事施行の請願(第一四二號)

第二七 瀬戸市を中心とする地域に砂防工事施行の請願(第一五二號)

第二八 羽出村地内護岸工事施行の請願(第一六九號)

第二九 粟井池の砂防工事継続施行に関する請願(第一七〇號)

第三〇 馬見ヶ崎川上流砂防工事並びに下流改修工事施行の請願(第一七一號)

第三一 正法寺川砂防工事継続施行の請願(第一七四號)

第三二 郷川治水工事施行の請願(第一七一號)

第三三 賀茂川改修工事施行の請願(第一二二號)

第三四 同(第一二三號)

第三五 黒瀬川及び中川改修工事施行の請願(第一二四號)

第三六 賀茂川改修工事施行の請願(第一二五號)

第三七 同(第一二六號)

第三八 高野川、三津大川及び郷川改修工事施行の請願(第一二七號)

第三九 賀茂川改修工事施行の請願(第一二八號)

第四〇 同(第一二九號)

第四一 長谷川砂防工事施行の請願

- 第四二 最上川上流改修工事繼續施行促進の請願(第二二五号)
- 第四三 イラスヶ川上流砂防工事施行の請願(第二二六号)
- 第四四 常願寺川の改修工事速成の請願(第二三四号)
- 第四五 同(第二三五号)
- 第四六 胆貝川改修工事促進の請願(第二三六号)
- 第四七 金ヶ崎、高瀬間運河開鑿その他に関する請願(第二三八号)
- 第四八 吳市周辺における砂防工事費増額の請願(第二四八号)
- 第四九 山口縣における砂防工事費増額の請願(第二四九号)
- 第五〇 丸森町地内における阿武隈川下流改修工事促進の請願(第二五〇号)
- 第五一 柳川水系各河川治水工事施行の請願(第二五五号)
- 第五二 肱川治水工事施行促進の請願(第二六一号)
- 第五三 六甲山系の治水工事施行促進に関する請願(第二九九号)
- 第五四 岩手縣の水害対策に関する請願(第三〇三号)
- 第五五 神崎川防災工事費増額並びに尼ヶ崎港改良工事施行の請願(第三一〇号)
- 第五六 小田川並びに荒金川砂防工事施行の請願(第三一五号)
- 第五七 鳥取縣の砂防工事費増額の請願(第三二六号)
- 第五八 大谷川上流砂防工事並びに下流護岸工事施行の請願(第三二二号)
- 第五九 重信川治水工事施行の請願(第三二五号)
- 第六〇 上妻村地内鬼怒川沿岸築堤工事施行の請願(第三二八号)
- 第六一 砂防事業一元化に関する請願(第三三二号)
- 第六二 吉井川改修工事費増額の請願(第三三四号)
- 第六三 天川砂防工事施行の請願(第三四六号)
- 第六四 乱川及び押切川のの上流にダム築設の請願(第三四七号)
- 第六五 藏王川砂防工事施行の請願(第三五五号)
- 第六六 川内川上流治水工事促進の請願(第三六六号)
- 第六七 山口縣の災害復旧費國庫補助増額の請願(第三七二号)
- 第六八 水無川砂防工事促進の請願(第三七七号)
- 第六九 庄川及び小矢部川改修工事施行促進の請願(第三八〇号)
- 第七〇 兵庫縣津名郡下における各河川の砂防工事施行の請願(第三八七号)
- 第七一 圓山川改修工事施行の請願(第三八八号)
- 第七二 木曾川上流改修工事促進の請願(第三九四号)
- 第七三 信濃川治水工事繼續施行の請願(第四二二号)
- 第七四 谷川砂防工事施行の請願(第四二六号)
- 第七五 烏川砂防工事繼續施行の請願(第四二七号)
- 第七六 荒久澤砂防工事施行の請願(第四二八号)
- 第七七 湯ヶ澤川砂防工事施行の請願(第四二九号)
- 第七八 西方寺澤砂防工事施行の請願(第四三〇号)
- 第七九 鳥居澤砂防工事施行の請願(第四三二号)
- 第八〇 村松澤外三溪流に砂防工事施行の請願(第四三二号)
- 第八一 本川治水工事施行の請願外三件(第四三四号)
- 第八二 群馬縣利根郡内の各河川に砂防工事施行の請願外四件(第四三五号)
- 第八三 岩島村大字松谷地内砂防工事繼續施行の請願(第四三六号)
- 第八四 五領澤砂防工事繼續施行の請願(第四三七号)
- 第八五 大竹川及び上澤渡川砂防工事施行の請願(第四三八号)
- 第八六 矢川川、市野宜川及び西牧川砂防工事施行の請願(第四三九号)
- 第八七 大堰澤砂防工事施行の請願(第四四〇号)
- 第八八 九十九川上流治水工事施行の請願(第四四二号)
- 第八九 大板澤砂防工事繼續施行の請願(第四四二二号)
- 第九〇 久保井堰堤の近接下流に複堰堤築設の請願(第四四三三号)
- 第九一 天山川砂防工事施行の請願(第四四四四号)
- 第九二 日向川治水工事促進の請願(第四四五五号)
- 第九三 三波川砂防工事施行の請願(第四四六六号)
- 第九四 土合川砂防工事施行の請願(第四四七七号)
- 第九五 大澤川下流に砂防工事施行の請願(第四四八八号)
- 第九六 平澤川改修工事繼續施行の請願(第四四九九号)
- 第九七 礪澤に打止堰堤工事施行の請願(第四五〇〇号)
- 第九八 貫澤に砂防工事繼續施行の請願(第四五一一号)
- 第九九 潤澤川、野上川、岩染川砂防工事繼續施行の請願(第四五二二号)
- 第一〇〇 瀧澤川砂防工事施行の請願(第四五三三号)
- 第一〇一 愛知縣内の海岸堤防改修工事施行の請願(第四五四四号)
- 第一〇二 高師、天伯原一帯に砂防工事施行の請願(第四五五八号)
- 第一〇三 逢妻川上流砂防工事施行の請願(第四五九号)
- 第一〇四 愛知縣における砂防工事費國庫補助増額の請願(第四五六〇号)
- 第一〇五 瀬戸市を中心とする地域に砂防工事施行の請願(第四五六一号)
- 第一〇六 霞ヶ浦北浦沿岸治水工事促進の請願(第四七三三号)
- 第一〇七 同(第四七九号)
- 第一〇八 久慈川改修工事促進の請願(第四八九八号)
- 第一〇九 馬見ヶ崎川上流砂防工事並びに下流改修工事施行の請願(第四九九九号)
- 第一一〇 高橋川砂防工事施行の請願(第五〇〇号)
- 第一一一 麻糍川砂防工事費増額の請願(第五〇一号)
- 第一一二 弓澤川砂防工事施行の請願(第五〇二二号)
- 第一一三 有無瀬川及び血洗川砂防工事施行の請願(第五〇三三号)
- 第一一四 三澤川砂防工事施行の請願(第五〇四四号)
- 第一一五 伊佐見川砂防工事施行の請願(第五〇五五号)
- 第一一六 舞阪海岸の護岸工事並びに都田川河口浸漙施行の請願(第五〇六六号)
- 第一一七 馬込川河口改修並びに同河口附近の砂防工事施行の請願(第五〇七七号)

- 第一九三 山國川改修工事施行の請願(第八二七号)
- 第一九四 關本町地内鬼怒川沿岸築堤工事施行の請願(第八三三号)
- 第一九五 入間川水系各河川の改修工事施行に関する請願(第八四〇号)
- 第一九六 鮎喰川砂防並びに改修工事施行の請願外一件(第八四二号)
- 第一九七 錦織村地先の北上川堤防補強工事施行の請願(第八四四号)
- 第一九八 吉野川第二期改修工事施行の請願(第八四六号)
- 第一九九 空知川及び布部川改修工事施行の請願(第八四八号)
- 第二〇〇 相模川水系各河川砂防工事費増額の請願(第八六四号)
- 第二〇一 神奈川縣の砂防工事費増額の請願(第八六五号)
- 第二〇二 浅水川改修工事促進の請願(第八七四号)
- 第二〇三 伊佐津川水系各河川砂防工事施行の請願(第八八四号)
- 第二〇四 山梨縣の水害復旧費全額國庫負担の請願(第八八七号)
- 第二〇五 宮城縣の水害対策に関する請願(第八八九号)
- 第二〇六 那賀川改修工事費増額の請願(第八九四号)
- 第二〇七 兵庫縣有馬郡の水害復

- 旧費國庫補助の請願(第九〇九号)
- 第二〇八 筑後川改修工事促進の請願(第九二二号)
- 第二〇九 北海道の水害復旧に関する請願(第九二五号)
- 第二一〇 糸線川改修工事施行の請願(第九二六号)
- 第二一一 群馬縣の水害復旧費國庫補助の請願(第九三〇号)
- 第二一二 白雪川砂防工事施行の請願(第九三二号)
- 第二一三 小貝川改修工事促進の請願(第九四二号)
- 第二一四 埼玉縣の水害復旧対策緊急実施の請願(第九四三号)
- 第二一五 阿武隈川改修工事施行の請願(第九四六号)
- 第二一六 日立市水害復旧費全額國庫補助の請願(第九四八号)
- 第二一七 天龍川砂防工事施行の請願(第九六七号)
- 第二一八 鬼怒川上流に堰堤工事施行の請願(第九七三号)
- 第二一九 魚野川砂防工事施行の請願(第九八一号)
- 第二二〇 玉島町地内海岸水門復旧工事施行の請願(第九八七号)
- 第二二一 玉野市砂防工事施行の請願(第一〇〇一号)
- 第二二二 埼玉縣の水害復旧対策に関する請願(第一〇〇五号)
- 第二二三 渡良瀬川砂防工事施行

- の請願(第一〇二二号)
- 第二二四 群馬縣の水害復旧に関する請願(第一〇二六号)
- 第二二五 奈曾川下流堰堤築設の請願(第一〇二七号)
- 第二二六 吉野川第二期改修工事施行の請願(第一〇三五号)
- 第二二七 鮎喰川内砂防工事施行の請願(第一〇五四号)
- 第二二八 五霞村地内利根川堤防修築並びに復旧工事施行の請願(第一〇六三号)
- 第二二九 大里郡北部地域の利根川堤防修築促進の請願(第一〇六九号)
- 第二三〇 富士岬、本泊間道路開鑿の請願(第一四四号)
- 第二三一 美矢井橋改築に関する請願(第三六号)
- 第二三二 岡ノ内、別府間道路開鑿の請願(第一五九号)
- 第二三三 國道二十号線戸倉峠改修工事再開の請願(第一九六号)
- 第二三四 思川の架橋工事費國庫補助の請願(第一九九号)
- 第二三五 林道飯田、赤石線並びに飯田、豊橋間道路開設の請願(第二五八号)
- 第二三六 岡ノ内、別府間道路開鑿の請願(第三二二号)
- 第二三七 山陽國道改修促進の請願(第三七六号)
- 第二三八 清水、甲府間道路改修

- 工事促進の請願(第三九三号)
- 第二三九 大牟田市四箇峠改修工事施行の請願(第五五八号)
- 第二四〇 山口縣内の道路改修費國庫補助の請願(第五七一号)
- 第二四一 五條、大阪間道路改修の請願(第六四五号)
- 第二四二 岡、上市間道路全通工事促進の請願外一件(第六四七号)
- 第二四三 八木、阪合間道路改修の請願(第六四八号)
- 第二四四 五條、黒龍間道路全通促進の請願(第六四九号)
- 第二四五 關門國道隧道建設工事促進の請願(第七二九号)
- 第二四六 旧飾磨市役所前、妻鹿間道路改修の請願(第七四六号)
- 第二四七 夏井、土々呂港間道路改修促進の請願(第七六二号)
- 第二四八 國道第二十四号線改修工事施行の請願(第八一五号)
- 第二四九 大花羽村地先の鬼怒川に橋梁架設の請願(第八二五号)
- 第二五〇 錦織村地先の北上川に橋梁架設の請願(第八四三三号)
- 第二五一 廣橋、笠木両峠改修その他に関する請願(第八六一号)
- 第二五二 山陽國道中玉島町地内の道路改修並びに里見川に橋梁架設の請願(第九八六号)
- 第二五三 酒田港災害復旧工事促

- 進に関する請願(第四三三号)
- 第二五四 酒田港に海上保安基地設置の請願(第四六号)
- 第二五五 三國港浚渫に関する請願(第八〇号)
- 第二五六 小名濱港修築費増額の請願(第八七号)
- 第二五七 福江港修築促進に関する請願(第九〇号)
- 第二五八 岩國港を開港場に指定の請願(第一〇一号)
- 第二五九 竹田津港を國營港に指定並びに修築工事施行の請願(第一四四号)
- 第二六〇 仙崎港を開港場に指定の請願(第三六四号)
- 第二六一 本渡港修築促進の請願(第三七九号)
- 第二六二 清水港修築の請願(第三八九号)
- 第二六三 小松島港を開港場に指定の請願(第四〇二号)
- 第二六四 小松島港修築の請願(第四〇三号)
- 第二六五 下津港を開港場に指定の請願(第四二四号)
- 第二六六 廣尾港拡張工事施行の請願(第五四八号)
- 第二六七 松山港を開港場に指定の請願(第五八四号)
- 第二六八 八木港修築促進の請願(第五八八号)
- 第二六九 關門港を貿易港に指定

部設置の請願(第五七四号)

第三四二 高鍋町に簡易裁判所設置の請願(第五九〇号)

第三四三 岡山市に廣島高等裁判所岡山支部設置の請願(第六八〇号)

第三四四 美瑛町に登記所設置の請願(第九三二号)

第三四五 郡山市に仙臺高等裁判所支部設置の請願(第一〇二八号)

第三四六 關町に簡易裁判所及び区檢察廳設置の請願(第一一九六号)

第三四七 司法保護事業及び行刑保護事業の功勞者表彰の請願(第一四九九号)

〔朗誦を省略した報告〕

一、去る六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律

印紙等模造取締法

道路運送法

医薬部外品等取締法

一、昨七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

副検事の任命資格の特例に関する法律

簡易生命保険法等の一部を改正する法律

地方自治法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法等の一部を改正する法律

食糧管理特別会計が農業災害補償法により昭和二十二年において負担する水稻共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律

財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に関する法律

食品衛生法

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法

榮養士法

理容師法

一、去る六日昭和二十二年歳入歳出総決算、昭和二十年度特別会計歳入歳出決算について議決した旨内閣に通知した。

一、昨七日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

昭和二十二年一般会計予算補正(第一〇号)

昭和二十二年特別会計予算補正(特第五号)

一、去る六日衆議院規則第十四條但し書により議長において議席を次の通り変更した。

三四四 菊池 豊君

四〇八 松田 正一君

一、去る六日議員から提出した議案は次の通りである。

租税完納運動に関する決議案(佐藤 觀次郎君外三十八名提出)

一、去る六日内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和二十二年一般会計予算補正(第十一号)

臨時金利調整法案

一、去る六日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律案

一、去る六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

食品衛生法案

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法案

船員保険法の一部を改正する法律案

理容師法案

榮養士法案

昭和二十二年一般会計予算補正(第一〇号)

昭和二十二年特別会計予算補正(特第五号)

石油配給公團法等の一部を改正する法律案

法律案

会社利益配当等臨時措置法案

未復員者給與法案

建設院設置法案

警察法案

地方税法の一部を改正する法律案

昭和二十二年法律第二百一十一号(國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律)の

一部を改正する法律案

一、去る六日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

医薬部外品等取締法案

一、昨七日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案

裁判所法の一部を改正する法律案

一、去る六日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案

印紙等模造取締法案

道路運送法案

一、昨七日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

副検事の任命資格の特例に関する法律案

簡易生命保険法等の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法等の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計が農業災害補償法により昭和二十二年において負担する水稻共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に関する法律案

食品衛生法案

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法案

榮養士法案

理容師法案

昭和二十二年一般会計予算補正(第一〇号)

昭和二十二年特別会計予算補正(特第五号)

○議長(松岡駒吉君) これより会議を開きます。

昭和二十二年一般会計予算補正(第十一号)

○安平鹿一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、昭和二十二年一般会計予算補正(第十一号)を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 異議なしと仰る者あり。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十二年一般会計予算補正(第十一号)を議題といたします。委員長(川島金次君)の報告を求めます。予算委員会理事

川島金次君。

昭和二十二年年度一般会計予算補正
(第十一号)に関する報告書
(都合により最終号の附録に掲載)

〔法規に従つて数を調べたのがな
せ悪いか〕と呼び、その他発言す
る者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願いま
す。

〔川島金次君登壇〕

○川島金次君 ただいま議題となりま
した昭和二十二年年度一般会計予算補正
(第十一号)について、その内容及び委
員会における審議の経過並びに結果を
御報告申し上げます。

この補正予算は、内務省の廃止に関す
る予算措置その他緊急必要な経費のた
めの補正予算でありまして、歳入歳出
はおの／＼六億九千九百七十万円の増
加であります。これを既定予算額と合
計いたしますと、今年度の一般会計予
算総額は二千九百三十三億八千二百八十
万円となります。この予算の歳出のうち、
おもなものを申し上げますと、
内務省の廃止、建設院、内事局及び地
方財政委員会の設置のための経費一億
七千三百余万円、国会の会期延長に伴
う経費三千二百余万円、租税収入確保
のための経費一億八千四百余万円、自家
用発電施設活用のための経費九千二百
余万円などがございます。この歳出増
加額の財源としては、地理調査所
における地図拂下代千九百余万円、前

年度剰余金受入六億余万円などをもつ
て充当しております。

以上がこの予算の内容であります
が、本委員会において質疑を行つた後
採決いたしました結果、全員一致をも
つて可決いたしました。

以上、簡単な御報告をいたしま
す。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしま
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めます。よつて本案は委員長報告の通
り可決いたしました。

第十九 自由討議 (前会の続)

○安平鹿一君 議事日程の順序を変更
して、自由討議に入られんことを望み
ます。

○議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に
御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めます。よつて日程の順序は変更せら
れました。

これより前会に引続いて自由討議に
入ります。石田博英君、発言者を指名
願います。

○石田博英君 日本自由党は、田口助
太郎君を指名いたします。

○議長(松岡駒吉君) 田口助太郎君、
発言を許します。

〔田口助太郎君登壇〕

○田口助太郎君 日とともに激化する
インフレと、食糧その他生活必需品
の欠乏により、國民生活はいよ／＼
急迫の度を加え、この年の瀬を迎え
て、まさに危機に瀕しております。も
はや、この危機は尋常の手段では突破
することのでき得ない段階にまで達し
ており、國民は政府の強力な施策を待
望しております。

しかるに、片山内閣成立後七箇月以
上になりませんが、この危機を突破すべ
き何らの具体策もなく、掛声だけの観
念政治に墮し、あるいは官僚のつくつ
たその場かぎりの末梢的施策をもつて
糊塗しておるにすぎない状態でありま
す。殊に、民生安定上また経済再建上
最も必要である食糧その他の農業問題
については、その誠意さえも疑われる
状態にあります。

すなわち西尾官房長官の隠謀と驛率
なる言動に端を発して、閣内の醜い鬭
争を天下に暴露し、もみにもんだ平野
前農相問題も、片山首相の罷免権の発
動によつて一應の解決をみたのであり
ますが、その補充については、すでに
一箇月にもなる今日、未だに決定し得
ないで、與党間の大臣争奪戦のために存
再日を過しておるのであります。(拍
手) これは片山内閣の政治力の欠如と
農林行政に対する誠意の不足とを如実
に物語つておるのであります。今日の
ごとき窮迫した経済情勢下における農
林大臣の地位は最も重要であり、國民
の死活のかけを握つておるとしてつ

も、あえて過言ではないのでありま
す。(拍手) しかるに、未だに専任農林
大臣も決定せず、また兼任農相たる片
山首相は、未だに農林常任委員会に一
回も出席しておらないのであります。
(拍手) 従つて、会期の明日に切迫し
た国会には、なお多数の重要法案が審
議過程にあるのであります。大臣の出
席がないために、農林委員会における
審議に重大なる支障を來しておるので
あります。もし審議未了の法案が多数
生じましても、その責任はあげて片山
首相の負うべきものであつて、国会の
断じて負うべき性質のものではないの
であります。(拍手)

なお聞くとおるによりまして、片
山兼任農相は農林省にも一度も姿を見
せていないのであります。(拍手)
この重大時局に、一日をゆるがせに
できない農林行政を一箇月も放任して官
僚に任せおくがごとく、無責任はな
はだしいのであります。(拍手) これでど
うして官僚政治を排撃し、高度民主主
義を唱える資格があるでございませう
か。私はこの機会に、八千万國民の名
において、片山首相に対し嚴重なる警
告を発するともに、平野前農相を突
如強引に罷免したと同様の奮勇を揮つ
て、一日も速やかに専任農相を任命さ
れんことを強く要求するものでありま
す。この点に対し、片山首相の所信を
承りたいと思つておる。

片山内閣の性格が、かくのごとく農
林行政軽視の内閣であり、官僚依存の
内閣であります關係上、政府の提出す
る法案は、いずれも低調であり、官僚
的性質をもつたものばかりでありま
す。その中でも、特に官儀的色彩の最

も濃厚な法案は、本日議題になつてい
る臨時農業生産調整法であります。農
業生産調整法の性格は、戦時中官僚が
軍閥と結託してつくつた独裁的、非民
主的統制法規となつた同一の性格を
もつておる法律であります。わが國の
農民は、敗戦という尊い血の犠牲によ
つて封建的桎梏から解放され、農村民
主化の線に沿つて、力強く前進してい
るのであります。この法律は、農村民
主化の流れを阻止し、農民をして再び
封建的奴隸制へ逆轉せしめんとするも
のであります。しかもその逆轉は、封
建的地主の擄取や徳川時代の悪代官の
苛斂誅求の比ではなく、まつたく農民
を奴隸化せんとするものであります。
(拍手)

すなわちこの法律は、官僚の机上計
画に基いて、農産物の作付面積から作
付の種類、品種、生産数量、供出数量
に至るまで、官僚が一方的に定めて農
民に押しつけ、しかも、その命令に従
わない農民に対しては、三年以下の懲
役に処するのであります。この三年以
下の懲役という刑罰は、現行統制法規
違反の最高刑であつて、先日多数
をたのんで強引に押し切つて衆議院を
通過した石炭鉱業管理法違反の最高刑
と同じ刑罰なのであります。

農業経営は他の産業と異なり、氣
候、風土等の自然現象によつて著しく
左右される産業であります關係上、各
農民の長き休養に基く自然科學の心得
なくしては成り立たない産業であつ
て、いかなる人間といへども、神でな
い限り、全國的氣象現象を把握して
生産計画を立てることは不可能なので
あります。ましてや、完全なる耕地画

積の統計さえもない官僚が、どうして科学的生産計画を樹立することができずでありましようか。(拍手)かかる不合理きわまる計画に基づく生産命令に對して、三箇年の重罰を科するがごとき無謀なることが、民主革命の過程にある新しき日本においては是認されることのできるでありましようか。(拍手)またたく農民を奴隷化した悪代官以上の暴力政治以外の何ものでもないと思ひます。(ヒヤ〜)

政府は、この悪代官的、典型的官僚統制を合理化し、欺瞞せんとして、委員会制度を設け、あるいは異議の申立制度を認めておられます。しかしながら、それは官僚統制のカムフラージュであつて、その実体はまったく非民主的統制以外の何ものでもないであります。

(拍手)それは、第三條の「農林大臣は、經濟安定本部總裁の定める方策に基き、命令で定める農産物についての都道府縣別の農業計画及びその実施に關し必要な事項を定め、これを当該都道府縣知事に指示する。」「農林大臣は、前項の農業計画を定めるには、予め中央農業調整委員会及び都道府縣知事の意見を聴かなければならない。」の規定を見ただけでも、明瞭に看取できるであります。

すなわち、農業計画の元締は第三官僚であり、農林官僚であつて、委員会は單なる諮問機関にすぎないのであります。もつとも地方にできる委員会、形式上は決議機関になつてはいるのであります。その権限は身動きもでき

ない狭小なるわく内に閉じこめられており、しかも最後の決定権は、常に官僚の手に握られていたのであります。その上、委員会の構成も実に非民主的でありまして、委員は農民の代表のほか、知事や市町村長の任命した委員をもつて構成されており、また委員長は必ず知事や地方事務所長や市町村長がなることになつていたのであります。これでどうして農民の人格を認め、農民の自主性を認めた民主的の制度であると言えるでありましようか。私は、かくのごとき農民を奴隷化せんとする、非民主的的法律案に對しては、四千万農民の名において絶対に反對するものであります。

なおこの法律案は、消費者の立場から見ても絶対に反対しなければならぬ性質の法律であります。すなわち消費者は、食糧不足のために最も苦しんでいる者であります。従つて、輸入食糧の懇請についても、またその前提である國內生産の増加についても、供出の確保についても、徹底的施策を政府に要望してはいるのであります。そのためには、生産面における計画化も必要であり、また今日のような緊迫した食糧事情のもとにおいては、農民にある程度の犠牲を忍んでいただかなければならないことも当然であり、われわれもまた必ずしも反對するものではないのであります。しかしながら、その計画もあるいは犠牲も、重要農産物の生産

を増加せしめ、供出を確保するためであつて、生産を阻害するためでは断じてないのであります。しかるにこの法律は、生産の増加をはかるための法律ではなくして、石炭鉱業管理法と同様、否、それに百倍する生産阻害の法律であります。

重要農産物の生産を増加するために最も必要なことは、農民の生産意欲を高揚することであり、農業生産は工業生産と異なり、天の恵みと、農民の農作物に對する限りなき愛情と勤勞によつて生産されるものであります。従つて、農民の生産意欲のいかに、生産量と質とに至大の關係を有するものであります。

私の郷里においては、田の草を一回余計にとれば、一俵余計に米がとれるとさへ言ひ傳えられております。また戦時中はもちろん、終戦後においても、肥料その他の生産資材が著しく欠乏してはいるのであります。水稲においては、戦前とほぼ同様、反当り二石前後の收穫をあげていたのであります。これは農民の旺盛なる生産意欲によつて、肥料その他の生産資材の不足を補つていたからであります。かくのごとく、農民の生産意欲は生産に重大なる影響を及ぼすものであります。従つて、いかなる場合においても、農民の生産意欲を阻害するような施策は、断じてとるべきではないのであります。しかるにこの法案は、わざと農民

の生産意欲を阻害するためにつくつたようなものであります。農民の生産意欲を高揚し、重要農作物の生産を増加せしむるためには、少くとも農業再生産に必要な價格をもつて農産物を買入れることであり、また労働の成果が正しく農民に報いられることであり、すなわち、特に最も必要なことは、農民の自主性を百パーセントに認め、その責任において生産並びに供出を行はしむることであり、しかるにこの法律案は、生産意欲を高揚せしむるために最も大切な農民の自主性を根底から蹂躪してはいることは、すでに申し上げた通りであります。従つて、もしこの法律が施行されるに至りますならば、恐るべき生産低下を來し、食糧危機に拍車を加えることは明らかであります。

政府がこの法律をつくらんとするねらいは、不利益なる主要作物の生産から有利なる不急作物の生産に轉換する農民を抑制するためにあると思ひます。しかし、かかる農民はほんのわずかな農民にすぎないのであります。このわずかな例外的農民を抑圧するために、善良なる大多数の農民の生産意欲を減退せしむることは、角をためて牛を殺すの類であります。

すなわち、過去六年間の稻の作付面積の減少状況を調べてみますと、十六年には三百十六万四千二百六十六町歩、十七年には三百十六万四千二百六十六町歩、十八年には三百一十一万二千三百三十二町

歩、十九年には二百九十七万九千三百六十七町歩、二十年には二百八十九万四千二百一十町歩、二十一年には二百八十三万七千二百九十四町歩の作付をなしたのであります。従つて、稻の耕作面積は年々若干ずつ減少してはいることは事實であります。

しかし、この作付面積の減少は、戦事においては、飛行場及び工場用地等に強制的に轉換せしめられ、あるいは勞力不足のために、やむを得ず放棄したものがその大部分であることは、統計の明らかを示してはいる通りであります。また終戦後における減少はほんのわずかであつて、しかもその減少率は、耕地全体の減少率と大体同一なのであります。従つて、主要作物の生産から不急作物の生産に轉換したものは、全國的に見ますならば、言うに足らないほどの面積であつて、しかも、その轉換の中には、適地適作の観点から善意に轉換したものが大部分であります。

かくのごとき、わずかな例外的農民を抑制するためにこの法律をつくらんとするがごときは、有害無益であり、しかもその害たるや、國民の多数を餓死せしむる、恐るべき害なのであります。従つてこの法律案は、消費者の立場からも強く反對すべき法案であります。

なお、この法案については反對すべき理由が多々あるのであります。時間的關係上、以上二つの理由だけをあ

げて、本案に対し絶対反対の意を表明するものであります。(拍手)

〔國務大臣片山哲君登壇〕

○國務大臣(片山哲君) 農林大臣の選任が非常に遅れておりますことは、いろいろの事情からでありまして、まことにやむを得ないのであります。できるだけ早く専任大臣を定めまして、諸君の御希望に副いたいと思ひます。但し、供出問題あるいは法案の提出、農政事務につきましては、万遺漏なきを期しまして、農林当局を激励いたしておるような次第でありまして、近く決定いたしたいと存じております。

第二の、農業生産調整法案に対する反対の御意見であります。これに對しまして、私の考えを簡単に申し上げてみたいと思ひます。

田口君も言われました通り、民主主義の徹底をはからなければならぬのであります。これは政治上における機構だけではなしに、経済上あるいはまた農業生産につきましても、産業発展のために民主主義の機構をつくつていかなければならぬのであります。それがためには、農村機構を改革しなければならぬのであります。在來の状態をそのままにしておくわけにはいかなないのであります。民主國家としては、警察國家ではありません。官僚國家でもありません。諸君の十分なる監視のもとに、民主國家として、あらゆる仕事をこれからしなければならぬ

いのであります。食糧増産もはかるし、生産發展もはかるし、國民生活に對しまして、いろいろの國民幸福をはかる仕事を國家しなければならぬのであります。これがためには、計画経済を立てまして、いろいろの仕事をこれからするのであります。その國家を、ただちに頭ごなしに、官僚事業をやるのであるというわけにいかないと申すのであります。今までは、なるほど官僚的な仕事に終始したかもしれませんが、諸君の監視のもとに行われま

せんが、諸君の監視のもとに行われまする今後の國家の計画的な事業は、決して官僚的なものであつてはならないのであります。政府といたしましても、十分にその点については留意をいたすのであります。特に農業生産については、放任主義をとらないで、政府は積極的に計画を立てまして、増産をはからなければならぬ。そして、農民にも働いてもらわなければならぬし、また消費者の希望に副うようないろいろの増産計画を立てる、いろいろの仕事を、これからしていかなければならぬのであります。そのために生産調整法——生産増産計画法です。増産の計画を立てておるのであります。この仕事がいかに官僚的であつたならば、そのあとで諸君は十分に御批評をしていただくのであります。(拍手)この建前はどうしてもやらなければならぬのであります。國家の食糧をできるだけ多くつくらしめて、そして消費者

請君に給せらるるようにならなして、この乏しき食糧を消費者大衆にわたける建前をつくる上におきましては、どうしても計画経済のもとに、かような調整案を立てていかなければならぬのであります。そのうちにおきまして、刑罰が重過ぎるとか、あるいは委員会の組織がどうであるという御意見がございましたが、これらの問題については、できるだけ民主的な方法で改正の用意があることを、この機会に申し上げておきたいと存じます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 大神善吉君、発言者を指名願ひます。

○大神善吉君 第一議員俱樂部は、堀江實藏君を指名いたします。

○議長(松岡駒吉君) 堀江實藏君に発言を許します。

〔堀江實藏君登壇〕
○堀江實藏君 この法案につきまして、十月二十八日以来数回にわたつていろいろ討議されてきましたが、大体その結果を見ますと、絶対反対が多数であるし、趣旨に賛成であつても大幅な修正をすべきであるという意見が多数であつたように思ひます。政府はこうした反対の多い法案をなせ出さなければならぬか。それは現内閣の食糧吸い上げ政策がごとごとく失敗であつたために、民主性を放棄し、官僚統制を強化して、重い刑罰によつて農民から徹底的に農産物を搾り上げて、自

己の失敗を糊塗せんとする意図であることをはつきり知るのであります。(拍手)

農業計画の樹立には、政府の食糧需給計画と、それから下からの民主的にして具体的な生産計画が併存し、調整せられなければならないのに、この法案は、安本の定める方策に基いて決定される農業計画が絶対的な前提となつていまして、すべての系統機關の決定はこれに従属せられる仕組になつて

いるが、これではたして、第一條にあるように、この法律は重要農産物の生産及び供出を確保し、そして公正かつ計画的に農業生産の調整を行うことを目的とする、その目的が達せられるで

ありましようか。断じて否であります。官僚ファッショを増大し、農村民主化に逆行し、生産を阻害する結果を招来することは必然でありまして、以下、簡単にその所見を述べたいと思ひます。

この案の骨子は、今までの供出割当が、作物を見た上での予想收穫高を基礎として定められたのに対し、まず作付前に各農家の重要農産物の生産割当を、自家保有量を控除したものを責任割当する点にあることは、先日の平野農林大臣の提案理由の説明にあつた通りであります。その説明のごとく、この生産割当、供出割当がはたして民主的に定められるかという点、從來の供出割当のきめ方とまつたく同様で、

上から天降りの下へへと押しつけられ、各級の農業調整委員会はこれを受けて、その割振りを自主的にやれるにすぎないのであります。これでは、この委員会をいかに民主的なものにして、政府の天降り割当の下請機關になつてしまふ。かかるわくをはめた民主性は、政府が供出割当とその統制の責任を調整委員会に轉嫁する結果となることは、第七條によつて明らかであつて、見かけ倒しの欺瞞であります。

しからば、かかる仕組みのものにおいても、中央、地方、市町村の農業調整委員会が、今までの食糧調整委員会とまつたく違つた民主的な運営ができるかという点、そして、第十二條及び二十條にあるごとく、市町村及び都道府縣の委員会は一應公選になつておりますが、会長はそれ／＼市町村長及び知事であり、実数の四分の一までは別に知事及び市町村長が委員を選任することができ、現在の農地委員会の構成よりも保守的であり、中央農業調整委員会に至りましては、第三條に明記のごとく、絶対命令にひとしい農業計画をきめる段階にありながら、單なる諮問機關にすぎない。その構成、選出方法についても、政令に移管されてお

あります。このように、上から下まで官僚の決定権は動かしたいものになつていて、これでは供出や資材割当の

一〇五五

にあるのであります。単に組織上や技術上の合理化のみでなく、すなわち必然的に起る生産意欲、供出意欲を相俟つところの、合理化されたものでなければならぬのであります。

第二條には、農業計画とは、作付面積、生産数量、供出数量、肥料、資材の配給数量について行政廳の定める計画であるとうたつておりますが、單に数量的な計算によつて形成されておるがときは、まづたぐい後入のデスタ・プランの妄想で、数字の遊びからは、生きな貴い農作物は生れ出てこないの

であります。かようなことで生産が確保されるとお考えになるところに、私は根本的な間違ひがあると思つて、あります。(拍手)農業計画は、もろもろの資材、勤勉なる努力、それに價格をその有力なポイントとして含めたもの、すなわち價格を加えた総合調整、総合計画にあらざれば、実質的には、この農業計画というものは無にひとしいといふことを言わざるを得ないのであります。

第三條には、経済安定本部總裁の定める方針に基き、農林大臣は都道府縣知事にこれを指示するのとあります。一片片山内閣は、組閣の当初において、高度民主主義をスローガンとして天下に御前明になつたのであります。かような天降りの計画が農村の民主化と一致するとお考えになるのか、お尋ねをいたしますのであります。

第七條の第四項に至つては、指示に従わぬときは、肥料、資材の割当削減をするといふことになつておりますが、肥料は人にやるものですか、土地に施すものですか。こんなことを民選委員会にやらせるといふのですから、まづたく狂氣のさたと言わざるを得ないのであります。(拍手)

次に、この民選委員会の責任と権限であります。農民の好まざる数量を割当決定した重大な責任あるにもかかわらず、その権限は、前にも申し述べましたごとく、肥料、資材の割当を削減さすくらいでござかしてあるのであります。かような重大な責任をもつ委員会には、それを償ひ得る権限をもたすべきであると思つております。私に、その具体的な方策として、價格審議決定権をこの民選委員会にもたすべきであると主張したのであります。しかして供出に對しては、國において農耕地の調査をする。しかして、氣候、風土、地力に應じた反當責任供出制度を、科学的に、具体的に樹立すべきであるといふことを申し上げます。以下、二十七條、二十八條、二十九條と、恐ろしい罰則が設けられてありますが、これには私も断じて承服できないのであります。昔から、増収は適期適作でなければならぬと言われております。追加予算を、臨時議會を召集してから百六十日も経過して出せなかつた政府が、複雑多岐な農作物の作付

割当が適期に間に合ふといふようなことは、思いもよらぬことで、來年は時期に作付ができなくて、一年遊ばなくてはならない、もつたいないといふので、へたな作付をする、監獄に放りこまれるといふ、まことに嘆かわしい次第であります。(拍手)

私は、農民の最も信頼の厚い農林大臣は、かような法案をおつくりになるまいと存じておりましたところ、さる十月二十二日の御説明では、作付前に割当をなし、供出完了後は自由販賣をさすと、新發明のごとく言われた。これによつて農民の歡心をかりような御意見を拜聴いたしました。が、割当といふことは、サボをさせないために行うように考へておられますが、作付前に割当てるといふ考へ方は、すなわち農民が生産サボをやつておるといふ考へ方で編み出されたものであつて、農民の納得のいかぬ点であります。

農民は、本年のごとき悪環境にあつても、田の草は五回も六回もとつて、指の先から血の出るほど努力をいたしておるのであります。しかして供出に對しては、昨年以來……

○議長(松岡駒吉君) 河口君、時間がまいりましたから結論を急いでください。

○河口陽一君(続) 結論にはいりませんが、一家ごとく身命を捧げておるのであります。しかるに、かかる法案をおつくりになるならば、農民は

新たな覚悟をしなければならぬのであります。まさしく、農民に對し挑戦的態度であると言わざるを得ません。最後に、かような法案に賛成になる政党内議員もありませんと信じますが、方が一にも賛成するものありといはしますれば、國民の四割五分を占むる農民の憤激をかつて、生産意欲を根本的になくするといふことを覚悟しなければなりません。(拍手)従つて、本法案は即時撤回されることを要求いたしまして、終ることいたします。

(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 林百郎君、發言者を指名願ひます。林百郎君、發言を許します。

〔林百郎君登壇〕

○林百郎君 寥々たる同僚諸君の中で話をするわけでありませんが、簡単に、前同僚の發言とダブらないように、わずかな時間を割きまして、日本共産黨の本法案に對する反對の理由を三点ほど説明したいと思つてあります。

大体、本法案を実施するに對しての前提の條件が、今もつて農村に成熟されておらないといふ点を、三点ほど説明したいと思つてあります。一つは、まず第一に、農産物の價格が非常に不合理である。主食をつくるものは損をする。果物だとか、りんごだとか、こやいりものをつくつた方が非常に利益が上る。従つて、主食をつくらな

い。むしろこやいりしたきついで供出がくれ

ば、自分の耕作地を放棄するといふような現象すら見ておるのであります。従つて、こやいりしたきついで供出を天降りに割当てるまず大前提としては、農産物の價格を合理的に決定するといふことが、まず第一に必要なのであります。

数字的に見ましても、大体片山内閣によつて行われた新物價係によりますと、工業生産品は、大体戦前の六十五倍、旧マル公の三倍半になつておるのであります。しかるに、農産物の價格は四十八倍、旧價格の二・二五倍にすぎないのであります。種々な條件を勘案しますと、結局、都會の工業生産品と農村の農産品との間の差はさみ狀の價格差は、三對一になつておるのであります。一例を申しますと、農産物の價格が二・八倍になつておりますが、鉄鋼は五倍に騰貴しておるのであります。農家は二・八倍の品物を賣つて、五倍になつておるところの農機具を買わなければならぬのであります。従つて農家は、いくら供出して、供出すればするほど、だん／＼金がなくなつてくる。高いものを買つて、自分のつくつたものは安く賣らなければならぬといふ現狀であります。従つて、農民に快く供出させるためには、まず第一に農産物の價格を合理的に決定するといふ任務があると思つてあります。

その次には、土地關係であります。

本法案によりまして、耕作面積、耕作種類、あるいは供出量、こいうもの

ものだけは、買手の方が先に値をきめる。政府の方が先に値をきめる。しかも、買手も政府が一方的にきめる。

は全然廢し、農産物の價格を合理的に調整する、それから農家の生産に必要

すことは、社会党が常々言っているように、農産物の價格を適当に調整して、農家の生産意欲をあげるというこ

古島 義英君 明禮輝三郎君
小島 徹三君 八並 達雄君
酒井 俊雄君

すが、その大前提となつておるところの農地関係が、農村では今もつて確立されておらない。地主の土地取上げが頻々として行われておる。今日は自分の土地と思つておつたものが、明日は地主の土地になるといふ危険が非常にあるであります。しかも、社会党が公約したところの一町歩の地主の土地保有限度、この開放、これが全然実現されておらないのであります。従つて、農地の所有関係の確立、土地を働く農民に安心して與えてやるというこ

たのであります。従つてわれわれは、こゝに封建的な強権主義を、民主的な社会党によつて徹底的に排してもらいたいと思つておるであります。

の法案に反対の有力な意見としましては、全國二万二千二百町村に農業調整委員会ができる。そこに平均・五人の有給の書記を置く。この有給の書記に対しては、農業技術員を大量に送りこむ。このための経費が、すでに追加予算に一億九千万円計上されている。この臨時農業生産調整費、これを活かすために、本法案を無二無通そうと

第一 彈劾裁判所の裁判員及び同予備員の選挙
○議長(松岡駒吉君) 日程第一、彈劾裁判所の裁判員及び同予備員の選挙を行います。

石井 繁克君 北浦圭太郎君
原 彪君 池谷 信一君
を彈劾裁判所裁判員の子備員に指名いたします。なお、予備員の職務を行う順序は、ただいま指名した順序によることといたします。

その次の条件としては、罰金、懲役をもつて威かす、こいう對建的な強権主義を排さなければならぬと思つてあります。自由党の諸君は、本法案については罰金と懲役があるから反対だと言つておられますが、実は自由党の吉田内閣のときにも、三年以下の懲役、一万円以下の罰金の法律が出ておるのであります。それは食糧管理法、食糧緊急措置令であります。これは農民の主要生産物を政府に賣り渡すべしと書いてある。賣り渡すということになれば、賣買であります。賣買するとなれば、賣る方が値をきめるのが當然であります。ところが、食糧管理法、食糧緊急措置令によりますれば、百姓の

聞くとおるによれば、この法案についての改正意見が出ておるといふのであります。大体四項目ありまして、一つは、作付の割当を、基準面積に應じて予定数量としてゆとりをつけるというところが第一点。第二点としては、休刑ではなくして、罰金を一万円以下とすること。第三としては、追加割当を決して行わないということ。第四として、異議の申立期間を十五日間に延期すること。第五として、異議の申立期間を十五日間に延期するということ。第六として、罰金の一万円は依然として残つて

給の書記を置く。この有給の書記に対しては、農業技術員を大量に送りこむ。このための経費が、すでに追加予算に一億九千万円計上されている。この臨時農業生産調整費、これを活かすために、本法案を無二無通そうと

第二 訴追委員会の委員及び同予備員の選挙
○議長(松岡駒吉君) 日程第二、訴追委員会の委員及び同予備員の選挙を行います。

榊原 千代君 細野三千雄君
森 三樹二君 武藤蓮十郎君
井伊 誠一君 河井 榮藏君
花村 四郎君 高橋 英吉君

は全然廢し、農産物の價格を合理的に調整する、それから農家の生産に必要

は、正しくないと思つておるであります。こゝに封建的な強権主義を、民主的な社会党によつて徹底的に排してもらいたいと思つておるであります。

の法案に反対の有力な意見としましては、全國二万二千二百町村に農業調整委員会ができる。そこに平均・五人の有給の書記を置く。この有給の書記に対しては、農業技術員を大量に送りこむ。このための経費が、すでに追加予算に一億九千万円計上されている。この臨時農業生産調整費、これを活かすために、本法案を無二無通そうと

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。

御異議なしと認めます。

は、正しくないと思つておるであります。こゝに封建的な強権主義を、民主的な社会党によつて徹底的に排してもらいたいと思つておるであります。

の法案に反対の有力な意見としましては、全國二万二千二百町村に農業調整委員会ができる。そこに平均・五人の有給の書記を置く。この有給の書記に対しては、農業技術員を大量に送りこむ。このための経費が、すでに追加予算に一億九千万円計上されている。この臨時農業生産調整費、これを活かすために、本法案を無二無通そうと

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。

御異議なしと認めます。

御異議なしと認めます。

は、正しくないと思つておるであります。こゝに封建的な強権主義を、民主的な社会党によつて徹底的に排してもらいたいと思つておるであります。

の法案に反対の有力な意見としましては、全國二万二千二百町村に農業調整委員会ができる。そこに平均・五人の有給の書記を置く。この有給の書記に対しては、農業技術員を大量に送りこむ。このための経費が、すでに追加予算に一億九千万円計上されている。この臨時農業生産調整費、これを活かすために、本法案を無二無通そうと

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。

御異議なしと認めます。

御異議なしと認めます。

は、正しくないと思つておるであります。こゝに封建的な強権主義を、民主的な社会党によつて徹底的に排してもらいたいと思つておるであります。

の法案に反対の有力な意見としましては、全國二万二千二百町村に農業調整委員会ができる。そこに平均・五人の有給の書記を置く。この有給の書記に対しては、農業技術員を大量に送りこむ。このための経費が、すでに追加予算に一億九千万円計上されている。この臨時農業生産調整費、これを活かすために、本法案を無二無通そうと

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。

御異議なしと認めます。

御異議なしと認めます。

大龍電代司君 鍛冶 良作君
山口 好一君 中村 又一君
荊木 一久君 押川 定秋君
中村 俊夫君 打出 信行君
大島 多藏君 石田 一松君
佐藤 通吉君 田中 久雄君
を訴追委員会の委員に指名いたしま
す。(拍手)

また
足立 梅市君 三浦寅之助君
寺本 齋君 山中日露史君
佐藤 昌三君 矢野 政男君
山崎 道子君 今井 耕君
岡井藤志郎君 東 舜英君

を訴追委員会の委員の予備員に指名い
たします。なお予備員の職務を行う順
序は、ただいま指名した順序によるこ
とといたします。

第三 船舶法及び船舶安全法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第三、船舶
法及び船舶安全法の一部を改正する法
律案を議題といたします。委員長の報
告を求めます。運輸及び交通委員長正
木清君。

船舶法及び船舶安全法の一部を
改正する法律案

第一條 船舶法の一部を次のように
改正する。
第二十二條に次の二項を加え
る。

前項ノ命令ニハ必要ナル罰則ヲ

設クルコトヲ得

前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得

ル罰ハ千圓以下ノ罰金トス

第二十一條ノ二 管海官廳ハ船舶

ノ積量、登録又ハ標示ニ關シ必

要アリト認ムルトキハ何時ニテ

モ當該官吏ヲシテ船舶ニ臨檢セ

シムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ

ハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ證明ス

ヘキ證票ヲ携帯スヘシ

第二十二條第一項中「百圓以上

千圓」を「一萬圓」に改める。

第二十三條中「二百圓以上二千

圓」を「一萬圓」に改める。

第二十四條 官吏ヲ欺キ船舶原簿

ニ不實ノ登録ヲ爲サシメタル者

ハ二月以上三年以下ノ懲役ニ處

ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十五條中「十圓以上千圓」を

「一萬圓」に改める。

第二十六條及び第二十七條中

「五圓以上五百圓」を「五千圓」に改

める。

第二十七條ノ二 第二十一條ノ二

ノ規定ニ依ル臨檢ヲ拒ミ、妨ケ

又ハ忌避シタル者ハ千圓以下ノ

罰金ニ處ス

第二十九條中「數人共犯ノ例」を

「第六十條乃至第六十二條ノ規定」

に改める。

第三十條 第二十七條ノ規定ハ船

船所有者カ未成年者又ハ禁治産

者ナルトキハ其法定代理人ニ之

ヲ適用ス但營業ニ關シ成年者ト

同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ

付テハ此限ニ在ラス

第二條 船舶安全法の一部を次のよ

うに改正する。

第六條第一項中「著手シタル時

ヨリ」の下に「命令ノ定ムル所ニ依

リ」を加える。

第十條第二項中「效力ヲ有ス」の

下に「此の場合ニ於テ必要ナル事

項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」を加え

る。

第十條ノ二 管海官廳ハ船舶ノ檢

査ニ關スル事項ヲ記載スル爲最

初ノ定期検査ニ合格シタル船舶

ニ對シテ船舶検査手帳ヲ交付ス

第十條ノ三 最大搭載人員、制限

汽壓、船舶検査證書、特殊船舶

検査證書及船舶検査手帳ニ關シ必

要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定

ム

第十二條第一項の次に次の一項

を加える。

管海官廳ハ必要アリト認ムルト

キハ船舶所有者又ハ船長ヲシテ

船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ關

シ命令ノ定ムル所ニ依リ届出ヲ

爲サシムルコトヲ得

第十四條中「勅令」を「政令」に改

める。

第十七條中「百圓以上二千圓」を

「一萬圓」に改める。

第十八條中「百圓以上二千圓」を

「一萬圓」に改め、同條第一号中

「船舶検査證書」の上に「命令ノ定

ムル場合ヲ除キ」を加える。

第十九條及び第二十條中「千圓」

を「五千圓」に改める。

第二十一條中「五百圓」を「千圓」

に改める。

第二十一條ノ二 船舶所有者又ハ

船長第十二條第二項ノ規定ニ依

ル届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出

ヲ爲シタルトキハ千圓以下ノ罰

金ニ處ス

第二十二條中「五百圓」を「千圓」

に改める。

第二十四條ノ二 第十條第二項、

第十條ノ三及第二十八條ノ規定

スル命令ニハ必要ナル罰則ヲ設

クルコトヲ得

前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得

ル罰ハ五千圓以下ノ罰金トス

第二十五條中「道府縣」を「都

道府縣」に改める。

第二十七條第一項中「勅令」を

「政令」に改め、同條第二項を削る。

第二十九條中「地方長官」を「都

道府縣知事」に改める。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日

から、これを施行する。

船舶法及び船舶安全法の一部を改正

する法律案(内閣提出)に関する報告

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔正木清君登壇〕

○正木清君 たいだいま議題となりまし
た船舶法及び船舶安全法の一部を改正
する法律案について、運輸及び交通委
員会における審議の経過並びに結果を
御報告申し上げます。
本案は、十二月五日日本委員会に付託
せられまして、翌六日、政府よりその
提案理由の説明を聴取いたしましたのであ
りますが、すなわち船舶法及び船舶安
全法の関係省令中には、法律の委任に基
かないいわゆる警察命令もあり、また
罰則については、法律の委任に基く命
令で規定されたものもあり、これらは
一般的経過措置として、本年十二月末
日まで法律と同一の効力を有するもの
として存続せしめられているが、種々
検討の結果、それらはいづれも明年一
月一日以後においても存続せしめる必
要があるので、これを法律に直接規定
し、または法律に委任の根拠を設ける
等の措置を講ずることとした旨及びこ
れを機会に、現下の経済事情等に鑑
み、罰則中財産刑の限度を引上げるこ
ととした旨等の説明があつたのであり
ます。

次に、本委員と政府側との質疑應答
につき説明申し上げますが、その詳細
は会議録に譲り、ここでは、ごく簡單
にその一、二を申し上げます。
すなわち刑罰法理上、財産刑を課す

る根拠はあくまでも刑法独自の立場に

立脚すべきであり、経済的考慮に眼目

をおくべきは不当であること、かり

に経済事情を考慮するとしても、政

府が現に固守しつつある千八百円

ペースから考えると、最高一万円の罰

金は高過ぎる等の質疑に対しては、政

府より、財産刑はもろん刑法上独自の

立場において解決さるべきものである

が、本法律の制度がきわめて古いも

のであり、また現在の貨幣価値から見

て、最高一万円は妥当なものと思

る、またこの点については、司法当局

とも十分打合わせ、他の法令の罰則と

も大体歩調を合わせたいのであるとの答

弁があつたのであります。

本委員会としては、同日質疑を終了

し、討論を省略して、ただちに採決に

入り、全会一致、原案の通り本案を可

決いたしました次第であります。

開する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第四、昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。司法委員会委員長山下春江君。

昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十二年法律第七十二号の一部を次のように改正する。

第一條に左の一項を加える。

前項の規定は、昭和二十年勅令第五百四十二号(ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件)に基き発せられた命令の効力に影響を及ぼすものではない。

第一條の二 左に掲げる法令は、國會の議決により法律に改められたものとする。

墓地及埋葬取締規則(明治十七年太政官布達第二十五号)

墓地及埋葬取締規則に違背する者処分(明治十七年太政官達第八十二号)

埋火葬の認許等に関する件(昭和二十二年厚生省令第九号)

警察犯処罰令(明治四十一年内務省令第十六号)

有害遊玩器具取締規則(昭和五年内務省令第四十号)

開港港則(明治三十一年勅令第三百二十九号)

家畜ニ應用スル細菌学的予防治療品及診断品取締規則(昭和十五年農林省令第八十八号)

榮養士規則(昭和二十年厚生省令第十四号)

医薬部外品取締規則(昭和七年内務省令第二十五号)

按摩師營業取締規則(明治四十四年内務省令第十号)

鍼術、灸術營業取締規則(明治四十四年内務省令第十一号)

柔道復健術營業取締規則(昭和二十一年厚生省令第四十七号)

按摩師營業取締規則、鍼術、灸術營業取締規則及び柔道復健術營業取締規則の特例に関する件(昭和二十一年厚生省令第二十八号)

務省令第三十七号

食肉輸入取締規則(昭和二年内務省令第四号)

医薬品等の封緘及び検査証明の取締に関する件(昭和十八年厚生省令第四十二号)

清涼飲料水營業取締規則(明治三十三年内務省令第三十号)

冰雪營業取締規則(明治三十三年内務省令第三十七号)

飲食物用器具取締規則(明治三十三年内務省令第五十号)

メチルアルコール(木精)取締規則(明治四十五年内務省令第八号)

飲食物營業取締規則(昭和二十二年厚生省令第十五号)

鉄道共済組合令(明治四十年勅令第二百二十七号)

專賣局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十五号)

印刷局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十四号)

通信共済組合令(昭和十五年勅令第九百五十号)

營林局共済組合令(大正八年勅令第三百六号)

警察共済組合令(大正九年勅令第四百四号)

造幣局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十六号)

生糸検査所共済組合令(昭和十二年勅令第二百一十号)

刑務共済組合令(昭和十五年勅令第四百八十九号)

教職員共済組合令(昭和十六年勅令第十七号)

政府職員共済組合令(昭和十五年勅令第八百二十七号)

土木共済組合令(昭和十六年勅令第六百四十九号)

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際現に効力を有する命令

を施行する。

船船法施行細則(明治三十二年通信省令第二十四号)

船船安全法施行規則(昭和九年通信省令第四号)

船船規則(明治四十年通信省令第二十四号)

前項に掲げる法令の効力は、暫定的なものとし、昭和二十三年五月二日までに必要な改訂の措置をとらなければならない。

第二條に左の一項を加える。

前項の規定は、内閣その他行政機關に対し、日本國憲法が認めていない場合において命令を発する権限を付與したものと解釈されてはならない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際現に効力を有する命令

を施行する。

船船法施行細則(明治三十二年通信省令第二十四号)

船船安全法施行規則(昭和九年通信省令第四号)

船船規則(明治四十年通信省令第二十四号)

前項に掲げる法令の効力は、暫定的なものとし、昭和二十三年五月二日までに必要な改訂の措置をとらなければならない。

第二條に左の一項を加える。

前項の規定は、内閣その他行政機關に対し、日本國憲法が認めていない場合において命令を発する権限を付與したものと解釈されてはならない。

の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔山下春江君登壇〕

○山下春江君 たいざ議論と相なりました。昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、政府原案の要旨について御説明申し上げます。

第一の点は、現行法の第一條に、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定であつて、しかも新憲法によれば法律をもつて規定すべき事項をその内容とするものは、これを暫定的に本年十二月末日まで法律と同一の効力を有するものと定め、このような命令は、それまでに法律化しないと、その効力を失うことになつてゐるのであります。この規定は、昭和二十年のポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基いて発せられる勅令、政令、省令等の命令の効力に關係がなないのであります。そこで、本案においては、万一の疑義を避けるため、まず、この点に關する趣旨を明確に規定しておきます。

第二の点は、命令の内容が本年末以降なお存続を必要とするため法律化するべきもののうち、今次國會に提出の運びまでに至らないものが残つてゐるの、これらの残余のものについては、昭和二十三年五月二日までの間、暫定的に法律として扱ふこととしております。

第三の点は、現行法第二條は、新憲法の施行に伴ひ、勅令という國法の形式がなくなるため、單なる法文の調整から、勅令を政令と読み替へる規定であります。しかしそれでも、この規定のため、内閣その他行政機関に対し日本國憲法が認めていない場合に命令を發する権限を附與したものと解され、さらには念のため一條項を加えてあります。

以上が、政府原案の要旨であります。委員会は、去る五日政府の提案説明を聴き、引続き衆議院において協議を続けましたところ、第一條の二に掲げている省令の中には、すでに法律案として提出せられ、その成立を予想せられるものが少なくないので、これらを削除する必要のあることが判明いたしました。なおさらに、行政官廳に關する勅令と本法との關係についても疑義がないわけでもありませんので、これを明らかにしておくのが新憲法の精神に副するものであるとの意見も提示せられたのであります。

翌六日、各派の共同提案になる修正案が提出せられたのであります。その内容は、第一に、内務省令、厚生省令及び通信省令のうち、医薬部外品取締規則外十七件の省令を削除するのであります。これは、これらの規則に代つて別に法律が制定され、その附則等において、その失効を規定してゐるからであります。

第二に、經濟安定本部その他勅令をもつて定められた行政官廳に關する命令の規定中、法律を要する事項を規定するものは、行政官廳法でその効力が認められており、同法は昭和二十三年五月二日までその効力を有するのであります。これらの規定と本法との關係が必ずしも明確でないので、この点につき、念のため一條項を加えるものであります。

六日、委員会は質疑、討論を省略し、ただちに採決の結果、本案は全会一致をもつて、各派共同提案の修正案のごとく修正議決いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

第五 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律案(内閣提出)

第六 通貨発行審議会法案(内閣提出)

第七 政府職員に対する一時手当の支給に対する法律案(内閣提出)

第八 勸業債券の割増金に關する所得税の課税の特例に對する法律案(内閣提出)

第九 船員保險特別會計法案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第五、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律案、日程第六、通貨発行審議会法案、日程第七、政府職員に對する一時手当の支給に關する法律案、日程第八、勸業債券の割増金等に關する所得税の課税の特例に關する法律案、右五案は同一委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。財政及び金融委員會理事梅林時雄君。

政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律案(支拂請求内訳書)

第一條 國、連合國軍又は特別調達廳のためになされた工事の完成、物の生産その他の役務の給付に關し、國に對して、自己又は他人が

提供した物又は役務の費用として代金又は報酬の請求をしようとする者は、命令の定める書式により、支拂請求内訳書を作成し、これにすべての材料及び勞務並びに勞務以外の役務で第三者の提供したものの(以下諸役務という。)(一)につき、材料については、その品目、規格、品質、數量及び價額、勞務については、その勞務者の職種別の員數及び賃金額、諸役務については、その種類及び價額の内訳を明記しなければならない。

但し、左の各号の一に該当する物又は役務については、その價額自体を記載すれば足り、当該物の生産又は役務の提供に關して使用された材料、勞務及び諸役務に分けて内訳を記載することを必要としな

い。
一 物價統制令に規定する統制額(以下統制額という。)のある物又は役務
二 統制額のない物 但し、その價額の合計額が國を當事者とする請負契約又は購入契約の各契約金額の二百分の一に相當する金額を超えない範圍内におけるものに限る。
三 統制額のない物 但し、その購入金額の合計額が、第四條において準用される公團の購入金額を含み、國の一般會計歳出予

算額の千分の二に相当する金額を超えない範囲内において大蔵大臣の特に指定する購入契約により購入するものに限る。

(價額及び資金の計算)

第二條 前條の規定による支拂請求内訳書に記載すべき材料及び諸役務の價額並びに資金額は、左の各号の定めるところによりこれを計算しなければならぬ。

一 材料及び諸役務の價額は、實際使用された数量及び

イ 第一條に規定する工事の完成、物の生産その他の役務の給付に関する契約成立前給付者が他人から譲り受けた材料又は提供を受けた諸役務については、契約成立の時の統制額

ロ 前号の契約成立後給付者が買入れた材料又は諸役務については、その買入の時の統制額

ハ その他のものについては、当該材料を事業場に搬入した時の統制額

ニ 号若しくはハ号に掲げる時の明らかでないもの又は取得の方法の明らかでないものについては、イ号に掲げる統制額

を超えない價格等(物價統制令第二條に規定する價格等をいう。

以下同じ。)による。

二 資金額は、職種ごとに、實際使用された員数及び労務使用当時の一般職種別資金額を超えない資金額による。

前項に規定する一般職種別資金額は、主務大臣が官報を以て、これを告示する。

第一項の統制額には、物價統制令第三條第一項但書の規定による許可に係る價格等の額を含む。(誓約書)

第三條 第一條の規定による支拂請求内訳書を提出する者は、その支拂請求内訳書が正確であり、且つ、これに記載された價額及び資金額が前條の規定に適合して計算されている旨の誓約書を作成し、これに署名し、印を押さなければならぬ。

(地方公共団体及び公團に対する準用)

第四條 前三條の規定は、地方公共団体又は公團のためになされた工事の完成、物の生産その他の役務の給付に関し、地方公共団体又は公團に対し、自己又は他人が提供した物又は役務の費用として代金又は報酬の請求をしようとする者に、これを準用する。この場合において第一條但書第三号の規定の地方公共団体に對する適用については、同号中「國の一般会計歳出

予算額」とあるのは「地方公共団体の一般会計歳出予算額」と読み替えるものとする。(下請人に対する準用)

第五條 第一條(同條但書第二号及び第三号を除く)、第二條及び第三條の規定は、第一條又は前條に規定する契約の履行に関し、使用された物又は役務を給付者に対し提供しその代金又は報酬を請求しようとする者(以下下請人といふ。)に、これを準用する。

下請人は、給付者に対し、契約の履行後遅滞なく、前項において準用する第一條及び第三條に規定する書類を提出しなければならない。

下請人は、前項の義務を怠つたときは、これに因り給付者に生じた損害を賠償する責を負う。(請求及び支拂の効力)

第六條 第一條に規定する代金又は報酬(國の雇傭する官吏、職員又は勞務者に対する國の直接の支拂を除く。以下本條中同じ。)の請求権を有する者は、第一條、第三條及び第九條第一項に規定する適法の書類を國に提出しなければ、その権利を行使することができない。

政府職員(國の支拂事務を所掌するその他の者を含む。以下同じ。)は、第一條、第三條及び第九條第二項に規定する適法の書類を提出しなければならない。

九條第二項に規定する適法の書類の提出がなければ、第一條に規定する代金又は報酬を支拂つてはならない。

第一項の規定は、第四條に規定する代金又は報酬の請求権を有する者に、前項の規定は、地方公共団体又は公團の職員に、これを準用する。(前拂及び精算)

第七條 前條の規定は、第一條又は第四條に規定する工事の完成、物の生産その他の役務の給付に関する契約の履行前において代金又は報酬(契約の履行後において代金又は報酬に充当する旨の特約に基いて交付する金額を含む。)の部分拂又は仮拂をなす旨の約定がある場合における当該金額の請求及び支拂については、これを適用しない。

しかしながら政府職員(地方公共団体又は公團の職員を含む。)は、第九條第一項の規定による内訳書の提出がなければ、前項に規定する代金又は報酬の部分拂又は仮拂をなしてはならない。

第一項の約定に基づく支拂があつた場合においては、当該支拂を受けた者は、第一條(第四條において準用する場合を含む。)に規定する事項を記載した精算書を、契約の履行後三十日以内(大蔵大臣

が特にこれよりも長い期限を定めるときはその期限内)に、当該支拂をなした者に提出しなければならない。

第二條及び第三條の規定は、前項の規定による精算書に記載すべき材料及び諸役務の價額並びに資金額の計算について、これを準用する。

下請人は、給付者に対し、前二項の規定の適用につき必要な事項を、遅滞なく通知しなければならない。第五條第三項の規定は、この場合に、これを準用する。

前條第一項及び第二項の規定は、第三項の場合において契約の履行後支拂すべき残額がある場合に、これを準用する。

第三項の規定による精算書の提出後材料、勞務又は諸役務に対する代金又は報酬の前拂額が超過拂となつてゐるときは、当該支拂を受けた者は、その超過額を返還しなければならない。

(約定金額の改正)

第八條 第一條(第四條において準用する場合を含む。)の規定による支拂請求内訳書又は前條第三項の規定による精算書に記載された材料の價額の合計額、諸役務の價額の合計額又は資金の合計額がこれらの各区分についての約定金額よりも少いときは、約定金額は、支

拂請求内訳書又は前條第三項の規定による精算書に記載された材料の價額の合計額、諸役務の價額の合計額又は資金の合計額がこれらの各区分についての約定金額よりも少いときは、約定金額は、支

拂請求内訳書又は前條第三項の規定による精算書に記載された材料の價額の合計額、諸役務の價額の合計額又は資金の合計額がこれらの各区分についての約定金額よりも少いときは、約定金額は、支

拂請求内訳書又は精算書に記載された金額に改定されたものとす

(見積書)

第九條 物の購入契約を除く外、第一條又は第四條に規定する工事の完成、物の生産その他の役務の給付に関する契約による給付者は、契約成立後三十日以内（大蔵大臣

が特にこれよりも長い期限を定めるときはその期限内）に、國、地方公共団体又は公團に対し、命令の定める書式により、当該契約に

関し、材料及び諸役務の價額並びに賃金額の見積額につき、その詳細の内訳を記載した内訳書を提出しなければならない。

第一條但書第一号及び第二号の規定は、前項の規定による内訳書について、これを準用する。

前項の規定により提出された内訳書に記載された材料の價額の合計額、諸役務の價額の合計額及び賃金の合計額は、これを夫々材料の價額の合計額、諸役務の價額の合計額及び賃金の合計額について、の契約成立の時の約定金額とみなす。

(検査及び報告)

第十條 当該官吏は、契約成立後、第二條（第四條、第五條第一項又は第七條第四項において準用する場合を含む。）の規定による計算に

関し必要があるときは、給付者若しくは下請人その他当該契約に関連して給付者と取引した者に対して質問し、報告を求め、これらの者の営業場、事業場等に臨検し、帳簿書類その他の物件を検査し、又参考人について質問することができる。

政府は必要があるときは、命令の定めるところにより、都道府縣の吏員又は公團の職員をして、前項の事務に従事させることができる。

(賃金の支拂)

第十一條 政府職員（命令で定める法人の職員を含む。）は、左の各号の一に該当する労働者に対しては、第二條第二項に規定する一般職種別賃金額を超える額の賃金を支拂つてはならない。

一 連合國軍の需要に應じて連合國軍のために勤務に服する労働者

二 公共事業費を以て経費の全部又は一部を支弁する事業に係る勤務に服する労働者

（昭和二十一年法律第六十号の契約に対するこの法律の適用）

第十二條 第一條、第三條並びに第七條第三項及び第四項の書類が、昭和二十一年法律第六十号（政府の契約の特例に関する法律）第一條第一項の規定に該当する契約に

関するものであるときは、これらの書類は、同法第一條第一項の支拂金額の確定を請求する際、これを提出すべきものとする。この場合においては、確定金額の支拂の請求をしようとする際、あらためて第一條、第三條並びに第七條第三項及び第四項の書類を提出することを必要としない。

昭和二十一年法律第六十号第一條第一項の規定による支拂金額の指定は、第一條、第三條並びに第七條第三項及び第四項の書類の提出がなければ、これを行うことができない。

第一項の場合においては、第六條、第七條第六項及び第九條の規定は、これを適用しない。

第十三條 昭和二十一年法律第六十号第一條第一項の規定による支拂金額の指定は、当該契約に係る材料の價額の合計額、諸役務の價額の合計額及び賃金の合計額については、夫、第二條の規定により計算された金額の範囲内において、これをしなければならない。

(罰則)

第十四條 第三條に規定する誓約書に虚偽の誓約をなし、内訳のいずれかの記載金額が第二條の規定を適用して算出した金額を超えるような支拂請求内訳書を國に提出した者は、實際上に損害を加えた

かどうにかかわらず、これをその超過額の三倍以上四倍以下の額に相当する罰金に処する。

第十四條において準用する第三條に規定する誓約書に虚偽の誓約をなし、内訳のいずれかの記載金額が第四條において準用する第二條の規定を適用して算出した金額を超えるような支拂請求内訳書を地方公共団体又は公團に提出した者も、また前項と同様とする。

前二項の規定は第七條第三項の規定による精算書を提出した場合に、これを準用する。

前二項の罪を犯した者には、刑法第五十四條第一項の規定は、これを適用しないで、他の法條に刑があるときは、その刑を併科する。

第十五條 左の各号に掲げる者は、これを六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第七條第三項の場合において、同項の規定による精算書を提出しない者

二 第十條の規定による質問に対して、虚偽の答弁をした者

三 第十條の規定により報告を求められて、虚偽の報告をした者

四 第十條の規定はより質問を受け若しくは報告を求められた者の答弁若しくは報告を妨げ又は同條の規定による検査を妨げた者

五 第一條、第四條若しくは第五條第一項又は第七條第三項の規定により賃金額について支拂請求内訳書又は精算書の提出を必要とする場合において、労働基準法第八條の規定による賃金台帳を備へ置かず、虚偽の記載をした賃金台帳を備へ置き、又は賃金台帳に関する質問に対する答弁若しくは検査を妨げた者

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対して各本條の罰金を科する。

附則 第一條 この法律施行の期日は、その成立の日から五日を超えない期間内において、政令でこれを定める。

第二條 この法律は、第一條、第四條又は第五條第一項に規定する請求に關しこの法律施行後使用される材料及び労働並びにこの法律施行後提供される諸役務について、これを適用する。

第三條 第一條又は第四條に規定する工事の完成、物の生産その他の役務の給付に關する契約でこの法律施行の際まだ履行の完了してい

ないものに対するこの法律の適用については、第六條及び第七條第二項中「第九條第一項」とあるのは「附則第四條第一項」、第八條中「材料」とあるのは「この法律施行後使用された材料」、「諸役務」とあるのは「この法律施行後提供された諸役務」、「賃金」とあるのは「この法律施行後使用された労働者についての賃金」と読み替えるものとす

第四條 物の購入契約を除く外、第一條又は第四條に規定する工事の完成、物の生産その他の役務の給付に関する契約でこの法律施行の際まだ履行の完了していないものについては、給付者は、命令の定めるところにより、この法律施行後、國、地方公共団体又は公團に對し、当該契約に係る約定金額のうち、この法律施行後提供さるべき工事、物又は役務に対する部分につき第九條第一項の規定に準じた内訳書を提出しなければならぬ。

第九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第五條 第一條、第四條若しくは第五條第一項又は第七條第三項の規定により労働者について支拂請求内訳書又は精算書を作成しなければならぬ業務を営む給付者又は下

請人は、労働基準法第百八條の規定の適用があるに至るまでの間は、その使用する労働者の就業する事業場ごとに、当該官吏の検査を受けるため、すべての労働者についての日別の賃金支拂簿を備え置き、これにその使用した労働者の氏名を登録し、その職種、賃金支拂額及び本人の受け取つた金額を明らかにして置かなければならぬ。

当該官吏は、何時でも、前項の規定による賃金支拂簿を検査し、又、これに関し質問をすることが出来る。

第六條 前條第一項の規定による賃金支拂簿を備え置かず又は虚偽の記載をしたものを備え置いた者は、これを六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

前條第二項の規定による検査若しくは答弁を妨げた者又は同項の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者も、また前項と同様とする。

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

通貨発行審議会法案

通貨発行審議会法

第一條 通貨発行審議会は、内閣総

理大臣の所轄に屬し、日本銀行法の規定によりその権限に属させた事項を掌る。

審議会は、前項に規定するものの外、通貨金融政策の基本に関する事項につき内閣総理大臣に建議することが出来る。

第二條 審議会は、会長一人及び委員十三人を以て、これを組織する。

第三條 会長は、内閣総理大臣を以て、これに充てる。

委員は、左に掲げる者を以て、これに充てる。

一 大藏大臣

二 経済安定本部総務長官たる國務大臣

三 日本銀行総裁

四 金融界を代表する者四人（このうち、二人は銀行法に基き營業の免許を受けた銀行を代表する者、一人は特別の法律により設立された銀行又は金庫を代表する者でなければならぬ）、

産業界を代表する者三人及びその他の学識経験のある者三人

前項第四号に掲げる委員は、内閣総理大臣が、これを命ずる。この場合において、委員の選定に當つては、特定の地域における利益の代表に偏しないように相當の考慮を拂わなければならない。

第二項第四号に掲げる委員の任

期は、二年とする。但し、禁錮以上の刑に処せられたとき又は心身の故障に因り職務を行うに適しないこととなつたときは、これを解任することを妨げない。

補欠委員は、前任者の残任期間に在任する。

第四條 会長は、会務を総理する。会長に事故のあるときは、大藏大臣が、その職務を代理し、会長及び大藏大臣ともに事故のあるときは、会長の指名した委員が、その職務を代理する。

第五條 審議会は幹事及び書記若干人を置く。幹事は、会長の指名に基き、内閣総理大臣において、これを命ずる。

書記は、内閣総理大臣において、これを命ずる。

附則 この法律施行の期日は、その成立の日から三十日を超えない期間内において、政令で、これを定める。

第三條第二項第四号に掲げる委員でこの法律施行後初めて命ぜられる者のうち五人の任期は、同條第四項の規定にかかわらず、一年とする。日本銀行法の一部を次のように改正する。

期は、二年とする。但し、禁錮以上の刑に処せられたとき又は心身の故障に因り職務を行うに適しないこととなつたときは、これを解任することを妨げない。

補欠委員は、前任者の残任期間に在任する。

第四條 会長は、会務を総理する。会長に事故のあるときは、大藏大臣が、その職務を代理し、会長及び大藏大臣ともに事故のあるときは、会長の指名した委員が、その職務を代理する。

第五條 審議会は幹事及び書記若干人を置く。幹事は、会長の指名に基き、内閣総理大臣において、これを命ずる。

書記は、内閣総理大臣において、これを命ずる。

附則 この法律施行の期日は、その成立の日から三十日を超えない期間内において、政令で、これを定める。

第三條第二項第四号に掲げる委員でこの法律施行後初めて命ぜられる者のうち五人の任期は、同條第四項の規定にかかわらず、一年とする。日本銀行法の一部を次のように改正する。

第三十六條ノ二 通貨発行審議会ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

通貨発行審議会法案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案

政府は、この法律施行の際現在に在職する官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員であつて、常時勤務に服する者に対し、その者の受ける給與の月額に相當する金額を一時手当として支給する。

前項の規定による一時手当の支給の基礎となる給與及び同項の一時手当の支給手続に関し必要な事項は、大藏大臣が、これを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

勸業債券の割増金等に関する所得税の課税の特例に対する法律案

勸業債券、貯蓄債券、報國債券、臨時資金調整法第十條ノ五第一項の規定に基く証券及び同法第十條ノ七の規定に基く貯蓄の割増金並びに同法第十條ノ十二第一項に規定する証券の当せん金については、当分の

間、所得税を課さない。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

勸業債券の割増金等に関する所得税の課税の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

船員保険特別会計法案

船員保険法特別会計法

第一條 船員保険法による船員保険事業を經營するため、特別会計を設け、その歳入を以てその歳出に充てる。

第二條 この会計は、厚生大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 この会計は、これを普通保険勘定及び失業保険勘定に区分する。

第四條 普通保険勘定においては、

船員保険事業のうち失業保険事業以外の保険事業經營上の保険料、一般会計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附属雑収入を以てその歳入とし、同事業經營上の保険給付費、借入金の償還金及び利子、業務取扱費、療養所費、福祉施設費、営繕費その他の諸費を以てその歳出とする。

第五條 失業保険勘定においては、

船員保険事業のうち失業保険事業經營上の保険料、一般会計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附属雑収入を以てその歳入とし、同事業經營上の保険金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、業務取扱費、営繕費その他の諸費を以てその歳出とする。

第六條 普通保険勘定又は失業保険勘定において、保険給付費又は保険金を支弁するため必要があるときは、当該勘定の負担において、借入金をなすことができる。

第七條 厚生大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第八條 この会計の歳入歳出予算は、これを普通保険及び失業保険の二勘定に分け、各勘定のうちにおいて、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に区分する。

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添付しなければならない。

- 一 歳入歳出予算計算書
二 前前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前前年度末にお

ける積立金明細表

三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

第十條 各勘定において、支拂上現金に余裕があるときは、これを大蔵省預金部に預け入れることができる。

第十一條 失業保険勘定において、支拂上現金に不足があるときは、当該勘定の負担において、一時借入金をなすことができる。

第十二條 第六條に規定する借入金及び前條に規定する一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が、これを行ふ。

第十三條 厚生大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十四條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、当該年度の損益計算書、貸借対照表、当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計算書を添付しなければならない。

らない。

第十五條 普通保険勘定又は失業保険勘定において、決算上剰余金を生じたときは、当該勘定の積立金として、これを積み立てなければならない。

普通保険勘定又は失業保険勘定において、決算上不足を生じたときは、当該勘定の積立金から、これを補足する。

第十六條 普通保険勘定及び失業保険勘定の各積立金は、國債を以て保有し、又は大蔵省預金部に預け入れて、これを運用することができる。

第十七條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三條の規定にかかわらず、大蔵大臣の承認を経ることを要しない。

厚生大臣は、第一項の規定による繰越をなしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第十八條 この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第十九條 この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。但し、この法律中普通保険勘定に関する部分並びに第二十四條及び第二十五條の規定は、公布の日から、これを施行する。

第二十條 第一條において船員保険法による船員保険事業とあり、又は第五條において船員保険事業とあり、若しくは失業保険事業とあるのは、昭和二十二年十一月一日から昭和二十三年四月三十日まで

の間において船員として船舶所有者に使用されなくなつた者に対し失業手当金及び失業保険金を支給する事業を含むものとする。

第五條及び第六條において保険金とあるのは、前項の失業手当金及び失業保険金を含むものとする。

第二十一條 第二十四條の規定施行の際厚生保険特別会計船員勘定に属する積立金その他の権利義務は、これをこの会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所屬とする。

第二十二條 厚生保険特別会計船員勘定の昭和二十二年度の歳入歳出は、これをこの会計の普通保険勘定に移して決算を行うものとする。

前項の規定による決算の作成については、当該歳入及び歳出に係る予算並びに収納済歳入額及び支

出済出額は、これをこの会計の歳入及び歳出の予算並びに收納済歳入額及び支出済歳出額に含めて作成することができる。

第二十三條 第二十四條の規定施行の際厚生保険特別会計業務勘定に属する船員保険事業に関する権利義務は、これをこの会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所屬とする。

第二十四條 厚生保険特別会計法の二部を次のやうに改正する。

第一條中、「厚生年金保険事業及船員保険事業」を「及厚生年金保険事業」に改める。

第二條中、「船員勘定」を削る。

第五條 削除

第六條中「船員保険事業ノ業務取扱ニ關スル諸費、療養所費、福祉施設費又ハ營繕費ニ充ツル爲ノ船員勘定ヨリノ受入金、」を削り、「厚生年金保険事業及船員保険事業」を「及厚生年金保険事業」に、「厚生年金保険事業ノ福祉施設費及營繕費並ニ船員保険事業ノ療養所費、福祉施設費及營繕費」を「並ニ厚生年金保険事業ノ福祉施設費及營繕費」に改める。

第八條中「又ハ船員勘定」を削る。

第九條中、「年金勘定及船員勘定」を「及年金勘定」に改める。

第十條 削除

第十三條中、「年金勘定及船員勘定」を「及年金勘定」に改める。

第十四條 内閣ノ毎年度本會計ノ豫算ヲ作成シ一般會計ノ豫算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スベシ

第十五條 従前の厚生保険特別会計法の規定は、厚生保険特別会計業務勘定の昭和二十二年年度の決算上の剰余金については、前條の規定施行後でも、なお、その効力を有する。

船員保険特別会計法案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

○梅林時雄君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、財政及び金融委員会における審査の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。まず、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律案について申し上げます。本年九月十二日附連合國最高司令官から日本國政府に於てられました政府支出の削減に関する指令は、政府をしてやみ價格と不当なる高賃金による支拂をなすことからこれを免れしめ、当

面している財政の危機を打開せしめようとする絶大なる好意に出たものでありまして、政府といたしましては、あらゆる困難を克服し、異常な決意をもつてこれに対する適切な措置を講じなければならぬ次第であります。すなわち、國、連合軍及び特別調達廳のためなされた工事の完成、物資の生産その他役務の提供に関する代金または報酬の國に対する支拂の請求につきましては、それ自身公平價格のあります物品等の代價及び輕微なものを除きましては、原則として、その内容を材料費、労務費等にわちましまして、おの／＼公定價格または労働大臣の告示する一般職種別賃金により、その内訳を提出させ、かつ數量の面におきましては、その實際使用數量によらしめることとし、不正の請求を防止し、もつて財政支出の適正を期するとともに、流通秩序の確立をはかる必要があるものであります。そのため、政府の支拂は、その内訳が適法のものであるという誓約書を提出させることとし、相手方の請求内容が適正なものでなければ、その相手方の権利の行使を禁止し、政府職員はこれが支拂をなしてはならないこととし、また工事契約等の下請人も、元請人に対し、それと同様の協力をなさしめることとした次第であります。なお本措置は、地方公共団体及び公團にも準用することとなつております。

本案は、去る十一月二十九日政府より原案の説明を聴き、ただちに質疑に入りましたが、請負工事の公價支拂等について土建業者より意見を聴く必要を認め、本月二日懇談会を開きました。その後二回にわたり質疑を継続いたしました。個々については會議録に譲りたいと思ひます。かくて、六日質疑を終りましたところ、自由党塚田委員より、次のような各派共同提案なる修正案が提案されました。

第一條但書第三号中「千分の二」を「千分の三」に改める。

第四條後段を次のやうに改める。

この場合において第一條但書第三号の規定の地方公共団体に対する適用については、同号中「國」の一般會計歳出予算額の千分の三に相当する金額を超えない範囲内において大臣の特に指定する購入契約により購入するものに限る。」とあるのは「地方公共団体の一般會計歳出予算額の千分の二に相当する金額(その金額が一万円に達しないときは、一万円)を超えない範囲内において購入するもの並びに地方公共団体がその事業の用に供するため購入する土地及び建物に限る」と読み替へるものとする。

第八條中「又は賃金の合計額」を「及び賃金の合計額の総額」に改め、「各区分についての約定金額」の下に

「の合計額を加える。」

次いで討論に入り、自由党を代表して塚田委員より、本案には賛成ではあるが、これでは土建業者の実情をくんでいない、従つて、その運用にあつては特に慎重を期してほしいとの希望意見があり、これに対して政府委員より、御指摘の点については万全の措置を拂う旨の答弁があり、自由党を除く各党代表より、それ／＼賛成並びに希望意見が述べられました。次いで採決の結果、右修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもつて可決、よつて本案は修正議決せられました。

次に、通貨発行審議会法案について御説明いたします。

通貨の過度の膨脹を抑制するため、政府は各種の財政金融政策をとつているのであります。他面、通貨の発行自体についてもその規制をはかり、その発行量をわが國現在の経済的諸情勢に適合したものとらしめる必要があるものであります。これがため、政府はさきに日本銀行法の一部を改正する等の法律を制定し、通貨発行審議会をして

通貨の発行限度等通貨量の適正な規制に參與せしめることとしたのであります。今般同審議会の組織、権限に關し規定を設けるために本法案が提出されることと相なつたのであります。なお従來は、通貨発行審議会その

他これに類似する委員会等の官制は、勅令または政令をもつて定められていたものでありますが、新憲法のもとにおいては、特にその官制を法律によつて定める必要があると認められますので、ここに法律案として提案された次第であります。以下、内容のおもなる点を簡単に説明いたします。

まず第一に、通貨発行審議会は、日本銀行法の規定によつてその権限に属させた事項を行うのでありますが、これらはすべて全般的な経済情勢に照らし、また各界の声を聞くことによつて財政金融経済を通ずる総合的な見地よりなす必要があり、さらに財政金融経済のきわめて重要な問題と考えられますので、内閣総理大臣の所轄に属せしめたのであります。

第二に、通貨量を適正に規制するには、これと並んで財政金融経済に関する諸施策を検討する必要があると考えられますので、特に通貨金融政策の基本に関する事項については、これを審議の上、内閣総理大臣に建議することができるとなつております。

第三には、通貨発行審議会の組織であります。この点については、ただいま申し上げましたように、通貨の規制を最も総合的な見地より行ふ必要があり、また本柄がきわめて重要でありますので、内閣総理大臣を会長といたし、金融界を代表するもの四人、産業界を代表する者三人、その他の学識経

験者三人、都合十人の民間人を委員に選定して、内閣総理大臣がこれを命じ、さらに職務上の当然の委員として大蔵大臣、経済安定本部総務長官たる國務大臣、日本銀行総裁の三人を加え、民間、政府、証券銀行当局を通ずる十三人の委員によつて組織することといたしました。なお、民間委員の選定にあつては、特定の地域における利益の代表に偏しないよう特にこれを法文に明記し、またその任期は二年とし、半数ずつ交代させる趣旨で、法律施行後最初に任命される委員に限り、その半数については任期を一年としたのであります。

本案は、去る十月七日日本委員会に付託されたものでありまして、十一日提案の理由について説明を聴き、爾來数回にわたつて審議を重ねてまいりましたが、本案は、現下の金融情勢の推移に鑑み、日本銀行券発行の適正を期するため必要なるものと認め、本月六日、討論を省略し採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決いたしました。

第三に、政府職員に対する一時手当支給に関する法律案について概略御報告申し上げます。

この手当は、従来政府職員の給与が月の初めに繰上げて支給せられていた関係を是正するとともに、中央労働委員会等の調停案にこたえる給與たる意味を有するものであります。この法律に

よりまず一時手当の支給方法といたしましては、各職員の現に受けている給与の月額に相当する金額を一時手当として支給いたします。このために必要な予算額は、概算いたしますと、一般会計所属職員の分十億四千九百九十九万四千九百九十九円、特別会計所属職員の分十九億七千二百九十九万四千九百九十九円、合計三十億二千二百九十九万四千九百九十九円、この金額は、ただいま提案中の一般会計予算補正(第十号)及び特別会計予算補正(特第五号)に計上してあります。

本案については、本月六日提案の理由を聴き、ただちに審議いたしました。最近の政府職員の実情をも勘案し、妥当なるものと認め、討論を省略、ただちに採決に入り、全会一致原案通り可決いたしました次第であります。

次に、勸業債券の割増等に対する所得税の特例に関する法律案についてであります。今般所得税法の一部改正によりまして、新たに各種の一次的所得が課税の対象となつたのであります。各各種証券その他の貯蓄の割増金等の所得につきましては、所得税を課さないことといたしまして、貯蓄の増強に資せしめる必要がございました。この法律案が提出された次第であります。なお、死亡を原因として支拂を受けたる生命保険金、損害保険金、慰謝料、賠償金及び公社債の償還差益は、所得税法におきまして、一時所得の課税から除外されております。

本案は、本月五日日本委員会に付託され、翌六日政府より説明を聴取し、審議に入りましたが、インフレーションの阻止の点に鑑み、各種証券その他の貯蓄の割増等の所得につき所得税を課さないこととする本案の趣旨は、貯蓄増強に資するところがあるはなはだ大きいという理由で、大体において適正なものとして認め、同日討論を省略し採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決されました。

次は、船員保険特別会計法案について概略御説明いたします。

従来船員保険法に基く船員保険事業は、厚生保険特別会計船員勘定及び同業務勘定において経理してつたのであります。同特別会計は、他に陸上労働者の健康保険事業と年金保険事業とをも併せ経理してつたので、今回船員失業保険事業をさらに同特別会計で経理することといたしますと、ますます同特別会計の性質を複雑にすることになりますので、この際船員勘定を廃止いたしました。厚生保険特別会計の性質を明らかにし、その経理を容易ならしめるとともに、船員に関する社会保険を一体として運用するため、新たに船員保険特別会計を設け、従来船員失業保険事業及び今回の船員失業保険事業をそれぞれ普通保険勘定及び失業保険勘定に区分して併せ経理することとしたのであります。なお、船員失業手当支給事業についても、その

歳入歳出の経理は、その性質上本特別会計において併せ行ふこととしたのであります。

本案は、去る十二月五日日本委員会に付託せられたものでありまして、翌六日、提案の理由について政府より説明を聴いた後、ただちに質疑に入り、したが、大体において妥当と認められ、同日、討論を省略、全会一致をもつて可決いたしましたのであります。以上、簡単にありますが、御報告申し上げます。

(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 五案を一括して採決いたします。五案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて五案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

第十 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律案(内閣提出)

第十一 大蔵省預金特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及び郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度的における歳入不足補填のための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)

第十二 貿易資金特別会計法を改正する法律案(内閣提出)

第十三 特別都市計画法第四條の規定による國庫補助を國債証券の交付により行ふ等の法律案

(内閣提出)
第十四 物品の無償貸付及び讓與等に関する法律案(内閣提出)

〇議長(松岡駒吉君) 日程第十、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律案、日程第十一、大藏省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に関する法律案、日程第十二、貿易資金特別會計法を改正する法律案、日程第十三、特別都市計画法第四條の規定による國庫補助を國債証券の交付により行ふ等の法律案、日程第十四、物品の無償貸付及び讓與等に関する法律案、右五案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。財政及び金融委員会理事中崎敏君。

労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律案
政府は、官吏その他政府職員(以下職員という)、職員の遺族又は職員の死亡当時その収入によつて生計を維持していた者に対する給與で労働基準法(船員たる職員にあつて

は、船員法)の定める労働條件に相当するもの又は失業保險法の定める給付に相当するものが、当該基準による給與の額又は給付の額に達しないときは、その基準による給與の額又は給付の額に達するまで給與を増額して支給する。
前項の場合において、同項の規定により増額して支給する給與と従前の例による給與との調整及び同項の規定による給與の支給手続に關し必要な事項は、大藏大臣が、これを定める。

附則

この法律は、労働基準法第三十七條(船員法)にあつては第六十七條の規定による時間外、休日及び深夜の割増賃金に相当する給與について昭和二十二年七月一日以後、同法中その他の給與に相当するものについては同年九月一日以後、失業保險法の給付に相当する給與については同年十一月一日以後その給與を支給すべき事由の生じた給與につき、これを適用する。

労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕
大藏省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特

別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に関する法律案
政府は、大藏省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年における歳入不足を補填するため、一般會計から大藏省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定に繰入金をする

ことができる。但し、その金額は、大藏省預金部特別会計については、十億九千六百二十二万四千円、國有鉄道事業特別会計については、五十億九千九百九十四万四千円、通信事業特別会計については、三十億二万四千円、簡易生命保険及郵便年金特別会計の保險勘定については、八千八百七十八万四千円、同會計の年金勘定については、二百五十九万七千円を以て限度とする。

政府は、前項の規定による繰入金については、後日大藏省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定から、各、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般會計

に繰り入れなければならない。
この法律は、公布の日から、これを施行する。

附則

大藏省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕
貿易資金特別會計法を改正する法律案

貿易資金特別會計法

第一條 貿易資金を置き、その運用に關する經理を一般會計と区分して特別に行ふため、特別會計を設置する。
第二條 この會計は、商工大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。
第三條 貿易資金は、昭和二十年法律第五十三号(貿易資金設置に関する法律)第二條の規定による貿易資金及び一般會計からの繰入金九億五千万円を以て、これに充て

る。
貿易資金に不足を生じたときは、この會計の負担で大藏省預金部若しくは日本銀行から借入金をし、又は融通証券を発行して、一

時これを補足することができる。但し、その金額は、百億円を超えることはできない。
前項の借入金及び融通証券は、一年以内これを償還するものとする。

第四條 貿易資金は、これを貿易物資及びその取引に基づく請求権に運用するの外、別表第一に掲げるものに運用することができる。
政府は、貿易資金の運用に關する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

第五條

貿易資金の運用によつて利益を生じたときは、これを当該年度の歳入に繰り入れ、損失を生じたときは、これを当該年度の歳出を以て補填する。但し、補填に關するこの會計の当該年度における歳出予算額が当該補填額に対して不足するときは、当該不足額は、これを翌年度において、補填するものとする。
前項の規定による利益又は損失の計算に關する事項は、政令でこれを定める。

第六條 この會計においては、前條第一項の規定による運用益金、第七條第一項の規定による借入金、第十三條第一項の規定による一般會計からの繰入金及び附属雑収入を以てその歳入とし、命令で定める貿易物資の管理及び処分に要す

る特別経費、事務取扱費、資金運用手数料、第七條第一項の規定による借入金金の償還金、第十三條第一項の規定による一般会計への繰入金、借入金及び融通証券の利子、前條第一項の規定による資金補填金並びに附屬諸費を以てその歳出とする。

第七條 この会計で前條に規定する貿易物資の管理及び処分に関する特別経費、事務取扱費、資金運用手数料、借入金及び融通証券の利子並びに附屬諸費を支弁するため必要があるときは、同会計の負担で大蔵省預金部又は日本銀行から借入金を行うことができる。

前項の借入金は、一年以内これを償還するものとする。

第八條 第三條第二項及び前條第一項に規定する借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が、これを行う。

第九條 第三條第二項の規定による借入金又は融通証券の利子、第七條第一項の規定による借入金金の償還金及び利子並びに融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、これを國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第十條 商工大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付し

なければならない。

第十一條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に区分する。

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

- 一 歳入歳出予算計算書
- 二 前前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 当該年度の貿易資金運用計画表

第十三條 この会計において損益計算上過剰を生じたときは、これを一般会計の歳入に繰り入れ、不足を生じたときは、これを一般会計の歳出を以て補填する。但し、繰入に關するこの会計の当該年度における歳出予算額が当該繰入額に對して不足するとき、又は補填に關する一般会計の当該年度における歳出予算額が当該補填額に對して不足するときは、各、その不足額は、これを翌年度に繰り入れ又は補填するものとする。

前項の規定による過剰又は不足の計算に關する事項は、政令でこれを定める。

れを定める。

第十四條 商工大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十五條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算とともに、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

- 一 歳入歳出決定計算書
- 二 当該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 債務に關する計算書

第十六條 貿易資金の運用に關しては、財政法第三十四條並びに會計法第十一條、第十二條及び第十四條の例による。

第十七條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第十八條 この法律は、昭和二十二年十二月十五日から、これを施行する。但し、第十六條の規定は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第十九條 この法律による改正前の貿易資金特別會計法第四條又はこの法律の第五條の規定による貿易

資金の利益又は損失については、これらの規定にかかわらず、昭和二十一年度から別に法律で定める会計年度までの期間中は、各会計年度ごとの計算を省略して、当該期間の全期間について、政令の定めるところにより、これを計算することができる。

第二十條 一般会計は、前條に規定する期間中に限り、各会計年度における貿易資金の運用につき、別表第二中第一類各号に掲げる金額の合計額が、同表中第二類各号に掲げる金額の合計額を超過する場合は、その超過額に相当する金額を貿易資金の補填として同資金に繰り入れることができる。

前項の規定による貿易資金の補填は、各会計年度において、同項の計算確定前、概算を以てこれを行うことができる。

前項の場合において、概算による補填額が第一項の規定による計算により確定した補填額に對して超過し、又は不足するときは、当該超過額は、これを翌年度において生ずべき貿易資金の不足額の補填に充當し、又は余りがあるときは、これを一般会計に返還し、当該不足額は、翌年度において、これを補填するものとする。

第二十一條 第十二條第二項第二号及び第三号の規定は、昭和二十三年

年度分から第十九條に規定する法律で定める会計年度までの各会計年度分については、これを適用しない。

第十五條第二項第二号及び第三号の規定は、昭和二十二年分からは第十九條に規定する法律で定める会計年度までの各会計年度分については、これを適用しない。

第二十二條 昭和二十一年度の歳入歳出の決算に關しては、なお、從前の例による。

- 別表第一
一 貿易物資に準ずる物資で、商工大臣が大蔵大臣に協議して定めるもの
- 二 貿易以外の原因に基く外國への送金、外國からの送金又はこれらに準ずるもので、商工大臣が大蔵大臣に協議して定めるもの
- 三 大蔵省預金部への預金
- 四 貿易公團に對する貸付金

- 別表第二
第一類
一 輸出物資の買入金額（未拂金額を含む。）
- 二 國有に係る輸入資材の加工賃（諸掛を含む。）の支拂金額（未拂金額を含む。）
- 三 輸入諸掛の支拂金額（未拂金額を含む。）
- 四 貿易物資に準ずる物資で、商

工大臣が大蔵大臣に協議して定めるもの(以下準貿易物資といふ。)(の買入金額(未拂金額を含む。))

五 準貿易物資に関する諸掛の支拂金額(未拂金額を含む。)

六 貿易以外の原因に基く外國からの送金又はこれに準ずるもので、商工大臣が大蔵大臣に協議して定めるものに関する支拂金額(未拂金額を含む。)

七 第三條第一項に規定する貿易資金額及び前年度から持ち越した同條第二項の規定による借入金金の償還未済額(昭和二十二年度分については、昭和二十年法律第五十三号第二條の規定による貿易資金額及びこの法律による改正前の貿易資金特別会計法第二條第二項の規定による借入金金の償還未済額)

八 当該年度末における貿易公團に対する貸付金額

第二類

一 輸入物資の賣拂金額(未收金額を含む。)

二 準貿易物資の賣拂金額(未收金額を含む。)

三 貿易以外の原因に基く外國への送金又はこれに準ずるもので、商工大臣が大蔵大臣に協議して定めるものに関する受入金額(未收金額を含む。)

四 前年度から持ち越した現金額

五 当該年度末に保有する貿易物資又は準貿易物資(貿易公團の保有する輸出版物又は準貿易物資を含む。)(の價額に、命令で定める割合を乗じて得た金額

貿易資金特別会計法を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

特別都市計画法第四條の規定による國庫補助を國債証券の交付により行ふ等の法律案

第一條 國庫が特別都市計画法第四條の規定により特別都市計画事業に必要な費用を補助する場合において、その費用のうち同法第十六條の規定により交付する補償金に係る部分に対する補助は、國債証券の交付により、これを行うことができる。

前項の規定により交付する國債証券の交付價格は、時價を参酌して、大蔵大臣がこれを定める。

第二條 特別都市計画法第十六條の規定による補償金の交付は、前條に規定する國債証券の交付により、これを行うことができる。

前項の規定により交付する國債証券の交付價格は、前條第二項の規定により大蔵大臣の定めた價格による。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

特別都市計画法第四條の規定による國庫補助を國債証券の交付により行ふ等の法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

物品の無償貸付及び譲與等に関する法律案

第一條 この法律において、物品とは、國の所有に属する動産であつて、國有財産法の適用を受けないものをいう。

第二條 物品を國以外のものに無償又は時價よりも低い對價で貸し付けることができるのは、他の法律に定める場合の外、左に掲げる場合に限る。

一 國の事務又は事業に関する施策の普及又は宣傳を目的として印刷物、写真、映写用器材その他これに準ずる物品を貸し付けるとき

二 國の事務又は事業の用に供する土地、工作物その他の物件の工事又は製造のため必要な物品を貸し付けるとき

三 教育、試験、研究及び調査のため必要な物品を貸し付けるとき

四 國の職員を以て組織する共済組合、消費組合その他大蔵大臣

の指定する団体に対し、執務のため必要な机、椅子その他これに準ずる物品を貸し付けるとき

五 國で經營する保險事業において療養の給付として行ふ被保險者の療養の委託を受けた者に対し、その療養の給付のため必要な物品を貸し付けるとき

六 地方公共団体又は開拓事業を行ふ者に対し、開拓のため必要なトラクター(ブルドーザーを含む。)、プロロー、ハロー、拔根機その他の開拓用土木機械を貸し付けるとき

七 家畜の改良又は増殖を図るため家畜を貸し付けるとき

八 貸付期間中においても國が必要とする場合には國の事業に使用し得ることを條件として、家畜を貸し付けるとき

第三條 物品を國以外のものに譲與又は時價よりも低い對價で譲渡することができるのは、他の法律に定める場合の外、左に掲げる場合に限る。

一 國の事務又は事業に関する施策の普及又は宣傳を目的として印刷物、写真その他これに準ずる物品を配布するとき

二 公用に供するため寄附を受けた物品又は工作物について、その用途を廃止した場合において、当該物品又は工作物の解体

又は撤去により物品となつたものを寄附者又はその一般承継人に譲渡するとき

三 教育、試験、研究及び調査のため必要な印刷物、写真その他これに準ずる物品及び見本用又は標本用物品を譲渡するとき

四 予算に定める交際費又は報償費を以て購入した物品を贈與するとき

五 生活必需品、医薬品、衛生材料及びその他の救しゆつ品を生

活困窮者又は海外から引き揚げた者若しくは本邦から引き揚げ

る者であつて應急救助を要する者に対し譲渡するとき

六 農林水産物の改良又は増殖を図るため種苗、種卵又は稚魚を譲渡するとき

七 家畜の改良又は増殖を図るため家畜の無償貸付を受けた者又は飼育管理の委託を受けた者が、主務大臣の定める條件に従い飼育管理したとき、その者に対し当該家畜を譲渡するとき

八 家畜の無償貸付又は飼育管理の委託を受けた者に対し、その果実を譲渡するとき

第四條 物品を國以外のものに時價よりも低い對價で譲渡することができるのは、前條及び他の法律に定める場合の外、左に掲げる場合に限る。

一 家畜の改良又は増殖を図るため家畜を譲渡するとき

二 傳染病予防のため必要な医薬品を譲渡するとき

第五條 この法律の施行に關し必要な事項は、各省各廳の長（財政法第二十條第二項に規定する各省各廳の長をいう。以下同じ。）がこれを定める。

前項の場合には、各省各廳の長は予め、大藏大臣に協議しなければならぬ。

附則

第六條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを適用する。

第七條 地方自治法施行の際都道府縣においてその事務又は事業の用に供していた物品は、第三條の規定にかかわらず、これは当該都道府縣に譲與することができる。

前項に規定する物品のうち、当該都道府縣に譲與しない物品は、第二條の規定にかかわらず、当分の間、これを当該都道府縣に無償で貸し付けるものとする。

第一項の規定により物品を都道府縣に譲與する場合には、当該物品を所掌する各省各廳の長は、予め、大藏大臣に協議しなければならぬ。

第八條 國の所有に属する牛及び馬は、第二條の規定にかかわらず、有畜農の普及を図るため必要が

あるときは、昭和二十三年三月三十一日まで、これを國外のものに無償で貸し付けることができる。

物品の無償貸付及び譲與等に関する法律案（内閣提出）に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔中崎敏君登壇〕

○中崎敏君 たいだいま議題となりまして法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず労働基準法等の施行に伴う政府職員にかかる給與の應急措置に關する法律案について、その審査の経過を概略御報告申し上げます。

新憲法の施行に伴い、政府職員の給與に關する基準は法律をもつて定めなければならぬことになっており、また労働基準法、船員法及び失業保険法の施行に伴い、政府職員にかか

る現行給與体系についても所要の改正を加えることが必要となつたので、政府は、これに應じ給與全般に關する基準を定めた法律案を國會に提出すべく準備中であり、これが検討にな

お若干の時日を要するので、とりあえず應急的措置として、この法律案が提出された次第であります。

まず第一案について申し上げますと、現行の政府職員の給與制度は、昭和二十二年法律第七十二号及び同年勅令第六十一号により、新憲法施行後

も、經過的にそのまま本年十二月末日まで存続するわけであり、労働基準法等の施行に伴い、現行の給與制度に一部改善を加える必要が生じたのであります。よつて、包括的な給與法案のできるまで暫定的措置として、政府職員についても、少くとも労働基準法等の規定による最低基準まで給與を増額支給するため、現行の給與で労働基準法の定める労働条件に相当するもの、または失業保険法の定める給付に相当するものが、それ／＼の法律に定めた基準に達しない場合に、その基準に達するまで給與を増額して支給することとしたのであります。なお第二

項においては、この措置により増額して支給する給與と従前の例による他の給與との調整及びこの措置による給與の支給手続については、大藏大臣が定める旨を規定したのであります。この法律が実施せられました場合、實際に現行の給與より増額せられるおなもの、時間外、休日または深夜の勤務に対する超過勤務手当、公務に基いて殉職または傷病にかつた場合の災害補償、退職手当等であります。なお適用の時期については、超過勤務手当については昭和二十二年七月一日以後、その他については九月一日以後、失業保険給付に相当する給與については十一月一日以後、その給與を支給すべき事由の生じた給與につき適用すべきことといたしました。

本法案については、七日より質疑に入り、七日より御説明いたしました。この暫定的な措置として妥當なものとし、討論省略、全会一致をもつて可決いたしました。

次に、大藏省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年における歳入不足補填のための一一般會計から繰入金に關する法律案について御説明いたします。

まず大藏省預金部特別会計については、昭和二十二年年度特別会計予算補正特第三号に掲げられるように、新規の歳入不足額が七億八千七百九十九万五千七百九十九円に達するおもの、借入金をもつて補填することとした歳入不足額が九億八千九百万円あり、その收支の不足の補填を多額の借入金に負うことは適當でないのみならず、一般會計及び特別會計を通ずる健全財政の趣旨にも副わぬと考えられますので、前述の新規歳入不足額のうち二億千九百万円は、これを積立金のうちから補填することといたしますが、なお五億七千九百万円に上る歳入不足額が残ることになりますので、この際一般會計からこの會計に十億円を繰入れることとし、これを補足するとともに、かつ残る金額四億二千九百万円については、本會計における経費節約額に千八百九百万円と合わせ、当

初予算における借入金の減少に充当し、よつとするものであります。

次に、國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計におきましては、今次補正予算の編成にあつては、人件費及び物件費等について相當の節約を行うことといたしましたにもかかわらず、現在の收支状況におきましては、当初予算及び補正予算を通じ歳入不足が、鉄道會計におきまして百一十一億九千九百万円、通信會計におきまして四十三億六千九百万円に上る情勢であります。し

こつて、これが補填の方策として、さしあたり両會計において本年十一月以降本年度一ぱいに生ずると見込まれます大體の歳入不足額、すなわち國有鉄道事業において五十億、通信事業會計において二十五億を限度とし、その不足財源を一般會計から当該各會計へ繰入れることとせんとするものであります。

以上申し上げましたが、今回の補正予算の編成にあたりまして一般會計及び特別會計を通ずる健全財政の方針を堅持するための措置であり、これに關する予算的措置は、補正第七号、第八号及び補正特第三号をもつて繰入れに關する予算的措置を講じたのであります。

しかるところ、今回政府職員の給與の現状に鑑みまして、政府職員に対して一時手当を支給することに方針を決定したのであります。前述の三特別

會計及び簡易生命保險及郵便年金特別會計の收支の現状に鑑みまして、今回の一時手当の財源につきましては、これまでその不足額を一般會計から繰入れることがやむを得ないものと存ぜられますので、大蔵省預金部特別會計につきましてはさらに九千六百餘万円、國有鐵道事業特別會計につきましてはさらに九億九千餘万円、通信事業特別會計につきましてはさらに五億二千萬円を一般會計から繰入れることとしたし、すとも、新たに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定につきましては八千八百餘万円、同會計の年金勘定につきましては二百五十九萬円を限度として一般會計から繰入れる必要があるものであります。なお繰入金につきましては、これらの特別會計の性質上、今後適当な時期において、当該各特別會計からそれぞれ繰入金額を一般會計へ返償することとする予定でありまして、これに関する規定を設けたのであります。

本案については、去る六日政府より提案理由の説明を聴き、翌七日質疑に入りましたが、前述の會計に対して一般會計から所要の繰入金をせんとする本案の趣旨を諒とし、同日、討論省略、採決に入りましたところ、全会一致

致をもつて可決いたしました。次には、貿易資金特別會計法を改正する法律案について御説明を申し上げます。今回改正しようとする第一点は、附則第十九條及び第三十條の規定であります。現行法の第四條の規定による貿易資金の運用による利益または損失の計算は、これを毎年度行うこととなつており、その結果生じた利益または損失は、終局において一般會計への繰入れとなり、また一般會計からの繰入れとなる構成となつておるのであります。現在のところ、外貨請求権の評価及び輸入物資の價格が計算困難の状況にあります関係上、この規定による損益の計算もまた実行困難の状況となつておりますので、今回これに対する措置を講じたのであります。すなわち、現行法の第四條またはこの法律案の第五條の規定による貿易資金の運用による損益計算は、昭和二十一年度から外貨請求権及び輸入物資の輸入價格の計算可能な状態に立ち到るまでの期間中、各年度ごとの計算を省略して、前述の計算ができる状態になつた際において、その時までの全期間について損益の計算を行うこととし、その期間中は、毎年度貿易資金の運用上生ずる円資金の不足額を一定の計算のもとに一般會計から補填する途を開こうとするものであります。なお、昭和二十二年における一般會計からの補填見込額は五十五億円となつております。

第二は、貿易資金の運用範囲についての規定でありまして、現在は、その一部を政令に譲つておるのでありますが、今回全部を法律で定め、運用範囲を明らかにいたそうとするものであります。

第三は、貿易資金の運用に關しても、歳出予算に基くものと同様、財政法に基く契約等の計画及び支拂計画の制度を実施することにしたそうとするものであります。本法については、六日政府より提案理由の説明あり、七日には補足的な説明を聴き、ただちに質疑にはいりましたが、貿易資金に關する經理の実情に鑑み、貿易資金の運用による利益または損失の計算について臨時に所要の措置を講ずるとともに、財政法の制定に伴い所要の改正をする必要のあることを認め、討論を省略、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決いたしました。

第四に、特別都市計画法第四條の規定による國庫補助を國債証券の交付により行う等の法律案について概略御報告申し上げます。

本案は、土地區画整理事業に対する國庫補助金のうち、特別都市計画法第十六條の規定に基く公共用地造成のため私用地の減少が一割五分を超過する部分について交付する補償金に對して行う補助金については、この際國債証券をもつて交付することとするともに、事業施行者が土地所有者及び関係者に交付する減少補償金につきましても、その交付を受けた國債証券をもつて補償金の交付の決済をなし得る途を開き、もつてインフレの抑制に努力せんとするものであります。なおこの減少補償金は、その性質が面積減少の代償であり、資産の一部が土地から國債証券に移つたとも見ることができるとありますので、現下の經濟事情から見て、この程度の措置はやむを得ないものと考えられるのであります。

本案については、去る六日提案理由の説明を聴き、翌七日質疑をいたしました。特別都市計画法に基く土地區画整理事業に關する経費につきましても、高率の國庫補助を伴うものであります。關係上、國の財政負担も巨額に上ると考えられ、従つて、この事業の施行にあつては、事業の緊急性と現在の財政及び金融の事情との調整を

はかることが必要と相なるのであります。が、本案は、大体これらに對する措置として妥當であると認め、同日、討論省略、原案通り可決いたしました。

最後に、物品の無償貸付及び譲與等に関する法律案について、簡単に御説明を申し上げます。

財政法の施行に伴い、同法第九條の規定により、國の所有に屬する財産の適正な対償を伴わない貸付または譲渡につきましては、法律の規定に基くことを要することとなつたのであります。が、國の所有に屬する財産のうち、國有財産法の適用をうける國有財産については、國有財産法の中に無償貸付及び譲與に關する規定が置かれておるのであります。物品につきましては、その無償貸付、譲與等は、從來一部のものが法律の規定に基き行われていたほか、大部分は勅令等の規定によつて行われておりましたので、これについて、今回新たに法律を制定して、物品の管理処分適正を期する必要があるものであります。なお財政法第九條の規定は、本年四月一日から施行せられておりますので、本法案の施行期日も本年四月一日にさかのぼる必要があると考えられます。また、地方自治法施行の際、都道府縣において使用しております國費をもつて調弁し

た物品につきましては、この際当該都道府県に譲與または無償貸付の措置をすることが適當と思われましますので、併せてその規定を置いたのであります。

本案については、去る七日質疑に入りましたが、技術的な問題で、さして異論もなく、翌七日、討論を省略し採決に入り、全会一致をもつて可決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 五案を一括して採決いたします。五案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて五案は委員長報告の通り可決いたしました。

第十五 金融機関再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 旧日本銀行券の未回収発行残高に相当する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第十五、金融機関再建整備法の一部を改正する法律案、日程第十六、旧日本銀行券の未回収発行残高に相当する金額の一部を國庫に納入するに伴う日本銀行への交付金に関する法律案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長報告を求めます。財政及び金融委員会理事吉川久衛君。

律案、日程第十六、旧日本銀行券の未回収発行残高に相当する金額の一部を國庫に納入するに伴う日本銀行への交付金に関する法律案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長報告を求めます。財政及び金融委員会理事吉川久衛君。

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

金融機関再建整備法の一部を次のように改正する。

第四十二條の二 第二十六條第二項、第四十條第一項又は第四十一條第一項の規定により他の金融機關(以下讓受金融機關といふ。)に新勘定の事業の全部若しくは一部を讓渡し、又は新勘定の保険契約の全部若しくは一部を移轉する金融機關(以下讓渡金融機關といふ。)は、第二十六條第二項の規定の適用を受ける讓渡金融機關については、第二十七條第一項の認可を受けた日、その他の讓渡金融機關については、第四十條第一項の認可又は日以後に退職する役員又は従業員

(以下退職者といふ。)に對しては、法令の規定、定款の定又は契約の條項にかかはらず、退職金を支給してはならない。

讓渡金融機關は、前項の規定にかかはらず、退職者で新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日までに讓受金融機關の役員又は従業員とならなかつたものに對して、その翌日以後退職金を支給することができ

前項の規定によつて支給する退職金には、退職の日以後の利息を附することができる。

第四十二條の三 讓渡金融機關の退職者で第二十七條第一項の認可又は第四十條第一項の認可若しくは第四十一條第一項の命令のあつた日以後新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日までに讓受金融機關の役員又は従業員となつたものの當該讓渡金融機關における役員又は従業員としての在職期間は、退職金の計算については、これを當該讓受金融機關における役員又は従業員としての在職期間とみなす。

第四十二條の四 金融機關は、任意積立金の三分の一に相當する金額

と厚生年金保險法附則第十條乃至第十二條の規定による舊退職積立金及退職手當法により積み立てた退職手當積立金又は準備積立金の金額との合計金額の範圍内において、主務大臣の認可を受けて、第二十七條第一項の認可又は第四十條第一項の認可若しくは第四十一條第一項の命令のあつた日において當該金融機關の従業員である者に對して當該金融機關又は讓受金融機關が退職金を支給するため留保を必要とする積立金の金額を定めることができる。

前項の規定により定められた積立金の金額は、第十三條第一項第二號の合計額に加算するものとす。

第十八條第一號イ、第二十條第一項第二號、第二十四條第一項第二號及び第二十五條第一項第二號の積立金には、これを含めないものとする。

第一項の規定により留保すべき積立金の金額を定めた場合において、當該金融機關が讓受金融機關に對し新勘定の事業の全部若しくは一部の讓渡又は新勘定の保険契約の全部若しくは一部の移轉を

したときは、當該金融機關は、主務大臣の認可を受けて、當該積立金の全部又は一部を取り崩してこれに相當する資産を當該讓受金融機關に讓渡しなければならない。

前項の場合において、讓受金融機關は、同項の規定により譲り受けた資産に相當する金額を積み立てなければならぬ。

金融機關が第一項の規定により留保した積立金又は讓受金融機關が前項の規定により積み立てた積立金は、第三項の場合又は清算若しくは破算の場合を除く外、主務大臣の認可を受けなければ、第二十七條第一項の認可又は第四十條第一項の認可若しくは第四十一條第一項の命令のあつた日において第一項の金融機關の従業員であつた者に對する退職金の支拂以外の目的に、これを使用してはならない。

第四十二條の五 讓渡金融機關が前條第三項の規定により讓受金融機關に讓渡した資産に相當する金額又は讓受金融機關が前條第四項の規定により積み立てた金額は、法人税法による各事業年度の普通所得

特別法人税法による各事業年度の剰餘金又は地方税法により營業税を課する場合における各事業年度の純益の計算上、これを損金又は益金に算入しない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(都合により最終号の附録に掲載)

旧日本銀行券の未回収発行残高に相当する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律案

日本銀行が、日本銀行券預入令第五條第三項の規定に基き、大藏大臣の定めるところにより、昭和二十一年三月三十一日現在の旧券(日本銀行券預入令第一條に規定する日本銀行券をいう。以下同じ。)の発行高に相当する金額の一部を國庫に納付した場合において、同行が同令第二條第二項の規定により昭和二十一年四月一日以後旧券で預入を受けた金額が、昭和二十一年三月三十一日現在の旧券の発行高に相当する金額から

國庫に納付した金額を控除した金額を超えるときは、政府は、命令の定めるところにより、その超過額に相当する金額を日本銀行に交付しなればならない。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

旧日本銀行券の未回収発行残高に相当する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書(都合により最終号の附録に掲載)

〔吉川久衛君登壇〕

○吉川久衛君 たいだいま議題となりました法律案について、財政及び金融委員会における審査の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。金融機関再建整備法の一部を改正する法律案についてであります。本改正案の骨子は、左の三点であります。第一点は、金融機関はその損失処理に際して、退職金支給財源に充てるため、任意積立金の三分の一と法定の退職手当積立金の合計額の範囲内において、これを留保することができることとする。第二点は、新金融機関に事業

を譲渡して旧金融機関を整備する場合、この旧金融機関から新金融機関に引継がれた職員は退職者として取扱わず、旧金融機関に在職中の在職期間は新金融機関で通算することとする。第三点は、旧金融機関がその事業とともに職員を新金融機関に引継いだ場合は、第一点により留保した積立金の全部または一部を新金融機関に引継ぐこととする。以上であります。本案は、去る十二月三日日本委員会に付託されたものでありまして、六日提案理由の説明を聴き、翌七日質疑にはいりましたが、今回の改正案は、金融機関再建整備に伴う損失の整理について、職員の退職金支拂財源として積立金の一部を留保しようとするものでありまして、大体において妥当なるものと認め、討論を省略、採決の結果、全会一致をもつて可決いたしました次第であります。

次に、旧日本銀行券の未回収発行残高に相当する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律案について概略御説明いたします。まず、政府原案について申し上げますと、昭和二十一年勅令第八十四号日本銀行券預入令により、昭和二十一年三月七日以降その強制通用の効力を失つた旧日本銀行券については、日本銀行券預入令第五條の規定により、昭和二十一年三月三十一日現在における未回収発行残高相当額を翌四月一日の発行高から引落し、右の引落額に相当する日本銀行の財産は、これを同行の仮受金勘定に別に整理保留せしめておつたのであります。また、この財産の処分については、同じく預入令の第五條第三項の規定によつて、大藏大臣がこれを定めることとなつておるのであります。しかして、昭和二十一年九月三十日現在におきます右の旧券の引換未済残高は二十六万九千七百余万元となつておるのであります。この中には、朝鮮の京城その他連合軍立会の上擲棄したものや、その他海外からの引揚者の持帰りの引換等のため今後とも引換を要するものがありますので、これを差引いた残額のうち、結局のところ、引換を要しないと推定せられる金額約七億円を限つて、今般これを國庫へ納付せしめることにいたしましたのであります。しかして、右の旧券の未回収発行残高相当額の一部を國庫へ納付せしめることに伴ひまして、一方、將來日本銀行におきます旧券の

引換が予想外に多額に上り、その結果、未回収残高が右の國庫納付額よりも少額となるような場合が起きるときは、その不足額に相当する金額は日本銀行にこれを交付する必要が生じますので、かような場合、日本銀行へ交付金をなすため、この法律が制定された次第であります。

本案は、七日提案理由の説明を聴き、質疑にはいりましたが、日本銀行券預入金による旧券の未回収発行残高に相当する金額の一部を國庫に納付させることに伴ひ、將來同行における旧券の預入の状況によつては、未回収発行残高が右の國庫納付金額に満たないこととなる場合を生ずることも予想せられるので、その場合には、その不足額に相当する全額を同行に交付する必要があり、かかる観点より、本案も大体適正なるものと認め、討論省略、採決の結果、全会一致をもつて可決いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○安平鹿一君 日程第十七は後回しとされんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程第十七は後回しといたします。

第十八 租税完納運動に関する決議

議案(佐藤觀次郎君外三十八名提出) 出(委員会審査省略要求事件)

○議長(松岡駒吉君) 日程第十八は、提出者より委員会の審査省略の申出があります。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。

日程第十八、租税完納運動に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。佐藤觀次郎君。

租税完納運動に関する決議案

租税完納運動に関する決議

今わが國の財政は、未だかつてない危機に臨んでいる。それは財政の総額が非常に巨額であるばかりでなく、その收支の均衡も辛うじて得ているに過ぎないのであつて、一步誤れば、経済の再建はおろか、國家の経済そのものが破滅する恐れがあるからである。

それに國税の本年度予算額は一千三百億円であつて、國家の歳入総額の六割五分も占めてゐるにも拘らず、納税の現状を見るに、申告の成績は意外に悪い上に、滞納の金額も未曾有の多額であり、このままに進むならば、歳入が確保できず、財政そのものが根底から覆える危険がある。

もし万一この健全財政が破綻を見るならば、インフレ激化による異常な惨害に國民全体がさらされねばならないことになるであらう。

もとより國民所得の異常な今日、現在の租税制度や徴收の方法も完全なものとはいえないが、しかし政府はこれのために脱税者や怠納者を利するようになつてはならず、公平な徴税をなすようあらゆる努力

をなすべきである。

また國民もこの大切な納税を重視し、いやしくも正当な税額を完納することにについては、國民の名譽ある責任として、進んでこれを果たすために敢然立つべきときであると信ずる。

私は現状の苦難を忍びつつ明日の希望を達成するために、ここに全國民が一致協力し、この危機打開のため、租税完納運動を展開する次第である。

右決議する。

「佐藤觀次郎君登壇」

○佐藤觀次郎君 租税完納運動に関する決議案提案の理由を御説明いたしましたと存じます。

今わが國の財政は、かつてない危機に臨んでゐると思ひます。今日のいゝわゆる健全財政について、これに深い検討を加えるならば、到るところに重大なる弱点を包含いたしております。もし、そのかじを誤らんか、経済の再建はおろか、國家経済そのものが破滅に傾くおそれがあります。なかんずく、われわれの最も重視し、かつ憂慮するのは、租税収入の確保の問題であります。

試みに、最近の租税の収入を見ますと、所得税の申告納税額は、わずか七十億円程度に止まり、予算額に比して僅々一割五分にすぎないのであります。また本年度の租税収入及び印紙収入の収入済の総額も、九月末日までに、たか／＼二百六十九億程度になつております。しかも他面、百億に上る滞納額が生ずる現状にあります。もし万一かかる納税状況が改善されないならば、赤字財政のやむなきに至り、遂に悪性インフレーションに迫りこまれば、國家財政も企業も破壊されるような危険な状態になるのであります。しかも本年度は、わずか四箇月間になお千七十億円という租税収入を確保しないならば、好むと好まざるにかかわらず、赤字財政はとうてい避けがたい運命にあります。

國民租税の現状がかくのごとき状態にあるのは、種々な理由があります。國民所得の分布と租税賦課額と一致しない点も、その一つであります。租税制度の中には、わが國情に合致せざる点、税務官吏の徴收方法の不備や、その熱意の足らざる点も、その一つであります。政府はよろしく税務官吏の待遇を改善し、税務機構の刷新をはかり、一段と課税の公平及び適正を得るに努むる等、幾多の方法を考へる必要があると思ひます。

われわれは、今日國民道徳の低下、納税思想の頹廢のよつてきた原因も、いろ／＼と理解できるのであります。新田階級や、やみ利得者への重税を課するに、新しいくふうの必要のあることも認めております。けれども、日に／＼累積していく滞納をしつとむなしくながめ、國家財政のあるがままの崩壊を見るに忍びないのであります。われわれは、國民の手によつて選ばれ、國民とともに常にある國會議員の打ち鳴らす警鐘が、國民の胸に必ずや強く高く響くことを確信しております。ここに各党相はかり、衆議院一致の決議によつて、國民の前に國家財政の窮狀を訴へ、租税完納の急務を説いて、日本再建のために全力を注ぎたいと存じます。

最後に、私は附言いたします。本決議は、ただ單なる一片の決議でなく、國家の現状を默視するに忍びないがゆゑに、衆議院が自治的に乗り出さんかのために、われわれの決意を天下に表明せんとするものであります。今後本運動は、財政及び金融常任委員会が原動

力となり、租税完納運動本部を設け、漸次、全国津々浦々に至るまで展開されるでありましよう。全議員諸君の熱心なる御協力と御指導を期待してやまない次第であります。(拍手)

それでは決議案文を朗読いたします。

租税完納運動に関する決議

今わが國の財政は、未だかつてない危機に臨んでいる。それは財政の総額が非常に巨額であるばかりでなく、その收支の均衡も辛うじて得ているに過ぎないのであつて、一步誤れば、經濟の再建はおろか、國家の經濟そのものが破滅する恐れがあるからである。

それに國税の本年度予算額は一千三百億円であつて、國家の歳入総額の六割五分を占めているにも拘らず、納税の現状を見るに、申告の成績は意外に悪い上に、滞納の金額も未曾有の多額であり、このままに進むならば、歳入が確保できず、財政そのものが根底から覆える危険がある。

もし萬一この健全財政が破綻を見らるならば、インフレ激化による異常な被害に國民全体がさらされねばならないことになるであらう。

もとより國民所得の異常な今日、現在の租税制度や徴收の方法も完全なものとはいえないが、しかし政府はこれがために脱税者や怠納者を利用するようになつてはならず、公平な徴税をなすようあらゆる努力をなすべきである。

また國民もこの大切な納税を重視し、いやしくも正当な税額を完納することにについては、國民の名譽ある責任として、進んでこれを果たすために敢然立つべきときであると信ずる。

私共は現状の苦難を忍びつつ明日の希望を達成するために、ここに全國民が一致協力し、この危機打開のために、租税完納運動を展開する次第である。

右決議する。

以上の趣旨でございます。何とぞ御賛成を得まして、目的達成のために御援助を賜わらんことを希望いたす次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしましたか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

この際、内閣総理大臣及び大蔵大臣より発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣片山哲君。

〔國務大臣片山哲君登壇〕

○國務大臣(片山哲君) ただいまの決議案は、わが國財政を健全化せしむる上において最も必要な決議案と考えます。政府といたしましては、多大の敬意と深甚なる感謝を表するものであります。御指摘になりました納税事務につきましては、これから十分力を入れまして、諸君の御趣旨に副いたいと考えておるのであります。政府も全幅の努力を拂いますので、國民代表たる諸君におかれましては、十分政府のやつておりますことについて御鞭撻、御協力あらんことを願ひまして、祖國再建に勇往邁進いたしたいと考えております次第であります。一言決議案に対しまして政府の所信を申し述べ、諸君に対して感謝と敬意を表する次第であります。(拍手)

〔議長(松岡駒吉君) 大蔵大臣栗栖越夫君。〕

○國務大臣(栗栖越夫君) ただいまの決議案は、わが國財政を健全化せしむる上において最も必要な決議案と考えます。政府といたしましては、多大の敬意と深甚なる感謝を表するものであります。御指摘になりました納税事務につきましては、これから十分力を入れまして、諸君の御趣旨に副いたいと考えておるのであります。政府も全幅の努力を拂いますので、國民代表たる諸君におかれましては、十分政府のやつておりますことについて御鞭撻、御協力あらんことを願ひまして、祖國再建に勇往邁進いたしたいと考えております次第であります。一言決議案に対しまして政府の所信を申し述べ、諸君に対して感謝と敬意を表する次第であります。(拍手)

〔國務大臣栗栖越夫君登壇〕

○議長(松岡駒吉君) 大蔵大臣栗栖越夫君。決議案は、わが國財政を健全化せしむる上において最も必要な決議案と考えます。政府といたしましては、多大の敬意と深甚なる感謝を表するものであります。御指摘になりました納税事務につきましては、これから十分力を入れまして、諸君の御趣旨に副いたいと考えておるのであります。政府も全幅の努力を拂いますので、國民代表たる諸君におかれましては、十分政府のやつておりますことについて御鞭撻、御協力あらんことを願ひまして、祖國再建に勇往邁進いたしたいと考えております次第であります。一言決議案に対しまして政府の所信を申し述べ、諸君に対して感謝と敬意を表する次第であります。(拍手)

〔議長(松岡駒吉君) 大蔵大臣栗栖越夫君。〕

○議長(松岡駒吉君) 大蔵大臣栗栖越夫君。決議案は、わが國財政を健全化せしむる上において最も必要な決議案と考えます。政府といたしましては、多大の敬意と深甚なる感謝を表するものであります。御指摘になりました納税事務につきましては、これから十分力を入れまして、諸君の御趣旨に副いたいと考えておるのであります。政府も全幅の努力を拂いますので、國民代表たる諸君におかれましては、十分政府のやつておりますことについて御鞭撻、御協力あらんことを願ひまして、祖國再建に勇往邁進いたしたいと考えております次第であります。一言決議案に対しまして政府の所信を申し述べ、諸君に対して感謝と敬意を表する次第であります。(拍手)

決議案に對しましては、この運動目的の達成に多大の期待をかけておる次第であります。ここに深甚なる感謝と敬意を表するものでございます。本議場におきまして、すでにしほく申し上げましたごとく、本年度の財政收支における租税の占める地位は、決定的に重要となつておるのであります。租税完納の成否が、まさにその運命を決定するかぎとなつておるのであります。しかるに、現在までの納税額は約三百二十億円であります。予算額千三百三十億円に對し、わずかに二四％にすぎないのであります。なお百億円を上下する滞納を存しておる現状であります。

このように納税の成績が意外に悪い原因の主要なものとしたしましては、第一に、國民の納税觀念の弛緩をあげなければならぬと思ふのであります。すなわち、税負担が現在相当重くなつておると相まちまして、企業も家計も、インフレーションの進行過程において、あるいは納税資金に困難を來し、あるいは、ことさら納税資金を流用し、正当な納税をできるだけ回避するよう傾向が多分に見受けられるのであります。その結果、本年から申

告納税制度に改められました所得税の申告納税の成績が、現に予算額の七％程度に止まるといふような低調を示しておるのであります。このことが租税収入の全体の成績を不良ならしめておるのであります。

第二には、税務行政の面における能率の低下をあげなければならぬと思ふのであります。すなわち、相次ぐ新税の創設または税制の改正に伴う税務職員負担過重と、現下の經濟、交通等の諸情勢からくる影響によりまして、税務行政の能率の低下を余儀なくせられ、課税の徹底を欠き、また滞納税額の徴收が十分でないところに、納税成績の振わない一因が存すると思ふのであります。

このような納税の現状が改善せられない場合は、わが國の財政は甚大なる脅威にさらされることを覚悟しなければならぬのであります。多年要望されてきた健全財政を確立するためには、ぜひとも租税収入の確保をはからなければならぬのであります。従いまして、まず全國民が財政の現状及び税務官廳の職責に對する関心と理解とを深め、租税の完納こそインフレーションの破局化を食止める途であること

の認識に立つて、納税觀念を徹底させることが先決であると考へるのであります。

この際、ここに租税完納のために國民運動を強力に展開すること相なりましたことは、まことに時宜を得たものであります。その成果に多大の期待をかけておるのであります。この運動と呼應いたしましたして、政府は各税法の趣旨の徹底及び周知普及に資するため、大規模な納税宣傳を開始すべく準備を進めておる次第であります。さらに税務行政の面におきましても、この際一層公平かつ正当な納税が実現できるように、税務機構の改善強化、税務の運営方法の刷新をはかりますとともに、税務職員の特遇につきましても、できる限りの改善をも急速に実行いたしますして、税務の能率を十分發揮することができるよう努力いたしたいと存する次第であります。

申すまでもなく、租税の生命は負担の公平に存するのであります。税務の能率をあげることは、断じて苛徴誅求を意味するものではないのであります。國會で定められた税法の精神に則つて、公平に税負担を実現することを意味するものであると考へる次第であります。

ります。かような立場からいたしましたして、たとえば所得税の申告納税が実情に即しない場合は、税務署で相当な税額を追徴し、また滞納者につきましては、差押えや公賣の処分を行つて税金を徴收することをも、また辞せない次第であります。殊に悪質の脱税者に対しては、刑罰や追徴金等の制裁を勵行し、まじめな納税者がばかをみることにないよういたしたいと考へておる次第であります。

- 第五 新潟、長野両縣下における砂防工事施行の請願(第六二二号)
- 第六 最上川本支流改修工事促進の請願(第八六号)
- 第七 本庄川砂防工事施行の請願(第二二三号)
- 第八 小林川砂防工事施行の請願(第二二四号)
- 第九 社川砂防工事施行の請願(第二二五号)
- 第一〇 河内川改修工事施行の請願(第二二六号)
- 第一一 羽部川砂防工事施行の請願(第二二七号)
- 第一二 初瀬川砂防工事施行の請願(第二二八号)
- 第一三 落合川砂防工事施行の請願(第二二九号)
- 第一四 西山川砂防工事施行の請願(第二三〇号)
- 第一五 大渡川砂防工事施行の請願(第二三一号)
- 第一六 舟山川護岸工事施行の請願(第二三二号)
- 第一七 大谷川砂防工事施行の請願(第二三三号)
- 第一八 杉谷川砂防工事施行の請願(第二三四号)

以上をもちまして、本決議に対する深甚なる謝意と所感を述べ、る次第であります。(拍手)

請願

- 第一 五行川並びに野元川改修工事施行の請願(第三号)
- 第二 巴波川及び渡良瀬川改修工事並びに旧谷中村遊水池の干拓工事施行に関する請願(第一〇号)
- 第三 最上川災害復旧工事促進に関する請願(第四七号)
- 第四 茶臼山砂防工事並びに岡田川改修工事施行の請願(第六一號)

- 第一九 大陸皿川砂防工事施行の請願(第二三五号)
- 第二〇 田羽根川砂防工事施行の請願(第二三六号)
- 第二一 塩谷川砂防工事継続施行の請願(第二三七号)
- 第二二 井原川砂防工事施行の請願(第二三八号)
- 第二三 福井川砂防工事施行の請願(第二三九号)
- 第二四 西屋川砂防工事施行の請願(第二四〇号)
- 第二五 樋谷川砂防工事施行の請願(第二四一号)
- 第二六 吉岡村地内砂防工事施行の請願(第二四二号)
- 第二七 瀬戸市を中心とする地域に砂防工事施行の請願(第一五二号)
- 第二八 羽出村地内護岸工事施行の請願(第一六九号)
- 第二九 栗井池の砂防工事継続施行に関する請願(第一七〇号)
- 第三〇 馬見ヶ崎川上流砂防工事並びに下流改修工事施行の請願(第一七一号)

- 第三一 正法寺川砂防工事継続施行の請願(第一七四号)
- 第三二 郷川治水工事施行の請願(第二二一号)
- 第三三 賀茂川改修工事施行の請願(第二二二号)
- 第三四 同(第二二三号)
- 第三五 黒瀬川及び中川改修工事施行の請願(第二二四号)
- 第三六 賀茂川改修工事施行の請願(第二二五号)
- 第三七 同(第二二六号)
- 第三八 高野川、三津大川及び郷川改修工事施行の請願(第二二七号)
- 第三九 賀茂川改修工事施行の請願(第二二八号)
- 第四〇 同(第二二九号)
- 第四一 長谷川砂防工事施行の請願(第二三〇号)
- 第四二 最上川上流改修工事継続施行促進の請願(第二三五号)
- 第四三 イラスヶ川上流砂防工事施行の請願(第二二六号)
- 第四四 常願寺川の改修工事速成の請願(第二三四号)
- 第四五 同(第二三五号)
- 第四六 皿貝川改修工事促進の請願(第二三六号)

第四七 金ヶ崎、高濱間運河開鑿その他に関する請願(第二三八号)

第四八 吳市周辺における砂防工事費増額の請願(第二四八号)

第四九 山口縣における砂防工事費増額の請願(第二四九号)

第五〇 丸森町地内における阿武隈川下流改修工事促進の請願(第二五〇号)

第五一 郷川水系各河川治水工事施行の請願(第二五五号)

第五二 肱川治水工事施行促進の請願(第二六一号)

第五三 六甲山系の治水工事施行促進に関する請願(第二九九号)

第五四 岩手縣の洪水対策に関する請願(第三〇三号)

第五五 神崎川防災工事費増額並びに尼ヶ崎港改良工事施行の請願(第三一〇号)

第五六 小田川並びに荒金川砂防工事施行の請願(第三一五号)

第五七 鳥取縣の砂防工事費増額の請願(第三一六号)

第五八 大谷川上流砂防工事並びに下流護岸工事施行の請願(第三二一号)

第五九 重信川治水工事施行の請願(第三二五号)

第六〇 上妻村地内鬼怒川沿岸築堤工事施行の請願(第三二八号)

第六一 砂防事業一元化に関する請願(第三三二号)

第六二 吉井川改修工事費増額の請願(第三三四号)

第六三 天川砂防工事施行の請願(第三四六号)

第六四 乱川及び押切川の上流にダム築設の請願(第三四七号)

第六五 藏王川砂防工事施行の請願(第三六五号)

第六六 川内川上流治水工事促進の請願(第三六六号)

第六七 山口縣の災害復旧費國庫補助増額の請願(第三七二号)

第六八 水無川砂防工事促進の請願(第三七七号)

第六九 庄川及び小矢部川改修工事施行促進の請願(第三八〇号)

第七〇 兵庫縣津名郡下における各河川の砂防工事施行の請願(第三八七号)

第七一 圓山川改修工事施行の請願(第三八八号)

第七二 木曾川上流改修工事促進

の請願(第三九四号)

第七三 信濃川治水工事継続施行の請願(第四一二号)

第七四 谷川砂防工事施行の請願(第四二六号)

第七五 烏川砂防工事継続施行の請願(第四二七号)

第七六 荒久澤砂防工事施行の請願(第四二八号)

第七七 湯ヶ澤川砂防工事施行の請願(第四二九号)

第七八 西方寺澤砂防工事施行の請願(第四三〇号)

第七九 鳥居澤砂防工事施行の請願(第四三一号)

第八〇 村松澤外三溪流に砂防工事施行の請願(第四三二号)

第八一 本川治水工事施行の請願外三件(第四三四号)

第八二 群馬縣利根郡内の各河川に砂防工事施行の請願外四件(第四三五号)

第八三 岩島村大字松谷地内砂防工事継続施行の請願(第四三六号)

第八四 五領澤砂防工事継続施行の請願(第四三七号)

第八五 大竹川及び上澤渡川砂防

工事施行の請願(第四三八号)

第八六 矢山川、市野萱川及び西牧川砂防工事施行の請願(第四三九号)

第八七 大堰澤砂防工事施行の請願(第四四〇号)

第八八 九十九川上流治水工事施行の請願(第四四二号)

第八九 大柄澤砂防工事継続施行の請願(第四四二號)

第九〇 久保井堰堤の近接下流に複堰堤築設の請願(第四四三号)

第九一 天上川砂防工事施行の請願(第四四四号)

第九二 日向川治水工事促進の請願(第四四五号)

第九三 三波川砂防工事施行の請願(第四四六号)

第九四 土合川砂防工事施行の請願(第四四七号)

第九五 大澤川下流に砂防工事施行の請願(第四四八号)

第九六 平澤川改修工事継続施行の請願(第四四九号)

第九七 鎌澤に打止堰堤工事施行の請願(第四五〇号)

第九八 貫澤に砂防工事継続施行

の請願(第四五二号)

第九九 潤澤川、野上川、岩染川砂防工事継続施行の請願(第四五二号)

第一〇〇 龍澤川砂防工事施行の請願(第四五三号)

第一〇一 愛知縣内の海岸堤防改修工事施行の請願(第四五四号)

第一〇二 高師、天伯原一帯に砂防工事施行の請願(第四五八号)

第一〇三 逢妻川上流砂防工事施行の請願(第四五九号)

第一〇四 愛知縣における砂防工事費國庫補助増額の請願(第四六〇号)

第一〇五 瀬戸市を中心とする地域に砂防工事施行の請願(第四六一号)

第一〇六 霞ヶ浦北浦沿岸治水工事促進の請願(第四七三号)

第一〇七 同(第四七九号)

第一〇八 久慈川改修工事促進の請願(第四七八号)

第一〇九 馬見ヶ崎川上流砂防工事並びに下流改修工事施行の請願(第四九九号)

第一一〇 高橋川砂防工事施行の請願(第五〇〇号)

第一一 麻機川砂防工事費増額の請願(第五〇一號)	第一二二 木曾、掛斐、長良三川改修工事施行の請願(第五二四號)	第一三六 江合川改修工事促進その他に関する請願(第五七二號)	第一四八 兵庫縣下長谷川砂防工事施行の請願(第六三二號)	第一六二 石見川砂防工事施行の請願(第七〇〇號)
第一二 弓澤川砂防工事施行の請願(第五〇二號)	第一二三 野田川砂防工事施行の請願(第五二五號)	第二三七 山形縣の水害対策に関する請願(第五七三號)	第一四九 八島川砂防工事施行の請願(第六四六號)	第一六三 横路川及び三土川砂防工事施行の請願(第七〇一號)
第一三 有無瀬川及び血流川砂防工事施行の請願(第五〇三號)	第一二四 吉井川下流改修工事費増額の請願(第五二七號)	第二三八 東北地方水害対策に関する請願(第五七九號)	第一五〇 名取川及び七北田川改修工事の請願(第六五三號)	第一六四 湯谷川等砂防工事施行の請願(第七〇二號)
第一四 三澤川砂防工事施行の請願(第五〇四號)	第一二五 本宮川砂防工事施行の請願(第五二九號)	第二三九 川治川砂防工事施行の請願(第五九二號)	第一五一 高津川砂防工事促進の請願(第六六八號)	第一六五 白水川及び大江川砂防工事施行の請願(第七〇三號)
第一五 伊佐見川砂防工事施行の請願(第五〇五號)	第一二六 石子澤川砂防工事費増額の請願(第五三〇號)	第一四〇 大久保部落地帯における地すべり防止工事施行の請願(第五九三號)	第一五二 江川砂防工事促進の請願(第六六九號)	第一六六 印賀川砂防工事施行の請願(第七〇四號)
第一六 舞阪海岸の護岸工事並びに都田川河口浚渫施行の請願(第五〇六號)	第一二七 實淵川砂防並びに護岸工事施行の請願(第五三一號)	第一四一 三石川砂防工事施行の請願(第五九七號)	第一五三 靜岡川砂防工事促進の請願(第六七〇號)	第一六七 俣野川砂防工事施行の請願(第七〇五號)
第一七 馬込川河口改修並びに同河口附近の砂防工事施行の請願(第五〇七號)	第一二八 月光川治水工事施行の請願(第五三三號)	第一四二 洗澤川改修工事促進の請願(第六二二號)	第一五四 斐伊川砂防工事促進の請願(第六七一號)	第一六八 小江尾川、白水川及び大江川砂防工事施行の請願(第七〇六號)
第一八 旭川合同用水工事促進その他に関する請願(第五一九號)	第一三〇 大瀧川砂防工事促進の請願(第五三五號)	第一四三 大和川改修工事施行の請願(第六二三號)	第一五五 野田川砂防工事施行の請願(第六八三號)	第一六九 本谷川砂防工事擴張の請願(第七〇七號)
第一九 旭川改修並びに旭川合同用水工事促進の請願外一件(第五二〇號)	第一三一 江合川改修工事促進その他に関する請願(第五四〇號)	第一四四 大澤村水害復旧費國庫負担の請願(第六一四號)	第一五六 武庫川上流青野川支流堤防改修工事施行の請願(第六八七號)	第一七〇 若櫻町及び池田村に砂防工事施行の請願(第七〇八號)
第二〇 小坂部川貯水池用水改良工事國營施行の請願(第五二一號)	第一三二 大阪市西部地域における防潮堤築設工事を公共事業に認可の請願(第五四四號)	第一四五 島根縣の風水害復旧費國庫補助増額の請願(第六一八號)	第一五七 寶木村西濱に砂防林工事施行の請願(第六九五號)	第一七一 川手川砂防工事促進の請願(第七一〇號)
第二一 岡山縣の砂防工事費國庫補助増額の請願(第五二三號)	第一三四 利根川下流改修工事施行の請願(第五四九號)	第一四六 藤田川改修並びに工事施行箇所追加の請願(第六二二號)	第一五八 佐陀川砂防工事施行の請願(第六九六號)	第一七二 河内川砂防工事施行の請願(第七一一號)
	第一三五 天龍川堤防復旧工事施行の請願(第五四九號)	第一四七 釜房ダム築設中止の請願(第六二六號)	第一五九 船谷川及び小江尾川砂防工事施行の請願(第六九七號)	第一七三 砂見川砂防工事施行の請願(第七二二號)
			第一六〇 別所川及び盤川砂防工事施行の請願(第六九八號)	第一七四 小田川及び荒金川砂防工事施行の請願(第七二三號)
			第一六一 船谷川及び俣野川砂防	

第一七五 田後川砂防工事施行の請願(第七二四号)
 第一七六 鮎石川、別山川及び鶴川砂防工事施行の請願(第七一七号)
 第一七七 大淀川上流改修区域調査並びに工事促進の請願(第七二二号)
 第一七八 大淀川改修工事促進の請願(第七二二号)
 第一七九 大分縣下の各河川砂防工事施行の請願(第七二四号)
 第一八〇 大野川改修工事費増額の請願(第七三九号)
 第一八一 加古川中流改修工事施行の請願(第七五〇号)
 第一八二 早川、須雲川及び千歳川砂防工事促進の請願(第七五九号)
 第一八三 河内川改修工事促進の請願(第七六〇号)
 第一八四 五ヶ瀬川、北川及び祝子川改修工事施行の請願(第七六一号)
 第一八五 周布川及び三隅川災害復旧工事促進の請願(第七六九号)
 第一八六 美濃川改修工事施行の請願(第七七三号)

第一八七 犀川砂防工事施行の請願(第七八四号)
 第一八八 常願寺川上流砂防工事促進の請願(第七九二号)
 第一八九 川上川砂防工事施行の請願(第八〇三号)
 第一九〇 金生川改修工事施行の請願(第八〇五号)
 第一九一 富山縣下の砂防工事施行の請願(第八一七号)
 第一九二 狩野川改修工事促進その他に関する請願(第八二六号)
 第一九三 山國川改修工事施行の請願(第八二七号)
 第一九四 關本町地内鬼怒川沿岸築堤工事施行の請願(第八三三号)
 第一九五 入間川水系各河川の改修工事施行に関する請願(第八四〇号)
 第一九六 鮎喰川砂防並びに改修工事施行の請願外一件(第八四二号)
 第一九七 錦織村地先の北上川堤防補強工事施行の請願(第八四四号)
 第一九八 吉野川第二期改修工事施行の請願(第八四六号)
 第一九九 空知川及び布部川改修工事施行の請願(第八四八号)
 第二〇〇 相模川水系各河川砂防

工事費増額の請願(第八六四号)
 第二〇一 神奈川縣の砂防工事費増額の請願(第八六五号)
 第二〇二 淺水川改修工事促進の請願(第八七四号)
 第二〇三 伊佐津川水系各河川砂防工事施行の請願(第八八四号)
 第二〇四 山梨縣の水害復旧費全額國庫負担の請願(第八八七号)
 第二〇五 宮城縣の水害対策に関する請願(第八八九号)
 第二〇六 那賀川改修工事費増額の請願(第八九四号)
 第二〇七 兵庫縣有馬郡の水害復旧費國庫補助の請願(第九〇九号)
 第二〇八 筑後川改修工事促進の請願(第九二二号)
 第二〇九 北海道の水害復旧に関する請願(第九二五号)
 第二一〇 糸織川改修工事施行の請願(第九二六号)
 第二一一 群馬縣の水害復旧費國庫補助の請願(第九三〇号)
 第二一二 白雪川砂防工事施行の請願(第九三二号)
 第二一三 小貝川改修工事促進の請願(第九四二号)
 第二一四 埼玉縣の水害復旧対策緊急実施の請願(第九四三号)
 第二一五 阿武隈川改修工事施行の請願(第九四六号)
 第二一六 日立市水害復旧費全額

國庫補助の請願(第九四八号)
 第二一七 天龍川砂防工事施行の請願(第九六七号)
 第二一八 鬼怒川上流に堰堤工事施行の請願(第九七三三号)
 第二一九 魚野川砂防工事施行の請願(第九八一号)
 第二二〇 玉島町地内海岸水門復旧工事施行の請願(第九八七号)
 第二二一 玉野市砂防工事施行の請願(第一〇〇二号)
 第二二二 埼玉縣の水害復旧対策に関する請願(第一〇〇五号)
 第二二三 渡良瀬川砂防工事施行の請願(第一〇一一号)
 第二二四 群馬縣の水害復旧に関する請願(第一〇二六号)
 第二二五 奈會川下流堰堤築設の請願(第一〇二七号)
 第二二六 吉野川第二期改修工事施行の請願(第一〇三五号)
 第二二七 鮎川村地内砂防工事施行の請願(第一〇五四号)
 第二二八 五霞村地内利根川堤防修築並びに復旧工事施行の請願(第一〇六三三号)
 第二二九 大里郡北部地域の利根川堤防修築促進の請願(第一〇六九号)
 第二三〇 富士岬、本泊間道路開鑿の請願(第一四号)
 第二三一 美矢井橋改築に関する請願(第三六号)

第二三一 岡ノ内、別府間道路開鑿の請願(第一五九号)
 第二三三 國道二十号線戶倉峠改修工事再開の請願(第一九六号)
 第二三四 思川の架橋工事費國庫補助の請願(第一九九号)
 第二三五 林道飯田、赤石線並びに飯田、豊橋間道路開設の請願(第二五八号)
 第二三六 岡ノ内、別府間道路開鑿の請願(第三二二号)
 第二三七 山陽國道改修促進の請願(第三七六号)
 第二三八 清水、甲府間道路改修工事促進の請願(第三九三三号)
 第二三九 大牟田市四箇峠改修工事施行の請願(第五五八号)
 第二四〇 山口縣内の道路改修費國庫補助の請願(第五七一号)
 第二四一 五條、大阪間道路改修の請願(第六四五号)
 第二四二 岡、上市間道路全通工事促進の請願外一件(第六四七号)
 第二四三 八木、阪合部間道路改修の請願(第六四八号)
 第二四四 五條、黒龍間道路全通促進の請願(第六四九号)
 第二四五 關門國道隧道建設工事促進の請願(第七二九号)
 第二四六 旧飾磨市役所前、妻鹿間道路改修の請願(第七四六号)
 第二四七 夏井、土々呂港間道路

- 改修促進の請願(第七六二号)
- 第二四八 國道第二十四号線改修工事施行の請願(第八一五号)
- 第二四九 大花羽村地先の鬼怒川に橋梁架設の請願(第八二五号)
- 第二五〇 鉦織村地先の北上川に橋梁架設の請願(第八四三号)
- 第二五一 廣橋、笠木兩峠改修その他に関する請願(第八六一号)
- 第二五二 山陽國道中玉島町地内の道路改修並びに里見川に橋梁架設の請願(第九八六号)
- 第二五三 酒田港災害復旧工事促進に関する請願(第四三三号)
- 第二五四 酒田港に海上保安基地設置の請願(第四六六号)
- 第二五五 三國港浚渫に関する請願(第八〇号)
- 第二五六 小名濱港修築費増額の請願(第八七号)
- 第二五七 福江港修築促進に関する請願(第九〇号)
- 第二五八 岩國港を開港場に指定の請願(第二一〇号)
- 第二五九 竹田津港を國營港に指定並びに修築工事施行の請願(第三一四号)
- 第二六〇 仙崎港を開港場に指定の請願(第三六四号)
- 第二六一 木渡港修築促進の請願(第三七九号)
- 第二六二 清水港修築の請願(第三八九号)

- 第二六三 小松島港を開港場に指定の請願(第四〇二号)
- 第二六四 小松島港修築の請願(第四〇三号)
- 第二六五 下津港を開港場に指定の請願(第四二四号)
- 第二六六 廣尾港拡張工事施行の請願(第五四八号)
- 第二六七 松山港を開港場に指定の請願(第五八四号)
- 第二六八 八木港修築促進の請願(第五八八号)
- 第二六九 關門港を貿易港に指定その他に関する請願(第七三〇号)
- 第二七〇 紀伊由良港を開港場に指定の請願(第七五七号)
- 第二七一 仁尾港修築促進の請願(第八〇二号)
- 第二七二 油津港を第二種重要港灣に編入並びに開港場に指定の請願(第八二三号)
- 第二七三 別府市に國際觀光港設置の請願(第八五三三号)
- 第二七四 横須賀港を開港場に指定並びに修築の請願(第八七九号)
- 第二七五 笠岡港修築の請願(第九〇四号)

- 第二七六 高知港災害復旧工事並びに修築工事促進の請願(第九一六号)
- 第二七七 清水港を第一種重要港灣に編入の請願(第九三四号)
- 第二七八 若松港を第一種重要港灣に編入の請願(第一〇二三号)
- 第二七九 能代港修築の請願(第一〇九九号)
- 第二八〇 能代港修築の請願(第一〇六号)
- 第二八一 小倉港灣事業継続その他に関する請願(第一一五二号)
- 第二八二 高知縣播磨郡海岸地帯を國立公園に指定の請願(第二五九号)
- 第二八三 天草諸島を國立公園に指定の請願(第三一〇号)
- 第二八四 妙高高原を國立公園に指定の請願(第四八九号)
- 第二八五 藏王山を國立公園に指定の請願(第五三三三号)
- 第二八六 都井岬を霧島國立公園に編入の請願(第七八九号)
- 第二八七 伊豆半島を國立公園に指定の請願(第八〇六号)
- 第二八八 赤穂御崎海岸一帯を瀬戸内海國立公園に編入の請願(第八八八号)

- 第二八九 三國山脈を國立公園に指定の請願(第九二一号)
- 第二九〇 奥秩父を國立公園に指定の請願(第九三三三号)
- 第二九一 金華山、松島、旭山、牡鹿半島及び本吉海岸を含む地帯を國立公園に指定の請願(第一〇一三三号)
- 第二九二 兵庫縣西南部海岸並びに家島群島を含む地帯を國立公園に指定の請願(第一〇一八号)
- 第二九三 海外引揚者に石材山拂下の請願(第一九七号)
- 第二九四 霞ヶ浦及び北浦の干拓事業即時中等の請願(第二三一号)
- 第二九五 上土槻村に水道敷設の請願(第三四二二号)
- 第二九六 上下水道の普及その他に関する請願(第三八一一号)
- 第二九七 上越地方の雪害対策に関する請願(第四八七号)
- 第二九八 茨城縣の旱害防止対策助成の請願(第五二六号)
- 第二九九 茨城縣の旱害防止対策助成の請願(第五八二二号)
- 第三〇〇 三方原に揚水工事施行の請願外一件(第五九六号)

- 第三〇一 富士山麓開発のため本栖湖から導水工事施行の請願(第五九九号)
- 第三〇二 奈良縣の旱害対策に関する請願(第六八四号)
- 第三〇三 戦災都市の住宅建設費全額國庫負担その他に関する請願(第八七七号)
- 第三〇四 三重縣下の旱害防止費國庫補助の請願(第九一〇号)
- 第三〇五 網走港修築の請願(第一〇八三三号)
- 第三〇六 豊濱港修築の請願(第一〇一七号)
- 第三〇七 矢作川改修工事促進の請願(第一〇八四号)
- 第三〇八 白川改修工事施行の請願(第一〇八七号)
- 第三〇九 天鹽川本支流河川改修工事施行の請願(第一〇八九号)
- 第三一〇 山梨縣の水害復旧費全額國庫負担の請願(第一〇九八号)
- 第三一一 觀音寺、佐馬地間道路改修の請願(第一一二二二号)
- 第三一二 治水対策確立の請願(第一二一九号)
- 第三一三 芝川改修工事促進の請願(第一二二三三三号)

第三二四 重信橋架換への請願

(第一二七〇号)

第三二五 重信川治水工事施行の

請願(第一二七一号)

第三二六 松山港修築継続施行の

請願(第一二七二号)

第三二七 鳥海川砂防工事施行の

請願(第一二七三号)

第三二八 農野牛川、牛首別川及

び十勝川改修促進の請願(第一

一七五号)

第三二九 入野川改修工事施行の

請願(第一一八六号)

第三三〇 馬場川砂防工事施行の

請願(第一二〇五号)

第三三一 太田村地内の地すべり

防止工事施行の請願(第一二〇

六号)

第三三二 入塩川地内の地すべり

防止工事施行の請願(第一二〇

七号)

第三三三 神谷地内の地すべり防

止工事施行の請願(第一二〇八

号)

第三三四 飯野川町地区縣道嵩置

工事施行の請願(第一二〇九

号)

第三三五 御手洗港修築の請願

(第一二二四号)

第三三六 十勝川下流治水工事施

行の請願(第一二五七号)

第三三七 埼玉縣の水害復旧費國

庫補助の請願(第一二七六号)

第三三八 伊良湖岬に避難港築設

の請願(第一二八一号)

第三三九 淀川水系各河川砂防工

事の請願(第一三二六号)

第三四〇 菊池川改修工事施行の

請願(第一三四〇号)

第三三一 二股川改修工事施行の

請願(第一三四六号)

第三三二 天王橋架換への請願

(第一三五三三号)

第三三三 飯野川町より下流の新

北上川を維持区域に編入の請願

(第一三五五号)

第三三四 新北上川に橋架設の

請願(第一四三七号)

〇議長(松岡駒吉君) 請願日程第一

ないし第三三四は同一の委員会に付託さ

れた請願でありますから、一括して議

題といたします。委員長の報告を求め

ます。國土計画委員長荒木萬壽夫君。

請願(日程第一ないし第三三四)に関

する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔荒木萬壽夫君登壇〕

〇荒木萬壽夫君 たいま一括上程に

相なりました三百三十四件の請願に

しまして、國土計画委員会における審

査の経過並びに結果を御報告申し上げ

ます。

本委員会におきましては、去る八月

十九日請願に関する審査を開始し、爾

來回を重ねること十七回、毎回とも数

時間にわたり、すこぶる熱心かつ慎重

に審査を続行いたしました。以下、請

願の要旨をとりまとめ御説明申し上げ

ます。

内容的に類別いたしますと、治山治

水に関するもの二百四十九件、道路に

関するもの二十八件、港湾に関するもの

の三十四件、國立公園に関するもの十

一件、その他十二件となっております。

まず、治山治水に関する請願は總數

二百八十六件に上り、議史上類例を

見ないところでありまして、その内容

は、河川の改修工事、砂防工事、地滑

り防止対策及び災害復旧工事等の促

進、堰堤、運河、防潮堤防等の施工及

びその工事費國庫負担の増額等につき

政府において必要なる措置を講せられ

んことを要望しているものであります。

特に砂防工事、過年度風水害復旧工事

の完成、戦時中止となつた諸工事の復

活及び今年の大風水害府縣に対する復

旧費の全額國庫補助等に対する請願が

その大多数を占めているのでありま

す。また長野縣、新潟縣等に頻発する

地滑りは、一瞬にして山腹を崩壊し去

り、その被害の甚大なること、その別

名を山津波とも称するゆえんでありま

して、これが対策としては、砂防工事

以外にありませんので、この際、從來

等閑視されがちであつた砂防工事を最

優先的に取扱い、砂防工事施行年度を

繰り上げ、工事費を思ひきつて増額

し、土砂の流出を軽減し、災害を未然

に防止し、もつて民心の不安を除去

し、食糧の増産に寄與せられたいとい

うのであります。さらに、近年相つ

て頻発する風水害と、戦争中の過伐、

濫伐、濫掘等に基因しまして、全國の

河川はほとんど漏れなく満身創痍とな

り、随所に弱点を露出し、一たび大降

雨到らば、たちまち破堤溢水せんとす

る危険状態に直面しているため、流域

住民は、融雪降雨の時期ともなれば、

戦々兢兢として、安心して生業に従事

することもできない状況にあることに

思いをいたし、國費多端の現状とはい

え、この際一時的因循姑息の対策を一

擲して、全國主要河川の根本塞源的の

改修計画を樹立し、政府をしてこれが

実施に邁進せしめ、もつてわが國の直

面する生産の増強と民生の安定に寄與

せんことを切望しているものでありま

す。また今秋の颱風により、ほとんど

全縣下にわたつて大風水害を受けまし

た東北、関東の諸縣を初めとしたし

て、全國的にひどく地方財政の逼

迫を訴え、災害復旧費の全額國庫補助

を希望しております。

次は、道路に関する請願でありまし

て、その要旨は、申すまでもなく國道

の改修促進、生産道路の開設、林道の開

設改修、橋梁の架設等に関するもので

あります。戦時中、道路はほとんどそ

の改修工事を中止され、荒廢したまま

に放置されながら、くびすを接する交

通量のもとに酷使されてまいりました

が、終戦後、船舶の喪失、車輛の減少

等に基因し、海運及び鉄道の輸送力が

とみに低下いたしましたために、大量

の交通運輸の負荷が道路にかかつてま

いりましたことに鑑み、道路網の整備は、再建途上のわが國にとり喫緊の要務であるというのであります。たとえ、水害地帯における流失橋梁及び道路の復旧はもちろんのこと、本州中部地帯の横断道路、東北、山陽方面の縦貫道路、關門國道トンネル等の諸工事の促進のごときは、單に地方的交通路線の確保のためのみならず、生産力増強の見地より強く要望されているところであります。

次に、港灣に関する請願は、港灣改修及び浚渫工事の促進、開港場の指定、重要港灣または指定港灣への編入、國際觀光港の設置、軍港より商港への轉換整備等であります。わが國の港灣は、戰災のため幾多の上屋、倉庫、荷役設備等が破壊焼失し、これに加ふるに、各施設の維持補修を放置しているため著しくその機能を低下し、ために進駐軍の好意に基く諸物資の陸揚げ、あるいは石炭を初め各種の復興用資材の輸送等にもその円滑を欠いている窮状に立ち至つてゐるのみならず、貿易再開の準備施設としても、あるいは諸外國より觀光客誘致の見地よりしても、はたまた遠洋漁業に進出する抱負よりしても、各地の港灣を修築拡張し、所要の施設を整備するこ

とは現下の急務であるという見地から、これまた熾烈なる要望となつて現われているのであります。

次は、國立公園に関する請願であります。その要旨は、由來わが國が遊覽觀光地たるの素地を有することは世界的に知られてゐるところでありまして、全國到るところに白砂青松の海浜、島嶼や湖沼、懸崖を点綴する日本の特色ゆたかなる温泉地帯、高原地帯等が散在し、四季を通じての景觀を誇つてゐるのでありますから、文化國家として立ち上る門出として、わが國天興の景觀を國立公園に指定しまたは編入して、これを保護、開発し、國際的觀光地たるの實を完備せしめ、外客を誘致して、もつて國際親善に寄與したいというにあることは申すまでもありません。政府におきましても、目下既存の十三國立公園のほか、さらに十数箇所を選考中の趣きでありまして、これら諸請願の地域は、おおむねその候補地と合致してゐるようであります。

その他総合的國土計画の樹立、食糧増産の見地よりする水路工事の促進、早害対策に対する國庫補助及び遅遅として進捗を見ないために窮地に立つてゐる職災諸都市に対する政府の特

別なる措置要望等に関する諸請願は、熱意あふるる紹介議員の御説明とともに、その趣旨まことに共感ををそるものがあつたのであります。

本委員会におきましては、去る十二月五日までに付託されましたる請願につきまして、親しくそれらの紹介議員より詳細かつ熱心なる説明を聴取し、これに次いで政府側の意見を求め、さらに引続き各委員の熱心なる質疑應答がなされたのであります。最後に、各請願につき慎重審査いたしました結果、本日上程の三百三十四件は、國土の復興保全、資源の利用開発、貿易の振興、觀光政策推進等の見地から、そのいずれもが國土の再建に挺身しつある國民諸君の眞実の叫びであり、喫緊の案件であると認めまして、議院の會議に付したる上採択すべきものと議決いたし、議院において採択の上は内閣に送付するを適當と認められた次第であります。なお、委員会における紹介議員の説明並びに審査の詳細に關しましては、速記録によつて御承知願いたいと存じます。

以上一括して、簡單ながら御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 請願日程第一ないし第三三四は、委員長報告の通り採

択するに御異議ありませんか。

- 〔異議なしと叫ぶ者あり〕
- 議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて請願日程第一ないし第三三四は、委員長報告の通り採択するに決しました。
- 第三三五 刑法の一部を改正する請願(第六号)
- 第三三六 司法行政保護に関する請願(第一五四号)
- 第三三七 多治見市に岐阜地方裁判所支部設置の請願(第一九一号)
- 第三三八 函館市に札幌高等裁判所支部並びに札幌高等檢察廳支部設置の請願(第二六九号)
- 第三三九 吉沼村及び高道祖村を下妻簡易裁判所管轄に編入の請願(第三一九号)
- 第三四〇 伊東警察署警察官の職權濫用並びに住居侵入に対し公正なる司法權発動の請願(第四五六号)
- 第三四一 帯廣市に札幌高等裁判所支部並びに札幌高等檢察廳支部設置の請願(第五七四号)
- 第三四二 高鍋町に簡易裁判所設置の請願(第五九〇号)
- 第三四三 岡山市に廣島高等裁判所岡山支部設置の請願(第六八〇号)

第三四四 美瑛町に登記所設置の請願(第九二二号)

- 第三四五 郡山市に仙臺高等裁判所支部設置の請願(第一〇二八号)
- 第三四六 關町に簡易裁判所及び區檢察廳設置の請願(第一一九六号)
- 第三四七 司法保護事業及び行刑保護事業の功勞者表彰の請願(第一四九九号)
- 議長(松岡駒吉君) 請願日程第三三三三ないし第三三七は同一の委員会に付託した請願でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。司法委員会委員山下春江君。
- 請願(日程第三三三三ないし第三三七)に關する報告書
- 〔都合により最終号の附録に掲載〕
- 〔山下春江君登壇〕
- 山下春江君 ただいま議題と相なりました刑法の一部を改正する請願外十二件の司法関係の請願について、司法委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。
- まず、請願の内容について申し上げます。司法関係の請願は、大体四種類

に分類せられます。すなわち、裁判所等設置に関するものが九件、司法法規の改正等に関するものが二件、司法行政に関するもの及び司法行政刑保護事業に関するものがそれら一併、計十三件でございます。

第一に、多治見市に岐阜地方裁判所支部設置の請願外八件の裁判所等設置に関するものを一括して申し上げます、高等裁判所支部の設置を請願する都市は、函館市、帯廣市、岡山市及び郡山市の四市で、地方裁判所支部設置を請願する都市は、多治見市であります。

簡易裁判所設置を請願する町は、宮崎縣の高鍋町及び岐阜縣の関町の二箇所であります。さらに北海道の美瑛町に登記所設置の請願があり、茨城縣吉沼村及び高道祖村を下妻簡易裁判所の管轄に編入されたいとの請願も出ております。これらの請願の理由は、いずれも政治、経済、文化、交通の諸方面において地方的中心であり、訴訟事務もまた繁忙な都市であるから、それら裁判所支部等をぜひ設置または管轄に編入せられたいというのであります。

以上の請願に対する政府の意見を求めましたところ、まず裁判所支部設置については、懇談会において最高裁判

所当局より、今年度は支部設置の予算はないけれども、非常に不便な地域で緊急必要と認める所は、予算の許す限り設置する考えであつて、明年度は少くとも高等裁判所支部十箇所を設置するための予算を組む方針である、請願の諸地域は、趣旨もつもの地域であると考えられるので、できる限り趣旨に副したいとの意向でありました。簡易裁判所につきましては、最初の方針としては、一警察署に一簡易裁判所の予定でありましたが、財政上の都合により、二警察署に一簡易裁判所となつたために、地域によつては訴訟上非常な不便を來したところもありまして、遺憾であると思つたので、でき得る限り請願の趣旨に副りようになしたい、なお裁判所が設置されたならば、檢察廳も当然に設置されるものと了解されたいという旨の政府の答弁がありました。

第二に、刑法の一部を改正する請願外一件の司法法規に関する請願は、両請願とも刑事法規の改正に関するもので、その内容は、前科抹消と刑の執行猶予に関するものであります。これらの請願事項中の大半は、すでに第一回國会における刑法の一部改正により実現を見たところであります。未だ実現

しない部分について政府の説明を求めましたところ、今回の刑事法規改正の際によく考慮したいという答弁でありました。

第三に、司法行政の請願といつたしましては、伊東警察署警察官の職權濫用並びに住居侵入に對し公正なる司法權発動の請願でありまして、これに對しましては、政府より、実情を調査し、報告を徴した上、請願の趣旨をくんで何分の処置をとりたいという答弁がありました。

第四に、司法保護事業及び刑罰保護事業の功勞者表彰の請願につきまして、趣旨はまことに賛成で、從來の表彰はなおらみがあると考へる、政府においては、現在予算面において考慮中であるが、さらに將來根本的に榮典制度の上に大きく取上げたいとの意向が政府より述べられております。

委員会は、十一月十二日、十四日、二十日と審議を続けましたが、本月五日、井伊誠一委員より動議の提出があり、次のように決定したのであります。すなわち、以上十三件の請願はいずれも議院の會議に付することを要するものでありまして、これを採択すべきものと決定し、内閣に送付することを認め

めた次第であります。以上、司法関係の各請願に対する御報告を終ります。(拍手)

議長(松岡駒吉君) 請願日程第三三五ないし第三四七は、委員長報告の通り採択するに御異議ありませんか。

議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて請願日程第三三五ないし第三四七は、委員長報告の通り採択するに決しました。

閉するものでありまして、私的独占禁止法の趣旨に反する部面もあり、この際これを廃止する必要があるものであります。次に、百貨店営業に関する取締規定は、一面独占禁止法による精神に合致するものであり、百貨店法廃止の結果は、百貨店営業の自由競争を促進し、消費者大衆に多大なる利便をもたらすものと考えられるので、この際百貨店法を全面的に廃止するを妥当と認め、本法律案を提出した理由であります。

しかるに、百貨店法を廃止することにより、その龐大なる資力、信用及び営業規模をもつて、自由奔放にその企業活動を許すにおいては、中小業者者のこころむる脅威はまことに甚大であつて、本委員会においては、屢次にわたり各委員の熱心なる研究と実情調査の結果、これが廃止に極力反対いたしてきた次第であります。各委員の反対したおもなる理由は、一、現在の中小業者の経営実体は、本法の廃止により甚大なる打撃をこうむるおそれあること、二、百貨店営業の不当なる進出は、私的独占禁止法の規定により、必ずしも有効適切にこれを阻止することは不可能であること、三、現在の中小業者の中には、多数の不幸なる被災

者、引揚者等を擁してあり、彼らの生活権保護は、かかる面からも温かく配慮せらるべきことなどであります。なお関係方面とも緊密なる連絡をとり、種々意見の交換を行い、各委員の意のあるところを十二分に開陳した次第であります。よつて本委員会においては、本日午前、全員参集の上最後の協議を行った結果、討論を省略し、左のごとき附帯決議を付して原案通り可決することに決定いたしました次第であります。

次に、附帯決議を朗読いたします。

附帯決議

百貨店営業取締りに関しては、次の国会において適當なる法的措置を講ずる。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

消防組織法案(内閣提出)

○安平鹿一君 議事日程追加の緊急動

議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、消防組織法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

消防組織法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。

消防組織法案

消防組織法目次

第一章 総則

第二章 國家機關

第三章 自治体の機關

第四章 雜則

附則

消防組織法

第一章 総則

第一條 消防は、その施設及び人員を活用して、國民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水災又は地震等の災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第二章 國家機關

第二條 國家公安委員会に國家消防廳を置く。

第三條 國家消防廳に長官を置く。

長官は、國家公務員法の規定に基き、國家公安委員会がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

長官は、國家公安委員会の指揮監督を受け、國家消防廳の廳務を掌理する。

第四條 國家消防廳は、左に掲げる事務を掌る。

一 消防に関する市街地の等級化に関する事項

二 消防準則の研究及び立案に関する事項

三 防火査察制度(放火及び失火犯の捜査を含む)の確立に関する事項

四 放火及び失火犯の捜査技術の研究並びに捜査員の訓練に関する事項

五 消防操法訓練の基準の研究及び立案に関する事項

六 消防技術及び火災予防に関する出版に関する事項

七 消防統計及び消防情報に関する事項

八 消防指導員の養成に関する事項

九 消防設備及び機械器具の檢定に関する事項

十 消防に関する試験研究に関する事項

第五條 國家消防廳に消防研究所及び管理局を置く。

國家消防廳に、國家公安委員会の承認を得て國家消防廳の定めるところにより、所長一人、局長一人その他所要の職員及び機關を置く。

前項の職員は、國家公務員法の規定に基き、國家消防廳長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第三章 自治体の機關

第六條 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。

第七條 市町村の消防は、條例に從い、市町村長がこれを管理する。

第八條 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負擔しなければならぬ。

第九條 市町村の消防事務を処理するため、市町村に、消防團の外、その必要に應じ、左に掲げる機關の全部又は一部を設けることができる。

一 消防本部

二 消防署

三 消防職員及び消防団員の訓練機関

第十條 消防本部の設置、名称及び組織は、市町村長がこれを定める。

消防本部を置く市町村は、一又は二以上の消防署を置くことができる。

消防署の設置、名称、組織及び管轄区域は、市町村長の承認を得て、消防長がこれを定める。

第十一條 消防本部を置く市町村に、消防長及びこの法律の規定に従い、有効に消防を行うに必要且つ適當な階級の消防吏員を置く。

消防吏員は、上司の指揮監督を受け、消防の事務を掌る。

市町村の消防吏員の定員は、地方的要求に應じて、その市町村がこれを定める。

第十二條 市町村の消防長は、條例に従い、市町村長がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十三條 市町村の消防長は、市町村長の承認を得て、当該市町村の消防職員を任命し、一定の事由により罷免する。市町村の消防長は、

これらの職員を指揮監督する。

第十四條 消防署長は、上司の指揮監督を受け、管轄区域内における消防事務を執行し、部下の職員を指揮監督する。

第十五條 消防職員は、給與、服務その他の事項は、國家公務員法の精神に則り、市町村條例でこれを定める。

消防職員は、宣誓、訓練、礼式及び服制に関する事項は、國家消防廳の定める準則に則り、市町村規則でこれを定める。

第十六條 特別区に存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第六條に規定する責任を有する。

第十七條 前條の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。

特別区の消防長は、都條例に従い、都知事がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十八條 前二條に規定するもの外、特別区に存する区域における消防については、特別区に存する区域を以て一の市とみなし、市町村の消防に関する規定を準用する。

第四章 雜則

第十九條 市町村の消防は、國家消防廳の運営管理又は行政管理に服することはない。

第二十條 國家消防廳は、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に関する事項について助言を與え、及び設備、資材の斡旋をすることが出来る。

第二十一條 市町村長は、消防の相互應援に関して協定することが出来る。

第二十二條 市町村長は、國家消防廳の定める形式及び方法により、消防統計を、都道府縣知事を通じて、國家消防廳に報告しなければならない。

第二十三條 國家消防廳及び地方公共團體は、消防事務のために警察通信施設を使用することが出来る。

第二十四條 消防及び警察は、國民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

國家消防廳、國家地方警察、都道府縣知事及び市町村長は、相互間において、地震、颱風、水火災等の非常事態の場合における災害防禦の措置に關し予め協定することが出来る。

これらの災害に際して消防が警察を應援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。

これらの災害に際して警察が消防を應援する場合は、災害区域内の消防に關係のある警察の指揮は、消防がこれを行う。

第二十五條 市町村の消防に要する費用に対する補助金に關しては、法律でこれを定める。

第二十六條 都道府縣は、必要に應じ、市町村の消防職員及び消防団員の訓練を行うために所要の機關を存置し、又は設備することが出来る。

附則 第二十七條 この法律施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において、各規定について、政令で、これを定める。

第二十八條 國家公務員法は、この法律の適用に必要な範圍内においては、既に施行されたものとみなす。

前項の場合においては、國家公務員法による人事委員会の設置に至るまで、その職権は、同法附則第二條の例により、臨時人事委員

会がこれを行う。

第二十九條 この法律施行後一年間は、任用候補者名簿がない場合には、他特に必要な場合においては、國家消防廳の職員又は市町村の消防職員は、現在の法令により、夫々当該職員に相應する官吏又は吏員に必要な資格を有する者の中から、臨時に、これを任命することが出来る。

第三十條 國家消防廳の職員の任免、給與、服務その他必要な事項に關しては、國家公務員法に規定する人事委員会規則が定められるまでは、当分の間、これらの職員に相當する政府職員に適用される從前の法令の例による。

第三十一條 この法律施行の際現に警視廳又は道府縣警察部若しくは特設消防署に勤務する官吏が、引き続き都道府縣の消防訓練機關の職員又は市町村の消防職員となつた場合には、これを從前の身分のまま勤務するものとみなし、當分の間、これに恩給法の規定を準用する。

第三十二條 この法律施行の際現に警視廳又は道府縣警察部若しくは特設消防署の権限に屬する消防事

務で、この法律により市町村又は

都道府縣に属することとなつたも

のに要する市町村の費用又は都道

府縣の消防訓練機関に要する都道

府縣の費用は、地方自治財政が確

立される時まで、政令の定めると

ころにより、國庫及び都道府縣が

これを負担する。

國庫と都道府縣の消防事務に要

する費用の負担区分については、

前項の時まで、従前の例による。

第三十三條 この法律施行の際現に

消防の用に供する國有財産又は國

の所有に属する物品で國家地方警

察に必要なもの、市町村消防

に必要な場合は、無償でこれを當

該市町村に譲與するものとする。

但し現に警視廳又は道府縣警察部

の消防訓練機関の使用しているも

のは、無償でこれを當該都道府縣

に譲與するものとする。

第三十四條 町村の全部事務組合及

び役場事務組合でこの法律施行の

際現に存するものは、この法律の

適用については、これを一の町村

とみなす。

第三十五條 行政執行法第四條の當

該行政官廳には、市町村長、第十

二條の消防長及び第十四條の消防

署長を含むものとする。

消防組織法案(内閣提出)に関する報

告書

(都合により最終号の附録に掲載)

〔坂東幸太郎君登壇〕

○坂東幸太郎君 たいま議題となり

ました消防組織法案に關し、治安及び

地方制度委員会における審議の経過並

びに結果を簡単に御報告申し上げま

す。

本法案は、十一月二十五日本委員会

に付託され、十二月四日政府当局より

提案理由の説明を聴取いたしました

後、三回にわたり審議を行つたのであ

りますが、まず本案の要旨について簡

單に御説明申し上げます。

第一に、消防制度は從來警察制度の

一部門でありましたが、今回の警察制

度の根本的改革に伴ひまして、警察よ

り消防を分離独立せしめたのでありま

す。

第二に、從來内務大臣の指揮監督の

もとに警察権の範圍に属していた消防

も、徹底した民主化及び地方分権の趣

旨に従ひ、全部市町村の責任に移した

ことであります。すなわち、消防は市

町村長がこれを管理し、市町村には、

消防團のほか、必要に応じて専任消防

職員を置き、消防本部、消防署、さら

に消防の訓練機関を設け、その責任を

遂行していくこととしたのであり

ます。従つて、これによつて、從來警

視廳初め十三府縣警察部に属していた

いわゆる官設消防は、あげて市町村に

移管されることとなり、ただ消防の訓

練機関のみが都道府縣に残ることとな

つたのであります。

第三に、消防に關する國の機関とし

て、國家公安委員会のもとに國家消防

廳を設置いたしますが、これは市町村

の消防に対する何らの指揮命令権を有

するものではなく、市町村の消防の発

達のために各種の試験研究、消防器具

等の檢定法規の研究等を行つたもので

この点、從來のごとく國、都道府縣知

事、警察署という指揮監督系統が完全

に廢止され、國と都道府縣と市町村と

の間には、何らの指揮監督の系統はな

くなるわけでありまして、ただ國家消防

廳は、市町村より都道府縣を通じて消

防統計及び情報を徴することができ

るとともに、市町村より要求があれば、

消防に關し助言を與え、もしくは設

備、資材の輸送をなすことができるこ

としたのであります。

第四に、以上のごとく消防が個々の

係上、地震、台風その他の大きな水火

災に際しての災害防備措置に關しては、

國家消防廳、國家地方警察、都道府縣

知事及び市町村長の相互間において、

あらかじめ協定することができること

として、個々の市町村で解決し得ない

場合の措置を規定したのであります。

その他の消防組織に關する規定につき

ましては、先日御審議いただきました

警察法案に規定されました警察組織に

準じて規定されております。以上が、

本案の要旨であります。

次に、委員会において行われました

質疑應答のおもなる点は、警察法案の

審議の際の問題となつたものでありま

して、消防訓練機関に關し、警察法案

の警察大学校におけるがごとく、本法

案においても、國家消防廳に消防大學

校を設けてはいかん、あるいは警察法

案の修正のごとく、消防法案も修正す

べし等の問題がその主たるものであり

まして、詳細なる点は會議録をごらん

いただきたいと思います。

以上の質疑應答により、原案を多少

修正する必要が起り、本十二月八日の

委員会において、門司委員より各派共

同の修正案が提出せられ、この修正案

は満場一致をもつて可決し、ここに消

防組織法案は修正議決いたしました次第で

あります。

修正案は、警察法案に対する修正と

同趣旨のものでありまして、第一に、

第十條第一項中「市町村長を」市町村

に改め、同條第三項中「市町村長の承

認を得て、消防長を」市町村に改め

ること。第二に、第十三條中「承認を

得て、」を「定め、」の基準により、」に改

めること。第三に、第三十三條中「國

有財産又は國の所有」を「國有財産若し

くは都道府縣有財産又は國の所有若し

くは都道府縣有」に改め、同條第二項

として「前項の場合において、これに

伴う負債のあるものは、その処分につ

いては相互の協議により、これを定め

る。」こととした点であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしま

す。本案は委員長報告の通り決するに

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認

めます。よつて本案は委員長報告の通

り決しました。

消防法案(治安及び地方制度委員

長提出)

○安平鹿一君 議事日程追加の緊急動

際、治安及び地方制度委員長提出、消防法案は、委員会の審査を省略して上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられませんでした。

消防法案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。

消防法案

(衆議院治安及地方制度委員
員会提出 二二二、二二二、二二二)

第一章 総則

第一條 この法律は火災を予防、警戒及び鎮圧するとともに火災時における人命及び財産を救護し、以つて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第二條 この法律の用語は左の例による。

消防執行長とは都市町村の長又は消防長(都市町村に属し、その消防事務を掌理する消防本部の長)若しくは消防署長をいう。

消防職員とは消防執行長及び都市町村消防本部、消防署その他の消防機関に勤務し、消防事務を掌る者をいう。

火災予防とは火災の発生又は延焼若しくは火災による人命の危害を未然に防止する方法を講ずることをいう。

消防対象物とは山林、船舶、舟、車輛、建築物、その他の工作物又は物件をいい、その所有者又は管理者若しくは占有者を関係者といひ、その物の在る場所を関係場所という。

危険物とは塩素酸類、黄りん、金属カリウム、石油類、アルコール、セルロイド、発煙硫酸その他の高度可燃性物品をいう。

第二章 火災予防

第三條 消防職員は個人の住宅外において火災予防上危険と認められる行為者又は消防活動上支障になると認める物件の關係者に対して左の各号に掲げる必要な措置をとるべきことを、命令することができる。

- 一 弄火、喫煙又は焚火の禁止若しくは制限又は焚火の場合の消火準備

- 二 残火、取灰又は火粉の始末
- 三 放置せられた危険物その他の燃焼物の処理
- 四 みだりに存置又は放置せられた物件の整理、移動又は撤去。
- 五 筏、車輛等の移動。

第四條 消防執行長は火災予防のため、必要があるときは関係者に対して危険物、火氣使用物件、火氣使用物の配置図その他の資料の提出を命じ又は消防職員を関係場所に入らしめて、その位置、構造、設備及び管理の状況を検査せしめることができる。

前項の規定による立入検査は左の各号に定める区分に従ひ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。但し山林に立ち入つて検査する場合及び当該關係者の同意を得た場合はこの限りでない。

- 一 農業場、百貨店、旅館、飲食店その他公衆の出入りする場所
- 二 工場、事業場その他拾名以上の従業者の勤務する場所において、その場所の従業時間内
- 三 前二号に規定する以外の場所については日出後日没前の間。

但し特に緊急の必要がある場合又は四十八時間前にその旨をその場所に在る關係者に通告した場合に限る。

消防職員は第一項の規定により関係場所に入らざる場所においては都市町村長の定める証票を携帯しなければならない。

消防職員は第一項の規定により立入検査をする場合においてみだりに關係者の業務を妨害してはならない。

消防職員は第一項の規定により関係場所に入立検査した場合に知り得た關係者の秘密をみだりにもらしてはならない。

第五條 消防執行長は前條又は第二十五條に規定する消防職員の行う事務につき、消防職員にこれを準用する。

第六條 消防執行長は消防対象物の位置構造設備又は管理の状況が火災予防上危険であると認めるときは命令の定めるところにより権原を有する当該關係者に対し当該消防対象物の改修、移轉、除却、使用又は業務の禁止、停止若しくは制限、工事の停止若しくは中止その他必要な措置をなすべきことを

命令することができる。但し火災予防を含む他の法令によつて許認可を受け、その後事情の変更していない消防対象物についてはこの限りでない。

第七條 建築物の新築、増築、改築、用途変更又は使用について許認可を行う権限を有する行政廳は建築物の工事施行地を管轄する消防署長、消防長又は消防本部を置かない都市町村の市町村長の火災予防上当該許認可が支障ない旨の意見を徴さなければ当該許認可を行うことができない。

第八條 学校、興業場、百貨店、危険物の製造又は処理所、工場その他都市町村長の指定する建築物その他の工作物の管理者は防火責任者を定め、災害が発生した場合の人命救護に關して消防計画を立て、災害発生時には避難を誘導し、救急の任務に當らなければならない。

第九條 危険物は所轄消防執行長の許認可を受けた場合を除く外、日出前又は日没後においてこれを取り扱つてはならない。

第十條 学校、工場、事業場、興業場、百貨店、旅館、飲食店その他

公衆の集合する建築物その他の工
作物には都市町村長の定めるところ
により消火器その他消防の用に
供する機械器具及び消防用水並び
に避難器具を設備しなければなら
ない。

ガソリン動力の消防ポンプを設
備したものは、これを消防執行長
に届出なければならない。

第十一條 何人もみだりに火災報知
機、消火栓又は消防の用に供する
望遠若しくは警鐘台を使用し損壊
し撤去し又はその正当な使用を妨
げてはならない。

何人もみだりに命令で定める消
防信号又はこれに類似する信号を
使用してはならない。

第十二條 消防に必要な水利の基準
は都市町村長がこれを定める。消防
に必要な水利施設は当該市町村が
これを設置、維持及び管理するも
のとする。

第十三條 消防執行長は池、泉水、井
戸、水槽その他消防の用に供し得
るものの管理者の承諾を得てこれ
を消防水利に指定して常時使用可
能の状態に置くことができる。

前項の水利を変更し又は撤去し
若しくは使用不能の状態に置くこ
う

とする者は、予じめ消防執行長に
届出なければならない。

第十四條 消防執行長は氣象の狀況
が火災予防上危険があると認める
ときは区域を示して火災に関する
警報を発することができる。

火災警報に関し必要な事項は
命令でこれを定める。

第一項の規定による警報が発せ
られたときはその区域内に在る者
は警報が解除されるに至るまでの
間都市町村長の定める火の使用
の制限に従わなければならない。

第十五條 消防執行長は火災の警戒
上特に必要があると認めるときは
都市町村長の定めるところにより
期間を限つて一定区域内における
焚火又は喫煙の制限を設けること
ができる。

第三章 火災鎮圧

第十六條 火災を発見した者は遅滞
なくこれを消防署又は都市町村の
長の指定した場所に通報しなければ
ならない。

すべての人は前項の通報が最も
迅速に消防機関に到達するように
協力しなければならない。

第十七條 火災が発生したときは当
該消防対象物の関係者その他命令

で定める者は消防器具を装備した
消防職員又は消防団員の一隊（以
下消防隊という）が火災の現場に
到着するまで應急消火若しくは延
焼防止又は人命救助を行わなけれ
ばならない。

前項の場合においては火災の現
場附近に在る者は前項に掲げる者
の行方消火若しくは延焼防止又は
人命救助に協力しなければならない。

第十八條 消防隊は火災の現場に到
達するために緊急の必要があると
きは公路でない道路若しくは公共
の用に供しなかつた空地及び水面を通
行することができる。

第十九條 火災の現場においては消
防職員は消防警戒区域を指定して
命令で定める以外の者に対してそ
の区域からの退去を命じ又はその
区域への出入りを禁止又は制限す
ることができる。

消防職員が火災の現場にゐない
ときは又は消防職員の要求があつた
ときは、警察職員又は消防団員は
前項に規定する消防職員の職権を
行うことができる。

第二十條 消防職員又は消防団員は
消火若しくは延焼防止又は人命救

助のために必要があるときは火災
が発生せんとし又は発生した消防
対象物及びこれらのものの在る土
地を使用若しくは処分又はその使
用を制限することができる。火災
が発生した消防対象物に隣接する
消防対象物で延焼の虞があると認
めるものについても、また同様と
する。

消防執行長は消火若しくは延焼
防止又は人命救助のため緊急の必
要があるときは前項に規定する消
防対象物及び土地以外の消防対象
物及び土地を使用、收用若しくは
処分し又は使用を制限することが
できる。この場合においては、そ
のために損害を受けた者からその
損失の補償の要求があるときは時
價によりその損失の金額を補償す
るものとする。

前項の規定による補償に要する
費用は当該都市町村の負担とする
緊急の必要があるときは消防職員
は火災の現場附近にある者を消火
若しくは延焼防止又は人命救助を
の他の消防作業に従事させること
ができる。

第二十一條 火災の現場に対する給
水を維持するため緊急の必要があ

るときは消防執行長は水路の水
門、樋門又は水道の制水栓弁の開
閉を行うことができる。

第四章 捜査及び調査

第二十二條 消防執行長又は捜査の
任にある消防職員（以下捜査員と
いう）は放火又は失火の犯罪があ
ると認めるときはその犯罪を捜査
しなければならない。但し國家消
防廳において放火又は失火の犯罪
を捜査する制度を設けるときはこ
れに従わなければならない。

捜査員は放火又は失火の犯罪が
あると認定した時は書類を作成し、
これを檢察廳に通告しなければな
らない。

第二十三條 捜査員は窒息死、圧
死、焼死その他生理的な死因を調
査するため、焼死体を検視し、又
は解剖に附することができる。但
し檢察廳又は裁判所が焼死体を処
分するときはこれに死因調査を委
嘱し、その意見を徴することがで
きる。

捜査員は前條又は前項の規定に
よつて知り得た状況を記録し火災
予防の資料を作成しなければなら
ない。

第二十四條 消防執行長は消防活動

と同時に火災の原因並びに火災及び消火のために蒙つた損害の調査に着手しなければならない。

第二十五條 消防執行長は前條の規定により調査をするために必要がある時は関係者に対して必要な資料の提出を命じ又は消防職員を關係場所に立ち入らして検査せしめることができる。

第四條第二項乃至第五項の規定は前項の場合これを準用する。

第五章 雜則

第二十六條 都市町村の長は消防職員又は消防團員に風災、震災その他の災害の警戒、防禦及び救護の事務を常時又は臨時に行わせることができる。

第二十二條第二項及び第十九條の規定は水災その他の災害及び救護に関してこれを準用する。

第二十七條 左に掲げる場合は消防執行長に届出なければならない。但し当該都市町村の長は第二号乃至第四号の場合、消防上差支えないと認めるものにつき、告示してこれを適用しないことができる。

一 火災を直ちに鎮圧消防職員又は消防團員が來場しなかつた場合。

二 火災とまぎらばしい煙、又は焰を発生せしめんとする場合。

三 露店を開設し、又は工事その他により消防隊の通路通行を困難とする場合。

四 建物、掛け小屋その他の工作物を仮設して公衆を收容し催物を閉かんとする場合。

第二十八條 都市町村は他の都市町村と協定してこの法律に規定する消防執行長及び消防職員の行う職権の全部又は一部を委嘱することができる。

前項の場合においては委嘱された都市町村の消防執行長又は消防職員は委嘱した都市町村の職権を消防執行長又消防職員としてその職権を行うものとする。

第六章 罰則

第二十九條 第十一條第一項の規定に違反してみだりに消防の用に供する望樓又は警鐘台を損壊し又は撤去した者は七年以下の懲役に処する。

第三十條 第十一條第一項の規定に違反してみだりに火災報知機又は消火栓を損壊し又は撤去した者は五年以下の懲役に処する。

第三十一條 左の各号の一に該当する者は二年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

但し刑法に正條がある場合にはこれを適用しない。

一 消防團員が消火活動又は水災その他の非常災害の警戒防禦及び救護に従事するに当りこれに對して暴行若しくは脅迫を加え又はその他の方法によりその行爲を妨害した者。

二 第二十七條（第二十六條において準用する場合を含む）又は第二十二條（第二十六條において準用する場合を含む）の規定により應急消火又は消火、延焼防止若しくは人命救助に従事する者が当該應急消火又は消火、延焼防止若しくは人命救助に従事するに當りこれに對して暴行若しくは脅迫を加え又はその他の方法によりその行爲を妨害した者。

前項の罪を犯し、因りて人を死傷に致らしたる者は傷害の罪に比較し重きに從つて処断する。

第三十二條 左の各号の一に該当する者は二千元以下の罰金又は拘留に処する。

一 第三條の規定による命令に從わなない者。

二 第四條又は第二十五條の規定による資料の提出をなさず若しくは虚偽の資料を提出し又は故なく第四條又は第二十五條の規定による消防職員の立入検査を拒み妨げ若しくは忌避した者。

三 第十一條第一項の規定に違反してみだりに火災報知機、消火栓又は消防の用に供する望樓若しくは警備台を使用し又はその正当な使用を妨げた者。

四 第十三條の規定による消防水利を無届のまゝ、使用不能とした者。

五 第十四條第三項又は第十五條の規定による制限に違反した者。

六 故なる消防署又は第十六條（第二十六條において準用する場合を含む）の規定による都市町村の長の指定した場所に火災發生の虚偽の通報をした者。

七 第十九條第一項（第二十六條において準用する場合を含む）の規定による退去の命令、又は出入りの禁止若しくは制限に從わなかつた者。

八 第二十七條の規定による届出

を怠つた者。

附則

第一條 この法律の施行期日はその成立の日から九十日を超えない期間内において各規定について政令でこれを定める。

第二條 この法律により許認可を受けなければならない事項で、この法律施行前に警視廳令又は都道府縣令により許認可を受け、その後事情の変更しないものについてはこの法律による許認可を受けたものとみなす。

第三條 この法律により新に構造又は設備を整備しなければならないものはその規模その他の状況により消防執行長は期間を限りこれを延期せしめることができる。

第四條 從來廳道府縣令によつて危険物の取扱主任者と認定せられた者はこの法律によりその資格を與えられたものとする。

第五條 國家消防廳によりて推薦せられたる火災予防上必要な事項を都市町村が行う事ができる。

〔坂東幸太郎君登壇〕

○坂東幸太郎君 ただいま議題となりました消防法案について、治安及び地

方制度委員会を代表して、提案の理由及び本案の要旨を簡単に御説明いたします。

まず最初に、本案起草の経過について申し上げます。本委員会は、十月二日消防法案起草のため小委員を選定いたしました後、小委員会を開くこと五回及び協議会を開くこと数回にわたって、川橋小委員長のもと、直接起草に当られた中垣委員及びその他の委員の非常なる努力によつて、十一月十九日一應小委員会の成案を決定いたしました。十二月六日、小委員会成案を本委員会に報告せられ、今十二月八日、委員会の成案を決定いたしました。ここに提出の運びとなつた次第であります。

次に、本案の要旨を簡単に申し上げます。消防法案は、政府提出の消防組織法案と一体となつて、消防の完璧を期さんとするものであります。消防組織法案と同様、警察制度の根本的改革に伴い、消防を警察より分離独立せしむることとなつたので、ここに提案する次第であります。消防組織法案の委員長報告の際に申し述べました通り、消防法案は、消防の実体的規定、すなわち水火災等の予防警戒並びに水

主たる内容となつております。

本法は、まずその目的として、火災を予防警戒及び鎮圧するとともに、火災時における人命及び財産を救護し、もつて安寧秩序を維持し、社会公共の福祉の増進に資することを規定しております。以下、第二章に火災予防について、第三章に火災鎮圧について、第四章に捜査及び調査について、第五章に雑則として風災、震災その他の災害の警戒、防禦及び救護の事務について規定し、最後に本法に規定する事柄について違反ある場合の罰則について詳細に規定したのであります。以上が、本案の要旨であります。

本案は、内務省解体に伴う警察制度の根本的改革による警察法の制定、消防組織法の制度と相まつて制定せられるものであります。現在一日一億以上にも及ぶ火災による損害の実情に鑑み、火災予防のために全力をあげるため、消防職員の権限を強化して火災予防の充実を期すべく、立入検査、調査等の問題について規定したのであります。ここに、本案起草にあたり委員諸君の熱心な御努力に対し厚く感謝いたします。するとともに、何とぞ諸君の御賛同を賜わらんことを切望するものであります。

ます。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決されました。

会計検査院法の一部を改正する法律案

律案 (内閣提出)

○安平鹿一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、会計検査院法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長

の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

会計検査院法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。財政及び金融委員会理事川合彰武君。

律案

会計検査院法の一部を改正する法律案

会計検査院法の一部を次のように改正する。

第四條第四項を次のように改める。検査官の受ける俸給の額は、國務大臣の受ける俸給の額に準ずる額とする。

附則

この法律の施行の期日は、政令でこれを定める。

会計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔川合彰武君登壇〕

○川合彰武君 たいま議題となりました会計検査院法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

会計検査院法によりますると、会計検査官の俸給は年五万円の定額となつておりますが、最近の物價事情並びに検査官の地位職責等から見て、これを大體國務大臣並みの俸給額とするのが適當であるかと思つております。現在國務大臣が受けております俸給額は、各大臣について特に定額制はとつておりませんので、一々辭令を出し、官吏法、官吏俸給令の別表何号

というふうな俸給を給するという制度をとつておりますが、今日政府の考へておりますところは、國務大臣は別途増額を考慮し、定額制をとる方針の下に着々研究を進めているのであります。従つて、この法が施行されるころ——この法は政令をもつて施行することになつておりますが、國務大臣の俸給定額制ということをも前提とし、これと同額、これに準ずる額を検査官の俸給額とせたいというのであります。

以上が、去る八月十四日政府より説明のあつた提案の理由でありまして、爾來委員会を開くこと五回、その間熱心なる質疑應答が交わされ、本日各派共同提案になる次のような修正案が提案されました。今これを朗読します。

附則を次のように修正する。

この法律は、國務大臣の俸給の額が法律の規定で定められ、当該規定が適用される日からこれを適用する。以上であります。

次いで討論を省略し、右修正案並びに修正部分を除く原案について採決いたしました結果、全会一致をもつて可決、よつて本案は修正議決いたしました次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正でありました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

國が施行する内國貿易設備に關する港灣工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徵收に關する法律案(内閣提出) 市街地建築物法の適用に關する法律案(内閣提出)

○安平鹿一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、國が施行する内國貿易設備に關する港灣工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徵收に關する法律案及び市街地建築物法の適用に關する法律案の両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられませんでした。

國が施行する内國貿易設備に關する港灣工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徵收に關する法律案、市街地建築物法の適用に關する法律案、右兩案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。國土計画委員長荒木萬壽夫君。

國が施行する内國貿易設備に關する港灣工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徵收に關する法律案

第一條 國が施行する内國貿易設備に關する港灣工事に因り生ずる土地又は工作物は、公用又は公共の用に供するため國有として存置する必要があるものを除く外、運輸大臣において、その工事の費用の一部を負担した公共團體にこれを讓與することができる。
前項の規定により讓與する土地又は工作物は、同項の公共團體の負担した工事の費用の額に相當する價額の範囲内のものでなければならぬ。
第二條 前條第一項の土地又は工作物で公共の用に供するため國有と

して存置するものは、運輸大臣において、同項の公共團體に無償でこれを貸付し、当該土地又は工作物の維持補修に当らしめるとともに、使用料を徵收せしめその收入に拂せしめることができる。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

國が施行する内國貿易設備に關する港灣工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徵收に關する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔荒木萬壽夫君登壇〕

○荒木萬壽夫君 ただいま議題となりました二つの法律案に關し、國土計画委員会における審議の経過並びに結果の概略を御報告いたします。

最初に、國が施行する内國貿易設備に關する港灣工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徵收に關する法律案に關し御報告申し上げます。

まず第一に、政府提案の理由及びその内容を御紹介申し上げます。現行の勅令たる、國において施行する内國貿易設備に關する港灣工事に因り生ずる

土地又は工作物の下付又は使用料の徵收に關する件は、去る四月に國有財産法が改正になりました。雜種財産は法律をもつて定める場合以外はこれを讓與することができないことになつたのであります。従いまして、昭和二十三年一月一日以降は失効することと相なつたのでございます。しかしながら、港灣の築造、管理及び運営上、本勅令の内容を引続き存置させる必要があり

ますので、本法案が提出された次第であります。

現在港灣は、御承知の通り第一種及び第二種重要港灣にわかれておりまして、前者、すなわち第一種重要港灣は、國がその築造に當つておるのであります。が、實際問題としては、その修築については、通常その費用の一部を地元公共團體に、いわゆる地元負担金として負担させておるのであります。したがしてその反面に、本工事によりまして、きりかき地、埋立地、岸壁、棧橋、浮標等の土地及び工作物の中で、公用または公共用として國有として存置する必要があるもの以外は、港灣の建設、保存、管理及び運営に當ります主務大臣が、その工事費の一部を負担したところの公共團體にその負担額の範囲内これを無償讓與いたし

ておつたのであります。また港灣工事によつてできましたところの港灣施設を公共團體に管理いたさせます。ことが、港灣の管理運営上適當でありますので、港灣工事によつて生じましたところの土地または工作物の中で、公共の用に供しますために國有として存置する土地または工作物を、主務大臣は工事費の一部を負担いたしました。該公共團體に無償で貸付けまして、その維持管理に當らせます。ことに、その使用者から公共團體をして使用料を徵收せしめて、その收入となし、引續いて以上のような方針をとつていこうというのであります。

次に、政府委員との間に行われました質疑應答のおもなる点を御紹介いたします。すなわち、現行勅令と本法とはどんな点で相違しているのか。これに對する政府側の答弁は、その一つは、現行勅令第一條中には、單にその工事の費用の一部を負担したる公共團體に無償で下付するといふだけで、負担額の範囲内という制限を設けておられないのであるが、實際上の取扱ひとしては、この趣旨で運用してきたので、新しく第二項を設けて、この旨を明確にした

のである。その二は、現行勅令では、内務大臣が主務大臣として本事務を担当することになっておるが、昭和十八年十一月一日から、港灣の建設、保存、管理、運営等はすべて運輸大臣の所管事項となつたので、内務大臣を運輸大臣と改めることとした。その三は、現行勅令第二條では、貸付けた土地及び工作物の維持補修は当該公共団体をしこれに当らせる趣旨の明文を欠いていたのであるが、實際上公共団体をしその任に当らせておつたし、また貸付けた國有財産は、貸付を受けたものが当然これを維持管理すべきものであるし、また使用料を徴収することも従來からの建前となつていたので、これらの点を明瞭ならしめることとしたのであるといふのであります。

かくて、討論を省略して、ただちに採決に入り、本法律案に対し採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決された次第であります。以上、簡単なが御報告申し上げます。

次に、市街地建築物法の適用に関する法律案に御報告申し上げます。まず第一に、政府提案の理由とその内容を御紹介申し上げます。学校、百貨店、車庫、アパート、興行場、病院、工場、倉庫、集會場、市場、屠場、旅

館、下宿屋、寄宿舎、舞踏場等の特殊建築物については、保安衛生上、その位置、構造、設備等に関し適當なる取締法規が必要であるので、市街地にあつては市街地建築物法により、その他の地域にあつては独立命令として、都道府縣廳令によつて規定されてまいつたのであります。然るに、此の都道府縣廳令は、昭和二十二年法律第七十二号憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律により、本年十二月末日をもつて失効することになりますので、従前同様の方針を継続するため本法律案が提出された次第であります。

次に、政府委員との間に行われました質疑應答のおもなるものを御紹介いたします。

委員の質疑の第一は、市街地建築物法と臨時建築物制限規則との関係はどうか。これに対する政府側の答弁は、臨時建築物制限規則は、臨時物資調整法に基く経済統制の一環として実施せられたものであつて、不急不要の建築物を極力抑制し、これによつて浮いてきた資材を庶民住宅等の緊急を要する方面に活用しようとするものであるのに対して、市街地建築物法は、建築物を防災、防火、風紀、衛生等の見地から、

特に公衆の利用する特殊建築物について、その構造や配置等を規制するため法的根拠を必要とするものであつて、両法、今はおの／＼別個の使命を有するものである。

質疑の第二は、特殊建築物とはいかなるものか。これに対する政府側の答弁は、市街地建築物法第十四條に規定する学校、集會所、劇場、旅館、工場等であつて、公共的色彩の強いもので、特に保安、衛生、風紀等の見地から、一般建築物より強い建築規制を必要とするものである。

質疑の第三は、本法律案に基いて、今後いかなる措置をなさうとしているか。これに対する政府側の答弁は、從來独立命令として施行されてきた都道府縣廳令に含まれていた各種の特殊建築物中、特に必要と思われる旅館、興行場、浴場、危険物処理所等について、保安、衛生の見地からする取締りの上に空白の時期を生ぜしめないよう、とりあえず各都道府縣令中の必要な條項だけを附令として拾い上げて生かしていきたいと思ふ。

質疑の第四は、市街地建築物法を全面的に改正する意向はないか。これに対する政府側の答弁は、市街地建築物法並びに關係法令は、大正八年に制定

以來数次の改正は行われてまいつたのであるが、時代の進展とともに、また職災都市の復興という面からも全面的に改正の必要を認め、適當の時期に國會に提案すべく目下研究中であつて、特殊建築物に關しても、その際詳細に規定するつもりである。従つて本法律案は、それまでの間の暫定手段と必得である。

質疑の第五は、特殊建築物に關する都道府縣廳令を失効させた方が、これらの建築が促進されてかえつて適當ではないか。これに対して政府の答弁は、お説のような効果もいくらかあるとしても、それ以上に公共の保安衛生等の立場から特殊建築物を規制する必要性が痛感されるので、本法案によつて継続していかなばならぬと考えている。また從來府縣廳令によつて規制されていた程度以上にきつくるつもりではないから、從來以上に建築に支障を來すわけではない。

最後に、足立梅市君、村瀬宣親君、内海安吉及び今村忠助君より、異口同音に特に開陳されました質疑は、現行の特殊建築物に關する都道府縣廳令の内容を見るに、その対象建築物及び規制の内容は、各地方の実情に即應させるために相當の差異が生じているよう

である。しかるに、本法律案によれば、市街地建築物法が全國画一的に適用され得ることとなるので、文字通りに適用するならば、府縣次第によつては、無用の廣範圍にまで取締りを強化されるおそれがある。先ほど政府側が述べられたように、本法に基く附令は、現行都道府縣廳令の内容をそのまま生かすように規定するといふものの、政府当面の責任者次第によつては、いささかの不安なしとしないが、この点に關する政府の良心的な見解を質しておきたいといふのであります。

これに対し政府側の答弁は、本法律案に基く附令は、現行の内務省令及び都道府縣廳令に定むる規制対象物の種類と規制内容以上のものを規定せんとする必要を認めないし、また従つて、さような考えは政府としてもつていないことを繰返し責任をもつて申し上げたい。なお本法律案は、内容的に多少明瞭を欠くきらいがあるが、何分にも時間的に余裕もなかつた実情であるから、本法案の運用に際し、附令の面において御懸念のような結果にならぬよう、御意見のあるところを十分に具現したいと思ふといふことでありました。

法律案に対し採決の結果、全会一致を
もつて原案通り可決された次第であり
ます。以上、簡単なから御報告申し上
げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 両案を一括して
採決いたします。両案は委員長報告の
通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めます。よつて両案は委員長報告の通
り可決いたしました。

○安平鹿一君 残余の日程を延期し、
明九日午前十一時より本会議を開くこ
ととし、本日はこれにて散会せられん
ことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めます。よつて動議のごとく決しまし
た。

議事日程は公報をもつて通知いたし
ます。本日はこれにて散会いたしま
す。

午後六時十七分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 片山 哲君

出席政府委員

法政局次長 井手 成三君

佐多 忠隆君

内務政務次官 長野 長廣君

大藏政務次官 小坂善太郎君

大藏事務官 河野 通一君

大藏事務官 前尾繁三郎君

大藏事務官 伊原 隆君

大藏事務官 石原 周夫君

農林政務次官 井上 良次君

農林事務官 山添 利作君

運輸事務官 有田 喜一君

大藏大臣 栗栖 越夫君

厚生大臣 一松 定吉君

商工大臣 水谷長三郎君

運輸大臣 北村徳太郎君

定價一部 一四四十銭

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一〇書局
印刷局
振替東京九〇〇〇〇書課